

令和3年11月閉会中 5か年計画特別委員会の概要

日時 令和3年11月4日(木) 開会 午前10時
散会 午後5時41分
令和3年11月10日(水) 開会 午前10時
散会 午後5時3分
令和3年11月17日(水) 開会 午前10時
散会 午後5時15分
令和3年11月19日(金) 開会 午前10時
閉会 午後5時2分

場所 第4委員会室

出席委員 齊藤正明委員長
田村琢実副委員長
逢澤圭一郎委員、宮崎吾一委員、藤井健志委員、美田宗亮委員、飯塚俊彦委員、
武内政文委員、須賀敬史委員、中屋敷慎一委員、平松大佑委員、柿沼貴志委員、
井上航委員、白根大輔委員、山根史子委員、橋詰昌児委員、権守幸男委員、
秋山もえ委員

欠席委員 なし

説明者 「5か年計画特別委員会における説明者・発言」のとおり

会議に付した事件並びに審査結果

議案

議案番号	件名	結果
第118号	埼玉県5か年計画の策定及び埼玉県防犯のまちづくり推進計画等の変更について	—

審査事項

日 程	1 2 の 針 路
11月4日 (木)	針路1 災害・危機に強い埼玉の構築
	針路2 県民の暮らしの安心確保
	針路3 介護・医療体制の充実
11月10日 (水)	針路4 子育てに希望が持てる社会の実現
	針路5 未来を創る子供たちの育成
	針路6 人生100年を見据えたシニア活躍の推進
11月17日 (水)	針路7 誰もが活躍し共に生きる社会の実現
	針路8 支え合い魅力あふれる地域社会の構築
	針路9 未来を見据えた社会基盤の創造
11月19日 (金)	針路10 豊かな自然と共生する社会の実現
	針路11 稼げる力の向上
	針路12 儲かる農林業の推進

※「第3編 地域別施策」については、「第2編 全体計画」の審査と併せて各地域の内容を審査した。

その他

第118号議案に対する審査は継続して行うこととなった。

【説明者】

「針路1 災害・危機に強い埼玉の構築」

[企画財政部]

堀光敦史企画財政部長、中山貴洋政策・財務局長、竹内康樹計画調整課長、
北聡子地域政策課長

[総務部]

鶴見恒管財課長

[県民生活部]

久保佳代子国際課長

[危機管理防災部]

安藤宏危機管理防災部長、澁澤陽平危機管理防災部副部長、内田浩明危機管理課長、
武井裕之消防課長、山田勲災害対策課長、金子亮化学保安課長

[環境部]

佐々木亨資源循環推進課長

[福祉部]

岸田正寿高齢者福祉課長、鈴木康之障害者福祉推進課長

[保健医療部]

関本建二保健医療部長、小松原誠保健医療部副部長、横内治感染症対策課長
坂行正医療整備課長、橋谷田元生活衛生課長、芦村達哉薬務課長

[産業労働部]

近藤一幸産業支援課長

[農林部]

野口雄一郎農業支援課長、佐野且也森づくり課長、稲場康仁農村整備課長

[県土整備部]

北田健夫県土整備部長、磯田忠夫県土整備部副部長、水草浩一参事兼河川砂防課長、
武澤安彦県土整備政策課長、小島茂県土整備政策課政策幹、落合誠道路街路課長、
相原秀行道路環境課長、長谷部進一河川環境課長

[都市整備部]

村田暁俊都市整備部長、関根昌己都市整備部副部長、坂田直人都市整備政策課長、
鳴海太郎都市計画課長、小島孝文市街地整備課長、辻幸二公園スタジアム課長、
若林昌善建築安全課長

[企業局]

鈴木喜弘水道管理課長

[下水道局]

岸田秀参事兼下水道事業課長

[教育局]

関根章雄財務課長、松中直司保健体育課長

[警察本部]

桑島正彦交通規制課長、千葉正警備課長、高橋武危機管理課長

「針路2 県民の暮らしの安心確保」のうち「施策5 防犯対策の推進と捜査活動の強化」

ないし「施策7 消費者被害の防止」

[企画財政部]

堀光敦史企画財政部長、中山貴洋政策・財務局長、竹内康樹計画調整課長、
北聡子地域政策課長

[県民生活部]

真砂和敏県民生活部長、市川善一県民生活部副部長、若松孝治消費生活課長
菅原誠防犯・交通安全課長

[保健医療部]

芦村達哉薬務課長

[産業労働部]

田中健雇用労働課長

[農林部]

島崎二郎農産物安全課長、佐野且也森づくり課長

[県土整備部]

北田健夫県土整備部長、磯田忠夫県土整備部副部長、武澤安彦県土整備政策課長、
小島茂県土整備政策課政策幹、落合誠道路街路課長、相原秀行道路環境課長

[都市整備部]

若林昌善建築安全課長

[教育局]

鎌田勝之高校教育指導課長、松中直司保健体育課長、渡辺洋平義務教育指導課長

[警察本部]

古田土等総務部長、橋口真理子情報管理課長、原政樹施設課長、青木功装備課長、
三浦孝一警務課長、山並俊彦教養課長、會田雄一生活安全総務課長、
小田智一人身安全対策課長、坂本正憲生活経済課長、松尾直樹サイバー犯罪対策課長、
佐藤誠一通信指令課長、山崎満刑事総務課長、日比修史捜査第二課長、
小谷和樹捜査第四課長、伊藤好秀薬物銃器対策課長、野桑国明国際捜査課長、
谷川裕保交通総務課長、矢口順一交通指導課長、桑島正彦交通規制課長、
市川光浩運転免許課長、佐藤拓也公安第一課長、

「針路2 県民の暮らしの安心確保」のうち「施策8 食の安全・安心の確保」ないし「施
策10 生活の安心支援」

[企画財政部]

堀光敦史企画財政部長、中山貴洋政策・財務局長、西村朗地域経営局長、
竹内康樹計画調整課長、北聡子地域政策課長、石川護土地水政策課長

[環境部]

山井毅水環境課長

[福祉部]

山崎達也福祉部長、和泉芳広少子化対策局長、佐々木政司社会福祉課長、
藤岡麻里地域包括ケア課長、大熊誉隆少子政策課長

[保健医療部]

関本建二保健医療部長、吉永光宏食品安全局長、高橋司参事兼疾病対策課長、
橋谷田元生活衛生課長、坂梨栄二食品安全課長

[産業労働部]

田中健雇用労働課長

[農林部]

島崎二郎農産物安全課長、佐野且也森づくり課長

[都市整備部]

中村克住宅課長

[企業局]

磯田和彦企業局長、高橋伸保水道部長、加藤政寿水道企画課長、鈴木喜弘水道管理課長

[教育局]

塩崎豊人権教育課長

「針路3 介護・医療体制の充実」

[企画財政部]

堀光敦史企画財政部長、中山貴洋政策・財務局長、竹内康樹計画調整課長、
北聡子地域政策課長

[危機管理防災部]

武井裕之消防課長

[福祉部]

山崎達也福祉部長、金子直史地域包括ケア局長、藤岡麻里地域包括ケア課長、
岸田正寿高齢者福祉課長

[保健医療部]

関本建二保健医療部長、仲山良二保健医療部副部長、高橋司参事兼疾病対策課長、
縄田敬子保健医療政策課長、横内治感染症対策課長、川崎弘貴国保医療課長、
坂行正医療整備課長、加藤孝之医療人材課長、黒澤万里子健康長寿課長、
芦村達哉薬務課長

[産業労働部]

益城英一産業人材育成課長

[都市整備部]

中村克住宅課長

[教育局]

鎌田勝之高校教育指導課長、松中直司保健体育課長

[警察本部]

伊藤好秀薬物銃器対策課長

【議案に対する質疑（「針路1 災害・危機に強い埼玉の構築」）】

須賀委員

針路1の質疑であるが、針路全般に関わることについて確認したいがよろしいか。

委員長

質疑を認める。

須賀委員

各施策について全て指標を設定していると思うが、主な取組の中には新規の取組が幾つもある。施策の指標を見ると、現行の5か年計画の指標を準用しているところが多く見受けられるように感じる。これからの5か年ということを考えれば、新規の取組について、積極的に指標化していく方がよいのではないかと考えるが、指標の選定に当たっては、どのように

考えているのか。

計画調整課長

主な取組については、施策内容で示している今後の5年間で取り組むべき施策の方向性に基づき、施策の実現に向けて具体的な方策を記載したところである。一方、施策の指標については、施策ごとの内容を踏まえ、施策全体の進捗状況を把握できるか、あるいはアウトカムになっているか、県民に分かりやすいかなどを総合的に勘案して設定し、施策実現に向けての達成度を測るものとなっている。具体的方策としての主な取組については、施策を有効に達成するために新たに追加・修正などを行っているが、施策実現の達成度を測る施策の指標については、施策の実現に向けて最適なものである場合には、新たに設定する必要はないと考えている。

中屋敷委員

施策の審査に入る前に、針路1では2040年を見据えた方向性、それからその下に分野別施策があるという構成になっている。特に、針路1の方向性では、最初に流域治水となっているが、分野別施策では、危機管理・防災体制の再構築が最初に記載されている。方向性と分野別施策の順番が、他の部分はおおむね合致しているが、プライオリティをどのように考えてこのような順番にしているのか。

計画調整課長

考え方としては、まず背景で2040年に向けての現状を取り巻く課題、今後の動向などを書かせていただいている。そういった順番になるべく沿った形で方向性を記述している。

中屋敷委員

背景の部分は分かる。これからの方向性を指し示す順番というのが、分野別施策になると、「危機管理防災体制の再構築」が最初にあるが、方向性の最初に書かれているのは「流域治水」である。分野別施策の順番と方向性の中で書かれている順番が合致していない。他のところはおおむね合致しているが、ここは行ったり来たりしているので分かりにくいということでお尋ねをしている。

計画調整課長

今の段階では、方向性のところは、流域治水と危機管理防災体制の再構築ということで、書きぶりは施策の順番にはなっていない。

中屋敷委員

今のところなっていないということであるが、これは議案として提出しているものである。何が望ましいかということをお尋ねしている。

計画調整課長

先ほども申し上げたとおり、背景と方向性の整合を図っているが、後の施策との整合については、どう記載すれば分かりやすいか検討させていただきたいと考えている。

政策・財務局長

方向性と施策の順番については御指摘のとおりだが、我々の意図としては、例えば14ペ

一ジの「将来像1 安心・安全の追究」で、2040年の課題というのは、巨大地震や台風・豪雨といったことである。目指すべき将来像も危機や災害ごとのシナリオ作成や訓練という形で組み立てをしており、それを受けて、25ページの背景がそういう順番に並んでいる。後ろの施策の順番との関係は御指摘のとおりだが、我々はそういう考え方で、災害危機対応から書いている。

藤井委員

- 1 「施策1 危機管理・防災体制の再構築」について、消防職員の教育は重要だと考えている。昨年度は新型コロナウイルスの影響もあり十分な教育ができなかったと思われるが、主な取組に消防職員の教育体制の充実を位置付けるべきではないか。
- 2 自主防災組織の組織率の指標が96パーセントとなっているが、100パーセントを目指すべきではないか。
- 3 主な取組では自主防災組織の活性化の促進となっているので、指標としては活性化を図る指標、例えば防災訓練の実施率や自主防災組織の計画の策定率などを設定すべきではないか。

消防課長

- 1 消防職員の能力向上は重要な観点であると考えている。消防職員の育成は消防本部が中心となって行っているところであり、消防学校の教育に関して主な取組に位置付けるかについては県としてプライオリティを考慮して決定したものである。

危機管理課長

- 2 自主防災組織の組織率については、現在、全国一位の兵庫県で97.7パーセントとなっている。それらを踏まえ、今後5年間の指標設定については、全国上位10県の平均値を目指し、96パーセントと設定させていただいた。
- 3 自主防災組織については、現在組織の高齢化等の問題が発生している。まずは組織率の向上を目指すか、その取組の中で若者を取り込んでいくなど、活性化に向けた取組も推進していく。

藤井委員

- 1 県としてプライオリティを考慮したとのことであるが、消防職員の教育は重要であると考えているので検討していただきたい。(意見)
- 2 組織率については全国との相対値で設定するのではなく、より高みを目指すべきだと思うが、どう考えているか。
- 3 計画の策定などまだまだ取組が進んでない点に関して指標を設定すべきと考えるが、どう考えているか。

危機管理課長

- 2 当然のことながら高みを目指しているが、今回は全国上位10県の平均値を目指し、96パーセントと設定させていただいた。
- 3 組織率を高めていくことと同時に、計画の策定など既存自主防災組織の活動活性化に関する取組は推進していく。

逢澤委員

- 1 主な取組「更なる消防広域化の推進」について、文言からは消防広域化をしなければならぬと感じるが、地域の事情を考慮しないで消防広域化を進めるのか。
- 2 静岡県熱海市の盛土による土砂災害が起きた事実がある中で、本県においても小川町のメガソーラー建設による盛土問題も発生している。盛土に関する安全の考え方、担保について盛り込まなければならないと考えるがいかがか。
- 3 「治水対策によって床上浸水被害の解消が想定される家屋数」の指標について、現計画の目標が達成できないから視点ずらしとして目標を変えているとしか思えないが、どう考えているのか。
- 4 主な取組「河川の流下能力等を確保するための土砂撤去や樹木伐採の推進」とある。土砂撤去については浚渫という言葉を使うことが多いと思うが、土砂撤去を使う理由は何か。
- 5 主な取組「ゲリラ豪雨対策の実施」について、近年では線状降水帯など時間雨量50ミリメートルを超えて、100ミリメートルに達するような降雨が観測されていることを踏まえ、内水対策を全面的に推し進めていくべきと思うが、どのように考えているのか。

消防課長

- 1 消防広域化は、消防組織法で自主的な市町村の消防広域化を推進するとなっているため、自主的な市町村の広域化の取組について、県は支援を行っていく。

県土整備政策課政策幹

- 2 国から照会があり、現在、盛土の総点検として国の点検要領に基づき、リスクが高い箇所調査・点検を行っている。年内を目途に調査・点検し、実態の把握に努めたいと考えている。5か年計画案への記載についてであるが、盛土に廃棄物が混ざっていることがあり、環境部で所管している「施策45 資源の有効活用と廃棄物の適正処理の推進」において、廃棄物の適正処理、対応の徹底を掲げていると聞いている。

参事兼河川砂防課長

- 3 前回の指標については、過去10年間の水害統計を基に作成している。しかし、一昨年、令和元年東日本台風という大きな洪水が発生し、床上床下浸水が大量発生している中で、まずは生活再建・企業の復興を優先し、床上浸水の解消を目指すこととした。
- 5 ゲリラ豪雨とは一般に市街地などで短時間かつ突発的・局所的に降る大雨と言われている。一方、雨の降り方に関わらず、河川に排水されるまでの間に溢れる水が、内水であり、内水対策は市町村の下水道管理者が実施するものである。河川管理者の県は、内水を受け入れるための河川整備を実施している。このような内水による浸水被害の軽減対策として、河川管理者の県と下水道管理者の21市町が連携した取組を行っている。そのため、河川整備は内水対策に間接的に寄与するものの、主として下水道管理者が対策を実施するものであることから、河川管理者としては、指標として考えていない。

河川環境課長

- 4 一般的に水面より下のものを取り除くときに浚渫という言葉を使っている。今回の「土砂撤去や樹木伐採」については、水面から上に出ている部分も合わせて取り除くことが多いことや土砂を撤去するという視点からこうした表現をしている。

逢澤委員

- 1 消防広域化について、自主的な市町村の広域化の取り組みを支援していくのであれば、「自主的な」という表現を入れたらどうか。
- 2 盛土の関係は、廃棄物ということで環境部ということであるが、現に土砂災害の問題も起きているので、治山対策もしっかり講じていく必要があると思うがどうか。
- 3 突発的な豪雨が頻発する中で、内水は市町村が対策するものであるが、まずは市町村と連携していくべきだと考えているがいかがか。

消防課長

- 1 自主的な取組が前提ではあるが、県としてその言葉を計画の中に入れる必要はないと考えている。

参事兼河川砂防課長

- 2 限定的な回答になるが、所管する砂防の関係、いわゆる砂防指定地等に関しては、盛土か盛土ではないかに関わらずしっかりと管理及び指導していきたい。
- 3 内水対策については、21市町と対策方法を協議しているので、引き続きしっかりと連携していきたい。

森づくり課長

- 2 治山について、森林法に基づいて山腹の崩壊、土砂の流出等の山地災害を防止するために保安林の維持造成を行っているので、引き続き保全対策を行っていく。

美田委員

- 1 「施策2 大地震に備えたまちづくり」の主な取組「住宅密集地の改善促進」について、現行の5か年計画の取組に比べやや後退した印象を受けるが、現行の「密集した市街地の防災機能の強化」の方が具体的にいいのではないか。「住宅密集地の改善促進」とした意図は何か。
- 2 幹線道路のミッシングリンク解消や多車線化について、幹線道路のミッシングリンク解消は各地域から要望が多く、県内経済の発展にも大きく貢献することと、災害時にも役立つということから、県民は非常に期待をしている。具体的な箇所と年限を指標化すべきと考えるがいかがか。
- 3 緊急輸送道路の啓開の優先順位など定めるべきではないか。また、発災時における啓開時間を指標とすべきではないか。
- 4 「橋りょうの耐震補強率」について、令和8年度までに85.8パーセントを整備するとしているが、この数字を具体的に説明する必要があるのではないか。
- 5 「電線類の地中化の整備延長」について、具体的な整備に対する記載がない。6年間で10キロメートルも整備できないのであれば、緊急輸送道路や災害時緊急拠点の近くに絞った整備延長にした方がよいのではないか。また、目標の根拠で過去5年間の実績を踏まえたところがあるが、従来のペースでは遅いように感じる。他の根拠を求めてペースを加速化させる必要があると思うがどうか。

市街地整備課長

- 1 現行の計画期間では、取組の初期段階であり、県が調査やモデル事業でノウハウを蓄積させ、市町村が自主的に取り組めるよう令和元年度に「住宅密集地改善の手引」を策定し

た。次の段階として、県が市町村にノウハウを提供し、積極的に市町村を支援していくため「住宅密集地の改善促進」とした。

道路街路課長

- 2 ミッシングリンクの解消については、現在、6路線7か所で整備を進めており、毎年度、当初予算の中で公表している。5か年計画の指標化については、地元調整や用地取得と関係があるため、具体的な箇所と年限を記述するのは難しいと考える。

県土整備政策課政策幹

- 3 首都直下地震を想定し、震災後の人命救助活動を円滑に進めるため、速やかに道路を切り開くための考え方や、手順等について定めた埼玉県道路啓開計画を平成28年度に策定している。当該計画では、緊急輸送道路等から優先啓開候補ルートを設定し、48時間以内に道路啓開完了を目標としている。また、建設業協会やレッカー協会とともに、速やかな道路啓開が行えるよう車両移動等の訓練を毎年行っている。

道路環境課長

- 4 平成28年の熊本地震において、平成8年より古い基準で建設された橋りょうに被害があった。これを踏まえ、「平成8年より古い基準で建設された橋りょうの耐震補強率」を指標としている。平成8年より古い基準で建設された橋りょう424橋のうち、296橋の耐震補強が完了しており、進捗率は69.8パーセントである。残る橋りょうのうち、緊急輸送道路上の橋、跨線橋及び跨道橋の耐震補強を行い、令和8年度までに364橋、すなわち85.8パーセントの完了を目指すものである。
- 5 現行の5か年計画では、5.4キロメートルを整備することとしている。次期5か年計画案では、8.2キロメートルを整備するとしており、現行の5か年計画よりもペースアップしている。なお、指標は実績をベースに計画しており、電線類の地中化は時間や予算がかかるため、極端なペースアップは困難である。

美田委員

- 1 発災時において48時間以内に道路啓開するという目標があるならば、指標に入れられるのではないか。
- 2 電線類の地中化の整備について、整備に時間がかかるのであれば、緊急輸送道路や災害時緊急拠点の近くを優先すべきでないか。また、5年間の実績を基準にするのではなく、別の根拠を求めた方がよいのではないか。

県土整備政策課政策幹

- 1 平成28年度に計画を策定し、計画において48時間を目標として定めており、それを前提に定期的に訓練を行っていることから、指標として書き込む必要がないと考えている。

道路環境課長

- 2 今後、電線類の地中化の整備を予定している路線は25か所ある。そのうち、緊急輸送道路は11か所あり、県としても緊急輸送道路を重点的に進めている。なお、電線地中化は整備に時間がかかるため、整備実績を重視して指標を定めた。

宮崎委員

- 1 「施策4 感染症対策の強化」の主な取組で、保健所に関する記載がないのはなぜか。
- 2 感染症対策について、抵抗力が弱い高齢者支援が書かれているのに福祉部が担当部局に入っていないのはなぜか。同様に、エイズの予防啓発について、感染症教育の観点から教育局が担当部局に入っていないのはなぜか。
- 3 主な取組で数ある感染症が記載されている中、エイズのみの特化した理由はなぜか。現状のエイズについての施策に関する資料はあるのか。
- 4 指標について、感染症病床数75の内訳はどうなっているのか。また、目標の残り10床をどこから確保するのか。
- 5 受入連携協定の締結について、締結後の運営も重要な課題と考えるが、適正な業務委託や外部委託についてどのように考えているのか。

感染症対策課長

- 1 保健所については「主な取組」で「感染症の発生、流行に関する情報共有・収集体制の確立」の中で取り組んでいく。新型コロナウイルスのように大規模な新興感染症が再び発生する場合には、全庁的な応援体制、派遣看護師等の外部人材の活用、民間への業務委託の推進等の経験を踏まえて保健所の体制の強化を図っていく。
- 3 エイズ発症の前に早期発見し、HIVの早期治療につなげるために保健所において定期的にHIV抗体検査や予防啓発を実施している。また、相談事業として電話によるエイズホットラインの開設やエイズ専門相談員派遣事業を実施してきた。特化した理由については、以前エイズは不治の病であり、感染すると死に至るものとして恐れられていたが、近年は早期発見し、治療を開始することでエイズの発症が抑えられるだけでなく、他者への感染リスクも低下し、通常の生活が送れるようになった。このため、早期発見で治療に結びつくよう県として積極的に取り組む必要があると考えている。なお、エイズに関する推移だが令和2年度の速報値で発症者11人、感染者が18人、計29人である。
- 4 国の配置基準の64床を上回っているが、第二次保健医療圏単位では、人口規模から見ると病床数が不足しているエリアがあり、その不足分を満たすために更に10床整備することとし、目標値を85床としている。75床の内訳は、第一種病床は県内全域で4床、第二種病床は南部保健医療圏で0床、南西部保健医療圏で4床、東部保健医療圏で7床、さいたま保健医療圏で10床、県央保健医療圏で9床、川越比企保健医療圏で8床、西部保健医療圏で0床、利根保健医療圏で4床、北部保健医療圏で29床、秩父保健医療圏で0床である。残り10床は、新型コロナ感染症の患者受入を積極的に行った医療機関等に働き掛けていく。
- 5 現在6施設と受入協定を締結している。協定外も含め14施設を運営している経験を踏まえ適切に対応していく。

高齢者福祉課長

- 2 福祉部としても、例えば感染が発生した施設に対して感染管理の専門家が指導する取組や応援職員を派遣する取組を進めており、関係する部局であるが担当部局とまでは位置付けていない。

保健体育課長

- 2 学校においても感染症に対する学習指導がなされている。具体的には、感染症の予防

について、日常生活の中で児童生徒の手洗いやうがいの励行、今回の新型コロナウイルス感染症の対策では手指の消毒の徹底といったことを保健指導の中で行っている。また、保健の授業などでは感染症の予防について学習を行っている。これらの学校における感染症対策は、針路5の施策20や針路6の施策25に記載のある子供たちの健康の保持増進を目的とした日々の学校保健活動や学校保健の取組の中に位置付け、学校教育活動全体を通して計画的に実施しているところである。これらを踏まえ、今後も児童生徒の健康と安全を守るため、各種の学校保健活動を充実させ、学校における感染症対策に取り組んでいきたい。

宮崎委員

感染症病床数75の内訳について資料を要求する。

委員長

感染症病床数75の内訳について、本委員会として要求することに異議はないか。

< 異議なし >

委員長

異議なしと認め、執行部におかれては、速やかに提出をお願いする。なお、資料は提出があり次第、控室に配布しておく。

宮崎委員

主な取組で「感染症の発生、流行に関する情報共有・収集体制の確立」の中に含まれているため、保健所については記載されていないとのことだが、そもそも感染症対策の強化としては情報共有より体制強化が必要なのではないか。

感染症対策課長

主な取組の中の「感染症の発生、流行に関する情報共有・収集体制の確立」の中で、しっかり現状の体制についても確立を図っていく。

武内委員

- 1 委員からの質疑に対し、計画調整課長から「今のところ」という答弁があったが、審査後の見直しや訂正を予定しているのか。
- 2 施策内容にFEMAという言葉が唐突に入っている。主な取組の中でFEMAに言及されている点は見受けられないと思うが、なぜこの言葉が入っているのか。

計画調整課長

- 1 修正をするという考えはない。

企画財政部長

- 1 先ほどの針路1に関する説明が不足していたので、補わせていただく。針路1の四つの施策のうち、施策2から4が個別の危機事案という位置付けであり、施策1が全体をカバーする総論となる。針路1の「背景」と「2040年を見据えた方向性」は文章であるため、事例を先に挙げて、それを総括するという構成とし、ストーリーとして読めるように

している。針路1における分野別施策の掲載順番は、危機管理全体の施策を最初に出した方が、全体としてやりたいことが明確にお伝えできると考え、針路と分野別施策のどちらからアプローチしても分かるようにした。どちらを優先して記載すべきかは議論があると思うが、このような判断で記載したところである。

危機管理課長

2 主な取組の三つ目、「危機や災害ごとのシナリオ作成・訓練の実施による関係機関との連携強化」がFEMAの記載に直結する。また、主な取組ではその他にも、一つ目、二つ目及び五つ目の取組がFEMAの機能に関係する取組である。以上四つの取組に関係するため、施策内容にもFEMAの記載を入れている。

武内委員

施策内容にFEMAの記載がなくても取組の内容は理解できると思う。(意見)

飯塚委員

先ほどの宮崎委員への感染症病床数に関する答弁において、第二種病床が北部保健医療圏で29床、南部保健医療圏で0床と非常にアンバランスな感じであるが、この偏在を解消することについてどのように考えるのか。

感染症対策課長

県全体としては配置基準64床を上回って現在75床である。ただし、第二次保健医療圏ごとに見ると足りていないところがある。バランス等を見ながら、新型コロナ感染症の患者を積極的に受け入れている医療機関等に中心に働き掛けを行っていく。

白根委員

- 1 27ページの施策指標「消防団員の定員に対する充足率」について、充足率より団員の在籍年数、定着率の方が重要と考えるが、県では消防団員の在籍年数を把握しているのか。
- 2 第二種病床が南部保健医療圏で0床とのことだが、人口が集中しているところがそのような状態でいいのか。

消防課長

- 1 消防団員の在職年数に関するデータはないが、昨年度に退団した消防団員の在籍年数に関してのデータがある。これによると10年未満が45パーセント、10年から20年が26パーセント、20年から30年が20パーセント、30年以上が8パーセントとなっており、10年未満で退団している団員が多い。

感染症対策課長

- 2 県南部は確かに人口が集中している。何とかこうしたところにも感染症病床を整備できるよう、現在コロナ患者を積極的に受け入れている医療機関等に働き掛けていく。

白根委員

学生などの若者に対する取組があるが、学生は就職で1、2年で辞める人が多い。取組に関して客観的に分析していただきたい。(意見)

柿沼委員

- 1 施策3「治水・治山対策の推進」において、土砂撤去や樹木伐採では水量を保つため浚渫が重要と思う。浚渫という文字を入れた方がいいと思うが、なぜ入っていないのか。
- 2 32ページの「感染症対策の強化」について、「初動体制の整備」とあるが、感染症患者の搬送用車両が現在4台と聞いている。これで初動体制に問題はないのか。また、平時のうちからも含めてどのような対策を行っていくのか。

河川環境課長

- 1 一般的に水面より下のものを取り除くときは「浚渫」を使っている。御指摘のとおり、洪水時の流下能力をしっかりとるためには水面の下の土砂を取り除くことが大事である。土砂掘削というのは水面の上も下も合わせて広い意味で土砂掘削するという表現をしている。それをすることによって、河川断面が広がるとともに流下能力が高まるということからそのような表現としている。

感染症対策課長

- 2 搬送車両は現在、予算上では50台の車両を借り上げるということで措置をしている。ただ、今は感染状況が比較的落ち着いているため、稼働しているのは36台となっている。今後も感染状況に応じて臨機応変に対応していきたい。

柿沼委員

ヨシやアシが河川の中に繁茂しているが、その辺も含めて樹木伐採となっているのか。

河川環境課長

河道内にアシやヨシが望ましくない状況でたくさん生えていることを認識している。その辺を含めて土砂撤去という中でアシ・ヨシも取り除いているという状況である。

平松委員

- 1 大規模な民間施設や大学など、災害時に人々が避難できるような施設に自家発電システムの導入促進を行っていく考えはないのか。
- 2 主な取組に、帰宅困難者対策が含まれていないのはなぜか。
- 3 緊急輸送道路については、災害時に車両が通れるかどうかを事前に把握しておくことが大事だと考える。カメラ等でリアルタイムに状況を把握する取組が必要だと思うがどうか。
- 4 ゲリラ豪雨対策の実施について県でできることはないのか。

災害対策課長

- 1 地域防災計画において、企業が果たす役割として生命の安全確保や二次災害の防止などリスクマネジメントに努めることを明記している。自家発電システムの導入については企業の事業継続計画、すなわちBCPの作成を通じて、個々の企業に判断してもらう内容と考えている。企業のBCP作成について、産業労働部や商工団体を通じて支援を行っている。
- 2 帰宅困難者対策は、東日本大震災を受け急ピッチで対策を進めた。県内の主要7駅に協議会を設置するとともに、市町村の協力を得て駅周辺に公共施設や民間施設を活用した一時滞在施設を確保している。協議会では、例年、実働や情報伝達の訓練や会議を行うなど、対策の枠組みはできてきており、毎年ブラッシュアップをしてきている。今後の5年間に

については、新たな取組を加えるというよりは、取組を更にブラッシュアップしていくこととしており、地域防災計画にも明記している。そちらの方でしっかり対応していく。

道路環境課長

- 3 現在、路面状況を確認するため、アンダーパス13か所のうち12か所のほか、冬季の凍結対策など、全部で54か所に設置している。緊急輸送道路は約1,100キロメートルあり、全てを把握できるカメラを設置するのは困難であるが、必要に応じカメラの設置を検討したい。

参事兼河川砂防課長

- 4 市の内水を河川に受け入れさせるためには、河川水位を下げなければならない。県としては河川水位を下げるために、河川整備や調節池整備、河川への流出を抑制するための施設の整備を実施している。さらに中高頻度の水害リスク図を作成し、市町村へ配布することによって、将来的には市町村の立地適正化計画に活用させていきたい。

平松委員

- 1 地域防災計画に県内で約600,000人が帰宅困難者になるとの記載がある。大きな問題であり、自家発電システムの導入促進を主な取組に加えるべきと考えるがいかがか。
- 2 地域防災計画の中で、企業に帰宅困難者の受入れの努力をお願いしている。そういった意味でも導入促進を図っていくことが必要だと思うがいかがか。

災害対策課長

- 1 今回の5か年計画では、主な取組の二つ目、「地震、大雪、集中豪雨、竜巻等による災害に的確に対応するための体制の整備」の中で、協議会の取組を含んでいると考えている。
- 2 個々の民間企業がBCPを作成する上で停電対策が必要となった場合には、システムを導入していくものと考えている。企業のBCPの作成への支援を通じて、取組を促していく。

平松委員

- 1 電源がないと機能しないものも多いので、対応をお願いする。(意見)
- 2 企業に帰宅困難者受入れをお願いしておいて、県が導入促進を図らないのはいかがなものかと指摘する。(意見)

井上委員

- 1 自助・共助の強化を推進するとあるが、公助が出てこない。公助が書いていない理由は何か。
- 2 27ページの施策指標「消防団員の定員に対する充足率」について、市町村の定める条例定数が人口減少、少子化、県外への通勤通学者の増加などを考慮しているものなのか。条例定数についての県の考え方はどうか。

災害対策課長

- 1 自助は県民が、共助は地域が実施主体であり、その強化を促進していくこととしている。主な取組のうち、ほとんどは県が直接又は間接的に実施するため、公助に当たるものである。県の計画であり、あえて公助という言葉を入れていない。

消防課長

- 2 消防団員の定数は市町村で議会の議決を経るなどして定められたもので、一つの数値目標であると考えている。社会情勢の変化も考慮して市町村で考えていただいているものと考えている。

井上委員

- 1 県民が読むという視点では、公助という言葉が出てこない、県が公助をしないと誤解を生む可能性がある。河川や県道の取組や、県警察が関わる取組など、県にしかできない公助が存在するため、「公助」という言葉があってもいいと思うがどうか。
- 2 条例定数に関して市町村は目標というよりも必要数と考えるべきではないか。各市町村は現状を把握して定めていると考えているのか。施策指標として選定するに当たり、その点を把握したのか。

災害対策課長

- 1 県の計画であり、公助を明記するとくどくなる印象になる。現計画に沿った形で明記していない。

消防課長

- 2 消防団に係る条例は、過去10年間で21市町村、その前の10年間で18市町村が改正している。消防団の定数は毎年度変えるようなものではないが、見直すべきところは見直し、議会や住民の合意を経て定めているものと認識している。

山根委員

- 1 令和元年東日本台風時に、市町村の現場の状況により、県への支援要請や県からの支援が遅くなったこともあったかと思うが、県と市町村の連携体制の更なる強化について記載する考えはないのか。
- 2 富士山など活火山の火山灰により、交通網の麻痺など様々問題が懸念されているが、対策は記載されているのか。
- 3 施策指標「治水対策によって床上浸水被害の解消が想定される家屋数」を400棟としているが、令和元年東日本台風では約2,000棟の被害が生じている。400棟以外の約1,600棟の床上浸水被害家屋の対応についてはどう考えているのか。

災害対策課長

- 1 主な取組の「災害関連情報の可視化・共有化と迅速な発信・提供」に含まれており、現在、県の災害オペレーション支援システムを介し、情報共有等を行っている。大きな災害などで情報が収集できない場合には、市町村情報連絡員を派遣しており、今後もしっかり対応していく。
- 2 主な取組の二つ目、「地震、大雪、集中豪雨、竜巻等の災害に的確に対応するための体制の整備」の中で、県内への火山灰の影響についてしっかり対応していく。

参事兼河川砂防課長

- 3 通常の河川改修に加えて、再度災害防止の事業を実施しており、床上解消を目指している。

橋詰委員

- 1 マイ・タイムラインの県民への普及について、県が具体的にどのようなことに取り組んでいくのか。今年5月に災害対策基本法が改正されたこともあり、アップデートが必要と考えるがどうか。
- 2 「流域治水への転換に伴う水災害リスクに備えたまちづくりのための浸水想定区域図等の活用」に関連して、県としてはどのように流域治水へ取り組むのか。

災害対策課長

- 1 県ではこれまでマイ・タイムラインの作り方を説明する防災マニュアルハンドブックを作成しており、県のホームページに掲載し、様式もダウンロードできるようにしていた。あわせて、まいたま防災アプリからも紹介している。また、昨年度には彩の国だよりに記載例を掲載するとともに、防災学習センターの講座での作成支援やYouTubeチャンネル「そなーえチャンネル」を通じ動画で手順を説明している。今年5月に避難情報等が変わっており、これまで作成した方にも改めてチェックしていただきたい。教育局では高校の代表生徒を集め、作成方法を指導していると聞いている。教育局とも連携し、普及啓発を図っていく。

参事兼河川砂防課長

- 2 農林部局や下水道部局などあらゆる関係者と連携してハード対策やソフト対策に取り組むため、今後協議会を立ち上げる予定である。

橋詰委員

- 1 マイ・タイムラインの普及について、この5年間でどの程度進めたいのか数値目標はあるのか。
- 2 流域治水については、県だけではなく、国や市町村も関わるため、どのように協議会等を展開するのか

災害対策課長

- 1 マイ・タイムラインは個々の県民が取り組むものであり、把握が難しく、数値目標は定められない。

参事兼河川砂防課長

- 2 関係機関との連携については、庁内の関係部局とは調整会議を開き、議論を深めているところである。また、国については流域治水の在り方について議論を進めているところである。現在、庁内関係部局と流域治水の全体論について議論をしているが、今後、各流域において実施する段階になった場合は、各流域の関係市町村を交えながら具体的な施策の検討を展開していく予定である。

秋山委員

- 1 主な取組に災害時における女性への配慮の強化を是非加えてほしい。東日本大震災の際には、避難所における性暴力が多かったとの調査結果があり、深刻な問題である。ジェンダーの観点にも関わるが避難所のリーダーに女性が少ないことや、女性特有の部分であり

考慮しづらいこともあると思うが、女性への配慮の強化について検討したのか、また、県はこの課題にどのような努力をしているのか。

- 2 新型コロナウイルス感染症を体験して日頃からの公衆衛生の強化を重視しなければならないと感じている。保健所体制の強化について目標を持って取り組んでもらいたい。主な取組の中に保健所に関する内容も含まれるとのことだが、保健所体制の強化を施策指標として入れてほしいがどうか。
- 3 かつてあった23保健所4支所を復活してほしいがどうか。
- 4 施策指標で感染症病床を75床から85床にするとのことだが、この度のコロナ禍を考慮するとまだまだ少ないと感じている。国の基準を踏まえて定めたとのことだが、その根拠はどのようなものか。

災害対策課長

- 1 東日本大震災において避難所における女性への配慮が大きな問題となったため、県ではすぐに地域防災計画を見直し、避難所の運営組織に複数の女性を配置することや、女性専用の更衣室・トイレ・入浴施設・物干し場所等を設置することについて内容を修正した。性暴力については、5か年計画案の施策29の主な取組の「女性に対する暴力の防止と被害者支援」の中で、災害時においてももしっかり対応していく。また、5か年計画の下位計画の男女共同参画基本計画においても、男女共同参画の視点に立った防災対策の推進を定めている。市町村向けの避難所運営のガイドラインに女性への配慮について盛り込み、対応している。

感染症対策課長

- 2 主な取組で「感染症の発生、流行に関する情報共有・収集体制の確立」等に取り組む中で保健所の体制を進めることとしている。今後、事務事業の検討の過程において保健所の体制整備についても行っていく。
- 3 一方で、国は人口200,000人以上の市においては、一元的に保健サービスの提供をすることが望ましいとの考え方から保健所政令市への移行を検討することを求めており、本県も要件を満たす市に対し保健所設置の検討を求めている。こういったことを踏まえた関係市との調整結果を踏まえ、将来的な保健所体制の在り方について検討を行う必要がある。したがって、県としては保健所の設置数などを指標とすることは、適当ではないと考えている。
- 4 県内の感染症病床数は75床であり、国が定めた配置基準である64床を上回っている。県全体としては満たしているが、第二次保健医療圏単位で見ると不足するエリアがあり、その不足分を満たすために更に10床増やし目標85床とした。国の基準が特段変わったということではない。南部保健医療圏で6床、南西部保健医療圏で2床、利根保健医療圏で2床の合計10床が不足しているため、コロナ患者を熱心に受入れている医療機関等に働き掛けていく。

秋山委員

- 1 東日本大震災の際にも、国から女性への配慮に関する文書通知が出されていたが、対応したのは4.5パーセントしかなかったと聞いている。ジェンダー対応を進めていく上でも大事な観点であり、計画に加えていただきたいが、県が市町村に対し、どこまで促すことができるのか。

- 2 保健所政令市移行へのお願いやこれから将来のことも含めて検討していくとのことで、この5か年計画に間に合う検討状況ではないとは思いますが、例えば、人口200,000人以上の都市など、市町村と話し合った上で、県として目標を持っていくというのが今後考えられるのか。

災害対策課長

- 1 県と市町村の地域防災計画は整合を図っており、計画に位置付けることについて、災害対策基本法に基づき指導や助言ができることとなっている。市町村の避難所運営マニュアルに加えることについても同様である。

感染症対策課長

- 2 保健所を指標として設定するのは適当ではないと考える。関係する市町村と連携し、話し合うことは大切と考えるので、そうした機会を設けていく。

【議案に対する質疑（「針路2 県民の暮らしの安心確保」のうち「施策5 防犯対策の推進と捜査活動の強化」）から「施策7 消費者被害の防止」】

須賀委員

- 1 34ページの針路2のうち、「2040年を見据えた方向性」の中には、交差点の改良や安全な自転車通行空間の整備というものが掲げられている。しかし、「背景」の中では、歩行者の死亡者数が多いことが記載されていることに対し、この方向性には歩道整備のことが掲げられていない。この歩道整備については、施策6の中では触れているが、この方向性には掲げていない理由は何か。
- 2 方向性の3段落目、最後の2行に「生活の不安や既存の枠組みでは対応しきれない様々な課題に応じた包括的な支援を早期から行き、誰一人取り残さない安心な社会をつくりまします。」とあるが、取って付けたような感じがする。また、「既存の枠組みでは対応しきれない様々な課題に応じた」の部分は何が言いたいのか分からないので具体的に説明していただきたい。
- 3 埼玉県は特殊詐欺の認知件数が多く、特殊詐欺撲滅条例を制定しており、県内に高齢者が多いという特色があることから、「人口千人当たりの刑法犯認知件数」以外にも、「高齢者を狙った特殊詐欺」の指標も入れるべきではないか。

道路街路課長

- 1 「背景」には、歩行者の死亡者数が多いと記載しているが、交通事故の発生場所という観点で見ると、埼玉県の交通事故のうち、死亡事故件数の約半数が交差点付近で起きている。この状況を踏まえ、交通事故に対しては交差点の改良を進めていくこととしている。また、自転車利用については、昨今、注目が高まっており、自転車の安全な利用を促進するため、自転車通行空間の整備を推進すると考え、この2点を掲げている。

計画調整課長

- 2 生活の不安や既存の枠組みとは、背景の中段下辺りにある「暮らしにおいては」以降の背景を踏まえて記載をしているところである。8050問題など複合的な多様なニーズがあった際に、対象者ごとに縦割りで整備された公的な支援制度の下では対応が困難なケースが浮き彫りになっているという状況を簡潔な表現で整理したものである。

生活安全総務課長

- 3 指標については、幅広く、全ての年齢層の県民が安全に安心して暮らせるよう、罪種を問わず、全ての犯罪を減少させることを目的として、刑法犯認知件数を基に設定しており、個別罪種の指標について設定をしているものはない。特に、特殊詐欺については、警察・県ともに、県民に重大な不安を与えていると考えているので、発生状況に応じて様々な対策を今後も取り組んでいきたいと考えている。

美田委員

- 1 36ページの「施策6 交通安全対策の推進」の中で、幅の広い歩道の整備延長について、令和2年度末から令和8年度末までの6年間で65キロメートル整備するということであるが、過去の実績を見ると、平成29年度から令和2年度まで毎年15キロメートルずつ整備がされている。過去5年間の実績とある目標の根拠に対して、それに基づいて算出されていないのはなぜか。
- 2 多くの県民の要望として、県道の歩道未整備部分をまず整備してほしいというのがある。歩道がないところに歩道を整備していくという観点を持たない限り、幅の広い歩道と限定してしまうと、いつまでたっても整備が進まないのではないか。なぜ、幅の広い歩道と限定してしまうのか。

道路街路課長

- 1 幅の広い歩道の整備延長については、平成27年から令和元年までの実績を見ると、毎年11キロメートルの実績がある。それに基づき、目標値を設定している。
- 2 幅の広い歩道は、全幅で2.5メートルの歩道であり、埼玉県が管理する県道の構造等の基準を定める条例で基準を定めており、この全幅2.5メートル、有効幅員2.0メートルは、歩道としては最低限の基準である。用地を買収し歩道を整備する際には、原則、全幅2.5メートル以上で進めていく考えである。このため、施策指標の幅の広い歩道整備では、全幅2.5メートル以上の歩道整備と記載している。

美田委員

- 1 実績として、平成29年度から令和2年度までの間で、毎年15キロメートルずつ整備しているのではないのか。この数値は合っているのか。
- 2 幅の広い歩道の整備は2.5メートルが最低限とのことであるが、2.5メートル以外では整備しないのか。

道路街路課長

- 1 平成27年度から令和元年度の歩道の実績では、毎年11キロメートルとなっているので、確認させていただく。
- 2 歩道整備について、県が用地を取得して進める場合は、最低限の基準である幅員2.5メートル以上で整備を進めたい。

藤井委員

- 1 鉄道の安全に対して言及がないのはなぜなのか。
- 2 高齢者講習の待ち日数解消をするために指標を示す必要があるのではないのか。

防犯・交通安全課長

- 1 鉄道の安全については、第11次埼玉県交通安全計画に記載しているところである。5か年計画では、国の交通安全計画でも示されているとおり、交通事故死者数を大きく捉えているため、5か年計画では鉄道については触れていない。

運転免許課長

- 2 高齢者講習の待ち日数について、平成30年度から施設や体制の整備に取り組んだ結果、ピーク時であった平成29年12月の待ち日数が174日に対し、本年6月は66.8日と減少している。高齢者講習対象者増加に伴い、さいたま市岩槻区の小児医療センター跡地を活用した高齢者講習施設建設の計画を進め、当面の受入れ枠は確保できる見込みとなっている。高齢者講習の取組については、主な取組の「子供や高齢者など各年齢層に応じた交通安全対策の実施」の中で対応していく。高齢者講習は、指標という形ではなく、毎年変化する受講対象者数の実態に即して、適切に対応していく。

藤井委員

最近凶悪事件等も発生しているので、鉄道の安全についても位置付けを明確にしておく必要があると思うがいかがか。

防犯・交通安全課長

鉄道については、県、県警察、関係機関のそれぞれが連携して推進しているところである。鉄道の交通安全対策は、主に国の運輸関係で実施しており、5か年計画には言及していないが、第11次埼玉県交通安全計画において明記しており、それぞれが連携しながら推進していくこととしている。

逢澤委員

- 1 高齢者や障害者などが利用しやすい交通安全施設の整備について、歩道の段差、傾斜、勾配の改善といったことなのか、信号機等のバリアフリー化なのか、視覚障害者誘導用ブロックの設置、駅のガイド線付き点字ブロックの普及なのか。様々ある中で何を示しているのか。
- 2 高齢者や障害者はもちろんのこと、ユニバーサルデザインの考え方には至っていないのか。妊婦の方やベビーカーを使用する方、また小さな子供など、全ての利用者にとって利用しやすい交通安全施設の整備の視点が必要ではないか。
- 3 本年8月にゾーン30プラスが連携施策として発表されたが、県内において普及が進むよう指標化すべきと考えるがいかがか。

道路環境課長

- 1 「利用しやすい」という観点について道路管理者の立場から申し上げれば、バリアフリーのことであるとか、ブロックの設置といったようなものが考えられる。具体的には、歩道への点字ブロックの設置や、横断歩道と車道との段差を2センチメートルにすることなどが挙げられる。
- 2 ユニバーサルデザインについては、バリアフリーが「誰もが利用しやすい」ということであって、それ自体がユニバーサルデザインの一環であると考えている。

交通規制課長

- 1 高齢者や障害者等が利用しやすい交通安全施設の整備については、警察としても取り組んでいるところであり、警察が行うバリアフリー対策としては、平成18年2月に施行された、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、基本構想を策定している場所から優先的に、視覚障害者用の付加装置、ピヨピヨ、カッコー等の音声が出る信号機、信号機他に、エスコートゾーン等の整備を進めてきたところである。
- 3 ゾーン30については、警察独自の5か年計画があり、平成24年度からの第1期5か年計画、平成29年からの第2期5か年計画によって、令和2年度末現在、全国第2位の整備数である289区域を整備している。また、計画の最終年度である今年度は26区域を予定している。これによって、300区域以上の区域を整備することになる。ゾーン30は、道路管理者との連携施策であり、整備計画予定区域以外の新たな要望に対しては、柔軟な対応が難しい面もあることから、今後は、道路管理者である各市町村の要望等を踏まえ、指標を設定せず、個別計画の中でゾーン30プラスを整備していきたい。

計画調整課長

先ほどの藤井委員の質疑に対する答弁であるが、針路9の「施策39 埼玉の価値を高める公共交通網の充実」の施策内容の部分に、「あらゆる立場の人に配慮し県民誰もが安全で快適に利用できるよう、公共交通の安全性・利便性を向上させる取組を促進する」と記載している。それを基に主な取組を記載しており、こうした施策と連携しながら安全対策を講じていきたいと考えている。

逢澤委員

ゾーン30プラスが本年8月に発表されたが、今後の指標はどうなるのか。

交通規制課長

今後、設定するゾーン30については、本年8月に示されたとおり、ゾーン30プラスとしての整備を進めていきたい。また、既存のゾーン30についても、必要性があれば、道路管理者に働き掛け、物理的デバイスを設定していただき、ゾーン30プラスとしての整備を働き掛けていきたい。

藤井委員

施策39のハード面の整備に言及していただいたが、それでは追いつかない鉄道の安全性を高めるべきという視点である。12の針路の中の「針路9 未来を見据えた社会基盤の創造」という記載がある。そこでは補えない安全対策があるだろうということで、「針路2 県民の暮らしの安心確保」に鉄道に関する言及があってしかるべきではないか。また、下位計画には記載があるとのことだが、大変関心が高いことであるので上位計画である5か年計画の中に位置付けるべきと思うがどうか。

計画調整課長

基本的に主な取組は「交通安全対策の推進」という施策実現につながるような取組のうち、重要かつ直接有効と考える取組を設定しているところである。施策の実現、指標の達成につながるものを設定した結果、このような形になっている。

計画調整課長

鉄道の安全対策の推進についての答弁で誤解を与える表現があった。切り口として施策6、そして施策39という形で分けて書いているが、第11次埼玉県交通安全計画において、しっかり連携して対策を進めていく。

道路街路課長

先ほど美田委員から質疑のあった幅の広い歩道整備の実績と指標の関連について確認したところ、平成29年度から3か年にわたって、毎年15キロメートルの整備実績があるが、その前の2か年については、6キロメートル、8キロメートルの整備実績となっている。この5か年では、年11キロメートルの実績となるため、これを踏まえ、同規模の実績を指標とした。

武内委員

- 1 主な取組の「多様な消費者教育」とはどのようなことなのか。エシカル消費が自立した消費者をつくり、消費者被害の防止につながるのか。
- 2 施策指標の「嫌な思い」とは主観的で指標になじまないのではないか。「消費者被害の経験がある」割合を指標にしたらどうか。

消費生活課長

- 1 「多様」については、例えば、行政、消費者団体、教育機関など多様な主体を指す。また、幼年期から高齢期まで消費者の多様なライフステージに合った教育を行うことでもある。エシカル消費とは、人や社会、環境に配慮した消費行動のことである。県民一人一人が社会的な課題に気づき、その解決を考えながら消費行動を行うことは、自ら考えて行動する自立した消費者の育成につながる。自立した消費者による主体的な消費行動は、例えば不必要な商品やサービスの勧誘に対してきっぱりと断ることができるなど、「消費者被害の防止」につながるものとする。
- 2 この施策指標は、「埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例」の目指す「すべての県民が安心して生活することができる」社会を実現するための指標であり、安心して生活できているかどうかは県民一人一人の考え方、感じ方によって差があると考えられる。そこで「県政世論調査」では、「勧誘や契約などの過程で」という言葉や「経済的・物的な被害はなかったが」という言葉を用いて「嫌な思い」をガイドしている。実際に被害に遭ってなくても、「嫌な思い」をしたという事実の後ろにも悪質商法の可能性があるにとらえ、「嫌な思い」をしたかを含めた指標が条例の理念を反映したものとして最も適切と考えている。

武内委員

- 1 「多様な消費者」は「多様な県民」や「多様な教育」と思っている。その意味で、自立した消費者を育成するのではないか。特殊詐欺や送り付け商法などの「消費者被害」を防止することが県の使命であるが、エシカル消費の理解を進めることも必要なのか。
- 2 前々回の5か年計画の指標は「被害を受けた経験」であり、その方がいいと思うがどうか。

消費生活課長

- 1 消費者被害をなくすための消費者教育であり、エシカル消費の理解もその一環である。

自ら考え、行動する自立した消費者を増やすことで「消費者被害の防止」につなげていきたい。

- 2 うまく断れたとしても暴言を吐かれた、クーリングオフで被害を免れたが不安だったなど被害には至っていないが、嫌な思いをしたという事実の後ろにも悪質商法の影があり、こうした悪質商法に対して被害を防止するよう幅広く対応していきたい。

平松委員

35ページの主な取組、「防犯機器の整備の促進」について、事前に調査したところ、こちらに関しては、防犯環境整備推進事業ということで、防犯カメラあるいは防犯機能付き電話機に助成している自治体に対し、補助を行うということである。特殊詐欺等の対策に防犯機能付き電話機を普及するというのは非常に有効であると思っているが、実施する自治体数の推移はどうか。

防犯・交通安全課長

対策機器補助に関する防犯環境整備事業は平成30年度から実施している。推移については、平成30年度で3市、令和元年度で3市、令和2年度で5市に補助金を交付している。今年度については、内示段階であるが7市に補助金を交付する予定である。

平松委員

県の予算も限りがあるため、例えば、市町村が交付申請しようと思っても県の予算がないということで、ちゅうちょするケースもあると聞く。主な取組に挙げているので、この防犯機能付き電話機に関しては、しっかり予算を確保して、また、可能であれば、市町村数の目標を設定していただき、取り組んでいただきたいと思うがどうか。

防犯・交通安全課長

毎年、市町村に対し、当該予算について調査を実施している。独自に実施している市町村や要望しない市町村もある。限りある予算の中ではあるが、市町村の防犯担当者と会議の開催、対策機器の重要性や必要性を説明しながら、補助金の活用について県から市町村に対して働き掛けしていきたい。

橋詰委員

サイバー犯罪やサイバー攻撃に対しては、警察としてしっかり対策を講じるべきであるが、サイバーセキュリティに関して専門性の高い人材をどのように増やしていくのか。

サイバー犯罪対策課長

サイバーセキュリティの確保については、県警察としても力を入れて取り組んでいるところ、認知したサイバー犯罪やサイバー攻撃に対しては必要な捜査をしており、令和2年中のサイバー犯罪の検挙件数は488件、検挙人員は305人と、いずれも過去最多となっている。また、捜査等により把握した犯罪の手口や被害防止に関する情報を基に、広く県民に対する広報啓発活動を推進している。元より、増大するサイバー空間の脅威に対処するため、サイバー犯罪捜査の知識を有する警察官を「サイバー犯罪捜査官」に指定し、県内の全警察署に配置しているほか、サイバーセキュリティに関して高い知見を有する民間事業者に講習を委託するなど、サイバー犯罪への対処能力の向上を図っている。

橋詰委員

内閣サイバーセキュリティセンター、すなわちNISCとの連携状況はどうなっているのか。

サイバー犯罪対策課長

多様な主体が関係するサイバー空間における安全安心の確保に向けては、関係機関や団体と連携して取り組むことが大変重要と認識している。県警察では、30の機関や団体で構成する「埼玉サイバーセキュリティ推進会議」を設置し、サイバー空間の実態把握や情報共有、インターネット利用者の防犯意識の醸成等に連携して取り組んでいるところ、この会議のオブザーバーとして内閣サイバーセキュリティセンター、すなわちNISCが参画し、主催するセミナーに参加しているほか、NISCが把握した脆弱性に関する情報等に関し、警察庁を通じて提供を受けるなど連携を図っている。県警察としては、引き続き、関係機関や団体と協力し、県民の安全安心の確保のために、しっかりと取り組んでいきたい。

中屋敷委員

質疑を通して「個別計画には載っている」という答弁があるが、「5か年計画は県の最上位計画であるため、文言として書いていないではなく、この考え方を受けて個別計画にも記してある」という説明をしていただかないと唐突に出てきたというイメージを持ってしまう。そのような形で説明していただけるか。

企画財政部長

最上位計画であるので、5か年計画のどこかに記述をしておきたいと考えている。ただし、レベルがいろいろあり、書き込む内容が細かすぎるとバランスが悪くなるという視点もある。そのような場合、その内容については個別計画の方に記載をお願いしたいということがあるかと思われる。段階を踏んでの記載を心掛けていきたいと考えており、そのような答弁に努めていきたい。

【議案に対する質疑（「針路2 県民の暮らしの安心確保」のうち「施策8 食の安全・安心の確保」）から「施策10 生活の安心支援」】

宮崎委員

- 1 食育について扱わないのか。また、担当部局に教育局も入れるべきではないか。
- 2 施策指標にS-GAPが全く入っていないのはなぜか。
- 3 GAPにはS-GAPやJGAP、GLOBAL G. A. P. などがあるが、どのような整理になっているのか。
- 4 指標の「食品関連事業所における製品等の自主検査実施率」の目標値である100パーセントというのは法令で定められているのか。また、県がどのように努力していくのか。

食品安全課長

- 1 講習会などで正しい情報を学生や保護者に発信するなど食育につなげている。学校との連携では、学校給食が大切であるため、食中毒予防対策に重点を置き取り組んでおり、学校の給食担当者及び関係する教育委員会と連携し、助言指導を行っている。
- 4 指標としている自主検査の実施率については、法で義務付けられたものではないが、厚生労働省の示す衛生に関する指針により推奨されているものである。県では自主検査の活用方法を指導しながら助言していきたい。

計画調整課長

- 1 教育局の食育をはじめとする施策については、58ページの施策20に位置付け、主な取組に「食育の推進」と入れさせていただいている。施策8と施策20に分かれているが、施策同士の連携も念頭に入れ、より効果が高まるように実施していきたい。

農産物安全課長

- 2 S-GAPについては、県農林水産業振興基本計画の中で、指標を設けて推進している。HACCPが本年6月に完全義務化され、食品関連事業者は原材料調達の段階で、生産者に安全性確保対策を求めることになるので、生産者は、必然的に異物混入防止等の対策を講じなければならなくなる。施策指標の自主検査の対策を進めることでS-GAPの推進につながるものと考えている。
- 3 GAPにはGLOBALG. A. P.、ASIA GAP及びJGAPがある。S-GAPは国のGAPガイドラインに準拠している。食の安全安心にはS-GAPで対応できるので、S-GAPを中心に取り組む。

宮崎委員

- 1 農業生産工程管理（GAP）のGAPは何を指しているのか。
- 2 施策指標は法定ではなく厚生労働省の指針とのことだが、実施率を上げるため県はどのような努力をするのか。

農産物安全課長

- 1 S-GAPを指している。S-GAPは国のガイドラインに完全準拠している。S-GAPは基本的な部分の入り口であり、JGAPやASIA GAP、GLOBALG. A. P. は更に高みを目指す取組である。ここでは、基本的な取組であるS-GAPを指している。

食品安全課長

- 2 保健所の監視の際、継続的に事業者に対して自主検査の必要性を粘り強く理解していただき、義務ではないがその必要性を助言していく。

藤井委員

- 1 「生活保護世帯の中学3年生の学習支援事業利用率」について、現行の5か年計画では施策指標としているが、平成30年度、令和元年度及び令和2年度はどれも目標が達成できなかった。今回なぜ指標がなくなっているのか。
- 2 ケアラー支援については、施策指標になじむものがたくさんあると思うので、施策指標でしっかり取組を示すべきだと考えるがいかかがか。
- 3 「子ども食堂や無料塾、プレイパークなど」の「など」にはどのようなものがあるのか。

社会福祉課長

- 1 この施策指標の最終成果目標は高校進学率である。平成21年度の生活保護世帯の高校進学率は86.9パーセントであったが、現行5か年計画開始時の平成28年度は98.3パーセント、利用率が低かった令和元年は、一般の高校進学率と同率の99.1パーセントとなった。令和元年度の町村部の利用率は72.7パーセントと過去最高であったが、

都市部における利用率は40パーセント程度であったため、全体として低くなった。学習支援の重要性が浸透し、都市部においては学校のフォローや教育委員会、民間団体による支援なども活発化してきており、結果として成果につながったと考えている。生活困窮者自立支援法に基づくこの事業は大変重要であるため、今後も継続していくが、この指標は生活保護世帯のみで対象が狭いため、対象の幅が広い新たな指標の「子供の居場所」の中に含まれるものと考えている。

地域包括ケア課長

2 県では、埼玉県ケアラー支援条例第9条に基づく「埼玉県ケアラー支援計画」を本年3月に策定している。同計画は、今年度を計画初年度として、令和3年度から令和5年度の3年間で推進すべき取組をまとめた計画となっている。計画では、ケアラーに関する認知度など六つの指標を掲げており、最上位計画である5か年計画の考えに沿って、3年後の目標達成に向けて、しっかり取り組んでいく。

少子政策課長

3 例えば、多世代交流拠点や地域食堂と呼ばれるもの、外国人の子供への日本語学習支援が挙げられる。

藤井委員

- 1 ケアラー支援は重要であるからこそ5か年計画に位置付けるべきではないかという指摘である。5か年計画で指標化できるかできないかについて伺う。
- 2 「子ども食堂や無料塾、プレイパークなど」の「など」の部分も具体的に書き込むべきではないか。

地域包括ケア課長

1 決してケアラー支援計画に定めているからいいと申し上げたのではない。ヤングケアラーも含めて教育局などと連携してしっかり取り組んでいくということで計画を策定したものである。ついては、同計画の目標を達成することで、最上位計画である5か年計画の主な取組の「ケアラー支援の推進」につなげる形で推進していく。

少子政策課長

2 子供の居場所は地域の大人が関わり、子供が一人でも安心して過ごせる居場所と考えるが、「こうあるべき」という固定概念はなく、地域のニーズに応じて様々な形で自発的に展開されるべきものとする。また、居場所づくり活動の関係者からは、「行政主導で推進した場合、活動に制約が生じる」との意見があることも踏まえ、対象を限定せずに、「など」という表現にさせていただいた。

白根委員

- 1 学習支援事業を継続すべきなら、なぜ施策指標を子供の居場所に移行したのかが不明確である。その理由を伺う。
- 2 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居支援の現状と目標はどうなっているのか。
- 3 子供の居場所について、行政主導で推進した場合、活動に制約が生じるというのであれば、県としての役割をどのように考えているか。

社会福祉課長

- 1 学習支援事業は生活困窮者自立支援法に基づくものであり、市部については各市、町村部については県が担うと役割が明確になっている。県はこの事業が町村部で大きな成果を上げたことを踏まえ、この取組を継続していく。市についてはそれぞれが工夫をして行っていくことになる。学習支援事業は平成30年度に法改正があり、勉強だけではなく、社会生活そのものに対する支援も行うことになった。学習支援事業として実施するのか、その他の手法がいいのかは、各自治体が考える。県にはノウハウがあるので市から支援を求められた場合の支援体制を整えている。

住宅課長

- 2 高齢や障害といった属性だけで民間賃貸住宅への入居が拒まれる方が一定数おり、いわゆる住宅セーフティネット法では住宅確保要配慮者と定義されている。県では、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居に取り組む仲介業者を「あんしん賃貸住まいサポート店」として登録するとともに、住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット住宅の登録促進などを進めている。円滑な入居支援の県が把握している実績としては、令和2年度の「あんしん賃貸住まいサポート店」での成約件数1,018件である。今後の目標は、令和12年度には、年度で1,500件の成約を目標として取り組む。

少子政策課長

- 3 団体にとって強制とならないよう配慮した上ではあるが、県としては、子供の貧困に関わる啓発や担い手の掘り起こしが重要であると考えている。また、子供の居場所づくりを一過性の取組で終わらせないよう、県の役割としては、民間の力を広く集め、継続的な活動につなげていくことが重要と考えている。

白根委員

東京都は学習支援事業を都が中心となって実施している。本県も県が中心となって実施するべきと考えるがいかがか。

社会福祉課

本県ではコーディネーターを2名配置しており、市に対してしっかり支援していきたい。

平松委員

ジュニア・アスポート事業について、今年度から18市で実施するとのことである。当該事業は学習支援だけでなく、生活支援など多岐にわたる支援であると理解している。そのため、県がリードして実施すべき事業であると考えているが、県としてどのように進めていくのか。

社会福祉課長

ジュニア・アスポート事業については、主に小学生に対する生活支援であり、平成30年度から開始した。現在18市16町で実施しており、順次拡大している。当該事業では、会場、カリキュラム、送迎、食事、ボランティアなどの運営に関する課題があり、開設のハードルも高い事業である。県のノウハウが培われてきており、市を支援するためのコーディネーターも配置しているので、新たに事業を開始したい市に派遣して支援をしていきたい。

平松委員

目標設定をして、しっかりと40市に広げていくことについて意気込みを伺う。

社会福祉課長

取組の中で進捗管理を行い、評価し、支援を強化していきたい。

井上委員

- 1 施策指標である「子供の居場所の数」の現状及び目標値について、子ども食堂、無料塾、プレイパーク及び先ほどの答弁であった「など」の内訳はどうなっているのか。
- 2 プレイパークは子供の居場所にカウントしてもいいものなのか。

少子政策課長

- 1 現在の子供の居場所の380か所の内訳は、子ども食堂が248か所、無料塾が90か所、プレイパークが35か所、重複もあるがその他として81か所となっている。次に、子供の居場所の目標値である800か所は、子供たちが歩いて行ける距離にあることが重要であることから、小学校区に一つの子供の居場所を設けることを目標としている。居場所の内容は、地域ごとにニーズが異なり、担い手の方が自発的に考えていただくことが重要と考えていることから、目標として子ども食堂で幾つ、無料塾で幾つという内訳は設定していない。
- 2 プレイパークは、単なる遊び場ではなく、地域の大人が見守る中で、子供たちが安心して自由な発想で遊ぶことができる「子供の居場所」であると考えている。各プレイパークには、地域の大人たちが見守る体制ができており、この見守りを通じて、子供の様子に異変があれば、支援窓口につなぐという機能も期待できると考えている。こういった点から、子ども食堂や無料塾と同様に、子供の居場所に含めることができると考える。

井上委員

- 1 個別の目標を持たないで、適切に800か所の目標達成ができるのか。具体的な数でなくても、ある程度のイメージを持っていないと、施策を講じることができないのではないか。
- 2 プレイパークが「子供の居場所」の中に含まれているということは、施策10に記載されている「こころの知能指数」であるEQの向上のための体験活動をする場として含まれているという認識でよいか。

少子政策課長

- 1 子供の居場所は、地域での実態を踏まえて自由な発想で運営していただくことが重要であると考えているので、内訳を設けることは考えていない。
- 2 プレイパークは、例えば火を使った遊びや木登りなど、子供がふだんできない遊びを体験してもらう場であると聞いている。そうした点において、体験の場としても重要な役割を担っていると認識している。また、子ども食堂であっても、体験活動や学習支援を行っているところがある。県としてもこれを後押しするために、子ども食堂などに学習支援員を派遣したり、企業などに体験活動の協力を依頼したりしている。子供の居場所のいろいろな可能性を高めるために、今後も支援していきたいと考えている。

秋山委員

- 1 施策9の中の施策指標「渇水時における水源の確保割合」について、これは思川開発事業であると認識しているが、令和7年度までに100パーセントにする、つまりあと2.4パーセントの水源を確保して埋めていくということになるが、2.4パーセントが埋まらない場合はどのようなことが想定されるのか。
- 2 水利権は現在100パーセントであると思うが、充実した節水機能や人口減ということで、かなり水が余っていると思われる。2.4パーセントをどうしても埋めなければならない根拠は何か。
- 3 2.4パーセントを埋めるために、つまり思川開発事業を進めるために、今後県が幾ら負担していくのか。
- 4 一方で、霞ヶ浦導水事業からは撤退した。これは適切な判断と考えているが、撤退理由は何か。
- 5 フードパントリーの記載がないのはなぜか。
- 6 フードパントリー活動について、県としても支援に力を入れていくべきではないか。
- 7 コロナ禍で浮き彫りになったのが生理の貧困である。県の施設に置いてもらいたいが、どのように位置付けているのか。
- 8 県営住宅の計画的な供給について、施策指標として計画的な供給を進めていく指標があればいいと考えるがいかがか。
- 9 基本的には、生活困窮の子供たちの居場所づくりという観点で記載されていると思うが、不登校の子供たちの居場所づくりについて、施策10の主な取組とリンクしているところはあるのか。

土地水政策課長

- 1 過去の事例としては、高台など一部の地域で断水など水が出にくくなる事態が発生したり、学校のプールの使用自粛などが行われたりなど、県民生活への影響があった。2.4パーセントを埋めることで県民生活へ支障が生じないようにすることが県の責務であると考ええる。
- 2 今年も昨年も夏に渇水が発生していないが、降雨量は必ずしも一定ではない。関係者の努力で何とか渇水については心配することがないように調整を行ってきた。このような状況は引き続いていくと思われるので、「水に余裕がある」という認識は持っていない。
- 3 令和3年度も含め、今後約71億円を負担する予定である。
- 4 本県は水資源の確保について二つ考えており、一つは安定水利権の確保、もう一つは10年に1回程度の渇水を想定した水資源施設の建設事業への参加である。安定水利権については八ッ場ダム completion で確保できた。10年に1回程度の渇水の指標については、令和6年度完成予定の思川開発だけで対応できる見通しとなった。昨年度計画変更があり、完成が令和12年と最も遅くなった霞ヶ浦導水事業は必要性がないとし撤退した。

少子政策課長

- 5 フードパントリー活動については、生活に困窮するひとり親家庭などを支援する大変重要な取組と考えている。フードパントリー活動との連携や支援は、「ひとり親家庭や経済的に厳しい状況にある家庭への支援」の中に含まれると考えている。
- 6 県としては、フードパントリーを立ち上げる際に、アドバイザーを派遣している。また、食材の寄付、場所の提供、物資の輸送について企業等とマッチングしている。ひとり親の家庭に必要な物資が円滑に届くよう、これからも支援を続けていきたい。

社会福祉課長

7 生理の貧困については、今年度、自立相談支援機関、町村社会福祉協議会及びフードパントリーを通じて民間からの協賛品や県の災害備蓄品を市へ配布し、配慮依頼の通知の発出などを行った。生活困窮相談窓口に来られる方は、いろいろな生活用品が必要となる。例えば、トイレトーパーだったり食料であったり、生理用品もそうだが緊急に必要なものがあり、それはそれぞれ個人によって変わってくる。場合によっては、支援員がスーパーマーケットと一緒に行って必要なものを買うこともある。生活困窮者の相談窓口においては、生理用品も含め、相談を受けながら、柔軟に個別に対応していくことが重要と考える。

住宅課長

8 県営住宅を含む公営住宅の供給計画については、現在見直しを行っている「埼玉県住生活基本計画ほか2計画の見直し」において、具体的な目標量を定めている。

人権教育課長

9 不登校児童生徒への支援については、60ページの施策21に記載しており、そこで取り組んでいく。

秋山委員

フードパントリーの取組は貧困家庭だけでなく、一人暮らしの学生にも広げるべきではないのか。

少子政策課長

現場と意見交換する中でフードパントリー活動団体の基本的な考え方としては、ひとり親家庭を中心に支援したいという意向であった。学生を対象とするフードパントリーを実施したいという意向の団体があれば、よく意見を聞いていきたい。

橋詰委員

「施策10 生活の安心支援」の中で、今回初めて主な取組の中にひきこもり支援の推進が盛り込まれたことについて、8050問題やコロナ禍で状況も変わってきている中、今後の5年間で具体的にどのように進めていくのか。

参事兼疾病対策課長

相談サポートセンターや個別訪問、居場所づくりを引き続き実施するが、一番問題となっているのは、8050問題に象徴されるとおり、高齢化、複合化、複雑化していることである。県が相談事業を委託している相談サポートセンターは、ある程度専門性を持ち、ひきこもりに特化した相談センターだが、市町村の相談窓口、自立支援相談窓口機関へのバックアップや連携を進めていく必要があると考える。

橋詰委員

各市町村等への取組をバックアップするとの話があったが、県では、相談サポートセンターを「越谷らるご」のみに依頼している。今後、拡充の予定はあるか。

参事兼疾病対策課長

財政状況も非常に厳しい状況ではあるが、相談の実績や伸びを勘案しながら検討していきたい。

武内委員

- 1 「水道施設の計画的な更新・維持管理」を施策指標として選定しなかった理由は何か。
- 2 現行の5か年計画では、主な取組に国や事業者などと連携した健全な水循環構築に向けた取組の実施が盛り込まれているが、今回の5か年計画案では盛り込まれていない。こうした連携は必要ないということなのか。今回削除した理由は何か。
- 3 施策指標の中で、渇水時の水源の確保割合、思川開発により令和7年度末が100パーセントになるとの答弁があった。当該指標は、県が努力しなくても評価はAになると思うが、施策指標になじむのか。県の考え方を伺う。

水道管理課長

- 1 県民の生命と生活を守ることが重要であることから、備蓄水量を指標として選定した。

企画財政部長

- 2 内容は基本的に同じであり手法の問題である。連携せずに実施するのは不可能であり、手法の一つとしては残っているものと理解している。

土地水政策課長

- 3 あくまで実施主体は水資源機構、それに対して国と水資源機構が連絡調整しながら臨んでいくものである。一方、県内の水資源施設で過去に試験運用中に斜面の崩落事故などが発生して完成が遅れた事例があった。思川開発施設の早期完成についても、引き続きしっかり連絡調整を図っていくことが必要と考えている。

【議案に対する質疑（「針路3 介護・医療体制の充実」）

宮崎委員

- 1 「施策11 地域で高齢者が安心して暮らせる社会づくり」の主な取組「在宅医療を担う医師・歯科医師・看護師など専門人材及び医療と介護をつなげる人材の確保と養成」の「など」は何を指すのか。
- 2 施策12において、主な取組に記載がない外国人介護人材の活用についてはどう考えているのか。
- 3 「施策14 医師・看護師確保対策の推進」について、医師にとって魅力的な埼玉ブランドとは何か。
- 4 本県出身医学生や県内指定大学医学生への支援の取組を指標とすべきではないか。
- 5 全国最下位脱出は指標としては不適當ではないか。
- 6 医師の地域偏在の対策を主な取組に記載すべきでないか。

医療人材課長

- 1 歯科衛生士等を含めて記載した。
- 3 ブランドとは一般的に商標を指すが、名の通った銘柄などの意味で幅広く使われている。埼玉ブランドとは、医師に本県での勤務を選んでもらうため、県内医療機関で従事することの魅力を高めるための取組である。

- 4 本県出身医学生や県内指定大学医学生への支援の取組は、奨学金の貸与を内容としたものである。奨学金貸与者は卒業後に確実に県内医療機関での従事が見込まれるものではあるが、医学部卒業後に県内従事する若手医師の一部にすぎない。そのため、若手医師を県外から呼び込み、研修後の県内定着が期待できる後期研修医の採用数を指標とした。
- 5 最下位脱出は、現行の5か年計画策定時に県議会から修正いただいた目標で重く受け止めている目標である。最下位脱出への強い思いを持って引き続き目標とした。
- 6 本県の医師偏在の課題として、診療科偏在と地域偏在が挙げられる。この二つの課題への対策としては、若手医師を県外から呼び込む取組が有効であるため、その後の県内定着が期待できる後期研修医の採用数を指標とした。後期研修医の採用増は、地域偏在の解消にも寄与するものと考えている。

高齢者福祉課長

- 2 主な取組の「介護未経験者や高齢者など多様な人材の就業支援」における「高齢者など」に位置付けてしっかりと就業支援に取り組んでいく。

宮崎委員

- 1 歯科衛生士等との答弁であったが、かかりつけ薬剤師に関してはどうか。
- 2 外国人人材を「など」に位置付けるのではなく、主な取組に直接記載するべきではないか。
- 3 埼玉ブランドについて、本県にはどのような魅力があるのか。
- 4 本県出身医学生や県内指定大学医学生への支援を後期研修医の採用数の指標達成に向けた取組の中で実施するのか。

医療人材課長

- 1 県が設置している地域医療教育センターで薬剤師の研修を行える体制を整えている。その中で在宅医療に対応できる薬剤師の確保・養成に努めたい。
- 3 具体的には若手医師がキャリア形成していけるよう、キャリア形成に精通したコーディネーターが、研修医の希望診療科に応じたキャリア形成プログラムを作成する取組、退職した女性医師の復職相談や産休や育休中の女性医師の代替医師を雇用した病院に対し、費用を補助し、就業を継続できるようにする取組、県内勤務の専門医を対象に最先端の知識や技術を取得するための海外留学支援の取組である。このような取組でブランド力を高めていきたい。
- 4 奨学金貸与者は卒業後に確実に県内医療機関での従事が見込まれ、医学生に対する奨学金制度は着実に実施していく。しかし、医学部卒業後に県内従事する若手医師の一部にすぎない。卒業後の研修先、ひいては就職先として県内医療機関を選んでもらいたいと考え後期研修医の採用数を指標とした。「人口10万人当たりの医師数」の施策指標の達成を目指す中でこの取組を推進していくこととした。

高齢者福祉課長

- 2 多様な人材の中には失業者や子育て中の方など様々な方がいる。このため、代表的なものとして高齢者などと記載させていただいたので御理解いただきたい。

逢澤委員

- 1 地域包括ケアシステムの構築に取り組むと記載があるが、地域包括ケアシステムはまだ

構築されていないのか。

- 2 認知症バリアフリーを推進していくのであれば、徘徊高齢者の保護という観点から担当部局に警察本部を加えるべきだと思うがいかがか。
- 3 認知症高齢者が増加していく中、成年後見制度の需要は増していくと想定される。後見人のなり手が不足していることから市民後見人の育成も推進していかなければならないが、特に弁護士や司法書士、社会福祉士といった専門職の充実が必要である。指標化することも含めて、県の考えはどうか。
- 4 施策指標「75歳～79歳の要介護認定率」について、目標の根拠では「後期高齢者数の増加率が高いことから今後は要介護認定率の上昇が見込まれるため、現行の水準より下げる」としている。目標値の11.6パーセントという数字だけにとらわれて、財政上の観点から絞り込みを図ろうとしているように見えてしまうが、いかがか。

地域包括ケア課長

- 1 地域包括ケアシステムの基本的な部分は構築されているが、地域によって高齢化の状況や地域資源などに違いがあり、社会の状況も少しずつ内容が変わってくる。このため、対応についても順次それに合わせていく必要がある。現時点では2025年を目指して地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいるため、このような記述にさせていただいた。
- 2 認知症の方も社会で暮らしやすくするためには、確かに警察本部の協力も必要である。徘徊高齢者については、SOSネットワーク事業などで取り組んでいる。取組としては警察本部やその他の関係機関がいろいろあるので、そのような組織と協力して推進していく。
- 3 主な取組の中の「高齢者の権利擁護・虐待対策の強化」の中で、そのようなことを含め、弁護士会、司法書士会とも連携して取り組んでいるところである。
- 4 認定率を下げるために、認定をしないということのを助長するものではない。あくまでも介護予防に取り組んだ上で、結果として認定率が下がることを目標とするという趣旨である。

逢澤委員

- 1 地域包括ケアシステムは構築されているが、内容を修正していくということであれば、「更なる強化」という文言は大事であると考えため、指摘させていただく。(意見)
- 2 「75～79歳の要介護認定率」の「目標の根拠」については、健康寿命を伸ばすことや介護予防を進めた上で目標が達成されるということになるのではないか。目標の根拠が違うのではないか。

地域包括ケア課長

- 2 介護予防の取組などを進めた結果として、要介護認定率11.6パーセント未満を目標としてやっていく。

逢澤委員

「目標の根拠」について、記載されていることと私が言ったことが違う。そこを整理してもらいたいがどうか。

地域包括ケア課長

「目標の根拠」を詳しく説明すると、団塊の世代が75歳以上になる2025年以降は介護を必要とする割合が高くなることが予想されるため、介護予防の取組などによって現状値

未満とすることを目標値として設定したということである。

藤井委員

- 1 災害時連携病院は施策1の危機管理の項目に設定する方が妥当なのではないか。
- 2 災害拠点病院である22病院は、現在偏在があり、秩父地域を含めた西部地域にはないという状況である。災害時の医療提供体制については地域偏在を解消するという記載が必要ではないか。

医療整備課長

- 1 施策1は今後30年以内に70パーセントの確率で起こる首都直下地震といった大きな地震を前提としている。もちろんそこにも対応していくが、近年は台風や大雨といったことが毎年のように起きており、そうした状況を鑑みると、地域医療体制を充実し継続していくためには、まず毎年起こりうる災害などについて対応できる体制を整備する必要があると考え、地域医療体制の中に入れてさせていただいた。
- 2 現在22ある災害拠点病院は秩父地域にのみない状況であり、そうした課題に対応するため、災害時連携病院の指定を今年度10病院、来年度以降5病院ずつ行うことで、現在取り組んでいる。地域偏在も当然課題として捉えて設置していく予定であるので、この偏在の部分については「災害時連携病院の35病院」の中で取り組ませていただく。

藤井委員

秩父地域に災害拠点病院がないからこそ、地域偏在の解消を記載するべきではないか。

医療整備課長

県の計画であり、しっかりと全県に整備をしていくという内容のため、このままとさせていただきます。

武内委員

- 1 テーマが「高齢者が安心して暮らせる社会づくり」ということで、要介護認定率を抑えるということについては理解したが、もう少し能動的な施策指標、例えば、新しいチームオレンジの構築、住まいの確保、特別養護老人ホームの整備などを施策指標として挙げなかった理由は何か。
- 2 介護職員の離職率が高い状況を改善するには賃金改善が必要だが、主な取組では職場環境の整備促進のみである。処遇改善についてはどのように考えているのか。
- 3 ロボット・ICTの導入と資格取得による処遇改善を職場環境でまとめているが、処遇改善については、別の取組にしてはいかがか。
- 4 現行の5か年計画の実績について、令和3年度の目標値の98,200人に5,000人不足している状況である。施策目標の117,500人には、毎年5,000人程度増やしていかなければならず、達成が難しいのではないか。困難であれば目標値は実態に合わせた方がよいのではないか。
- 5 現在、地域保健医療計画の中間見直しの作業が行われているが、5か年計画との整合を図るために、病床確保を5か年計画に位置付けていないのはなぜか。
- 6 施策指標に県立4病院の病床利用率が入っていないが、これは地方独立行政法人へ移行したからか。指標化はできないのか。

- 7 施策指標の「重症救急搬送患者の医療機関への受入照会が4回以上となってしまう割合」について、目標が2.4パーセント未満ということであるが、本来であれば目標値は0パーセントなのではないか。
- 8 施策指標の「4回以上となってしまう割合」という表現が、責任回避のようなニュアンスになる。「4回以上となる割合」または「4回以上の割合」という表現にすべきではないか。
- 9 現行の5か年計画で議会が追加した項目である「医科歯科等連携の推進」について、今回の5か年計画案ではどのように取り組むのか。

地域包括ケア課長

- 1 チームオレンジの構築は新しい重要な取組である。認知症の人と家族を支える仕組みづくりとしてのチームオレンジの構築にしっかり取り組むことによって施策指標の要介護認定率を低く抑え、高齢者がより長く元気で住み慣れた地域で暮らせるようにしていきたいという理由でこのようにさせていただいた。

高齢者福祉課長

- 2 介護職員の賃金は、国の介護報酬で決まっていくので県のみでは難しい面もあるが、例えば、処遇改善加算の取得によって職員の賃金改善につながるため、県としては加算の取得支援に取り組んでいく。
- 3 離職率は高いが、離職の理由として賃金よりも職場の人間関係や休暇が取得しにくいといった働く環境による要因が大きい。このため、全体を含めて職場環境の整備促進と記載させていただいた。
- 4 平成28年から令和元年の3年間で介護職員は、約12,000人、年平均で4,000人程度増加しているため、何とか目標を達成していきたいと考えている。

保健医療政策課長

- 5 現在、地域保健医療計画の中間見直しの中で基準病床数の確保に向け、国の定める計算式に基づき計算しているところである。5か年計画との整合性を図ることは重要であり、主な取組の中では「急性期から回復期、在宅医療まで切れ目のない医療提供体制の整備」の中で位置付けており、しっかりと取り組んでいきたい。
- 6 委員御指摘のとおり、県立病院が地方独立行政法人へ移行したため、今回の5か年計画案では施策指標に入っていない。地方独立行政法人制度の仕組みは、設立団体の長が議会の議決を経て「中期目標」を設定し、これを受けた法人が「中期目標」を達成するための「中期計画」を作成し、議会の議決を経て、認可するものである。「中期計画」の中に、病院ごとの病床利用率を記載している。計画は議会の議決を経て定められており、議会にもしっかり関与いただいていると考えている。

医療整備課長

- 7 到達点である目標や将来像とは違って、いわゆる行政の指標、物差しと理解しており、2.4パーセントとさせていただいた。なお、この2.4パーセントという数字であるが、平成26年度から救急医療情報システムなどの取組を行ってきて、令和元年で6年間経っているが、平成25年の9.4パーセントから令和元年の4.5パーセントと半減させた。4.5パーセントを更に5年で半減させるという非常に厳しい数字と認識しているため、しっかりと取り組んでいきたい。

8 理想は0パーセントであるべきだと思うが、4回以上になってしまうということでそのように記載させていただいている。

健康長寿課長

9 取組としては、在宅や病院での歯科医療が重要であることから、県では歯科医師会と連携し、県内19地域に拠点及び支援窓口の合計30か所を設置して支援を行っている。内容としては、病院の入院患者の口の状況、例えば嚙む力や飲み込む力を歯科医師が評価し、指導等をする取組、在宅で療養されている高齢者等に対して、訪問診療するためのポータブル機器を貸し出すなどの対応を専任の歯科衛生士が行っている。今後もこのような取組を進めていきたいと考えている。

武内委員

処遇改善は職場環境の改善になじまないのでは、職場環境の改善としっかりと分けるべきではないか。

高齢者福祉課長

処遇改善は働きやすい職場環境の一部と考えているので、このような構成にさせていただいた。

山根委員

- 1 介護職員は記録の作成など業務量が多いが、ICTの導入を進めることにより職員の負担軽減につなげるについてどう考えているのか。
- 2 介護現場は人材不足のため、職員は休めず処遇改善が進んでいないが、どのように取り組んでいくのか。
- 3 県内の薬局3,000か所のうち、施策指標の「地域連携薬局の認定を取得した薬局数」の800か所という数が多いのか少ないのか、妥当なのか。また、その算出根拠はどうなっているのか。

高齢者福祉課長

- 1 昨年度からICTの導入を支援する取組を行っている。ICTの導入によって書類の負担を大幅に減らしている施設もあるため、今後、更に導入を広げていきたい。
- 2 ICTやロボットを活用することにより介護現場の生産性の向上が図られ、職員の負担軽減にもつながっていく。このため、ICTやロボットの活用は、介護現場の生産性を向上させ、介護職員の休みやすい職場づくりにつながっていくものと考えている。

薬務課長

- 3 国からは、地域連携薬局について地域包括ケアシステムの考え方から、中学校区に一つ程度という話があった。患者自身が選択できるようおよそ400ある中学校区の約2倍の800件とした。

山根委員

- 1 以前、さいたま市に提出する書類と川口市に提出する書類が異なることについて、市町村のことなので県は介入できないという答弁を受けたことがある。ICTの導入によってこのようなことが改善していくのか。

- 2 800か所という数値を算出する根拠として、薬局の準備状況などを把握した上で設定したものなのか。

高齢者福祉課長

- 1 ICTの導入の前提として書類を見直すことは重要である。一部の書類については、既に削減しており、引き続き取組を進めるとともに、今後、書類の共有化ができないか検討していきたい。

薬務課長

- 2 地域連携薬局制度が始まる前に、準備状況や認定取得について、薬剤師会、チェーンドラッグ協会等を通して県内薬局にアンケートを実施した。手元に資料はないが、本年8月1日の施行と同時に認定を取得したいと回答した薬局は100か所もなかったが、数年後には認定を取得したいと回答した薬局は400から500か所程度あったと記憶している。

井上委員

- 1 施策13について、先日私もオンライン診療を経験したが、医師の話では慎重になるべきであるという声もある。そのような慎重論にも耳を傾けた上で推進していく考えなのか。
- 2 施策14の主な取組に、若手の医師だけではなく、中堅やベテランで開業する意思のある医師への支援も加えるべきではないか。

医療整備課長

- 1 オンライン診療については、様々な意見があると認識している。働く世代の利用が多いことなどから患者の利便性の高さや新型コロナウイルス感染拡大期の活用などには非常に有効と考えている。一方で、医師からは画質や費用など問題もあると聞いている。そこで、年内を目途に県内医療機関に対してアンケートを実施し、オンライン診療の実施状況や導入に当たっての課題などを調べた上で、今後5年間の取組内容を効果的なものにしていきたい。

医療人材課長

- 2 地域保健医療計画に基づき地域医療体制の実現に向けて、入院需要に必要な病院勤務医の確保に努めている。そのため病院で勤務していただける若手医師の誘導定着を強化している。開業する意思のある医師を含む県内医療機関に勤務する医師に対しては高度なシミュレータ機器を備えた地域医療教育センターにおいて研修を実施している。主な取組の項目としては医師のスキルアップという部分で支援している。

飯塚委員

- 1 現行の5か年計画の主な取組で「残薬対策などによる薬の適正使用の促進」としていたが、今回の5か年計画案で「ポリファーマシー対策の推進」としたのはなぜか。
- 2 施策内容の説明で「監視指導を徹底し」とあるが、主な取組では「監視指導等の実施」となっており、トーンダウンしているように感じるが表記は適切か。
- 3 主な取組の「将来の献血者の確保のための若年層への啓発」について、献血者は今も不足しているように感じているので、「将来の」という表記は必要ないのではないか。
- 4 地域連携薬局をどのように認定しているのか。また、どのような認定基準なのか。

薬務課長

- 1 残薬対策をしなくてよいというわけではなく、新しい考え方の言葉として「ポリファーマシー」が最近言われるようになってきた。多くの薬を飲むことで悪い作用が出てしまうことを防ぐという意味合いで、残薬対策の一部にもなっていると考えている。また、「ポリファーマシー」はまだまだ周知が足りていない言葉なので、今後の施策を進める中で、名称の周知を含めてしっかりと推進していきたい。
- 2 取組の中で、違反業者や指摘の多い業者に指導を徹底していきたいということで、施策に表記したものである。
- 3 医療に必要な血液を献血によって過不足なく集めて供給することが主な目的である。令和2年度はコロナ禍にもかかわらず令和元年度に比べ、10,000人以上多く献血に御協力をいただき、結果的に医療に必要な血液を届けられた。したがって、直ちに血液が不足している状況ではない。今後、少子高齢化が進むと献血可能な人口層が減ってくるので、「将来の献血者の確保のための若年層への啓発」という表記にさせていただいた。
- 4 患者が利用しやすい構造設備、情報共有体制、調剤販売体制、在宅での調剤やその体制が整っていることを基準として、現在、当課で一括して認定を行っている。

飯塚委員

- 1 コロナ禍もあって献血者の確保が困難であるという認識があったが、献血者の確保は問題ないということでしょうか。
- 2 地域連携薬局は、情報共有、在宅の方への対応などを行う新しい薬局像があるのではないか。

薬務課長

- 1 直ちに医療に支障を来すような血液不足が生じているものではない。一方で、夏場の暑い時期など献血者が減る傾向があり、特に本年8月は例年に比べ献血者数が減ったことから、不足時には情報を発信し献血の確保に努めていく。
- 2 通常の薬局機能に加え、月30回以上の医療機関への情報提供体制、月2回以上の在宅患者への対応、無菌調剤を実施できる体制などが必要なので、薬剤師会等にしっかりと説明しながらその数を増やしていきたいと考えている。

秋山委員

- 1 施策指標「75歳～79歳の要介護認定率」について、目的と方法が逆になっていると思う。施策指標の説明において、認定率が下がることで元気に暮らせるという流れになっているが、介護予防事業を広げることやデマンドバスを拡充していくことで認定率が下がるようにしていくというのが必要な表現であり、記述を変えるべきだ。また、「目標の根拠」で要介護認定率を「下げることを目指して」とあると、認定を厳しくするのではないかという誤解を生むが、どう考えているのか。
- 2 介護職員の給与は、他の職種と比べて月10万円以上低く、ネックとなっている。主な取組として、例えば、県独自の処遇改善策に取り組むことや介護報酬の改善に向けた国への要望活動など入れるべきであるが、どう考えているのか。
- 3 施策13の主な取組に「国民健康保険制度の安定的な運営」とあるが、保険税を払えず医療機関に行けない事態が生じることは本末転倒なので、一部負担金や税の減免を彷彿とさせるような「改善・充実」といった文言を追加した方がいいのではないかと。

- 4 県立大学への医学部設置に向けた国への要望活動について、積極的に主な取組の中に入れられないか。
- 5 「施策14 医師・看護師確保対策の推進」の主な取組に奨学金制度を具体的に記載すべきでないのか。
- 6 「茨城県の順位を上回るために必要な医師数は1,296人(平成30年時点)」とあるが、後期研修医の採用数1,670人が達成されると最下位を脱出できるのか。

地域包括ケア課長

- 1 主な取組に「介護予防の促進と自立支援型の地域ケア会議の普及促進」、「民間企業など多様な主体による生活支援サービス体制整備の促進」とある。例えば、足腰が弱った方を対象にした買物支援ということで移動販売を企業に働き掛けるなどの取組を市町村が行う場合に助言するなど、きめ細かい取組を行っていき、その上で認定率が下がるようにしたい。認定が厳しくなるのではないかという心配については、そうしたことがないよう、介護認定の事務に従事する職員や主治医に対する研修を実施し、適切に認定されるよう支援する。

高齢者福祉課長

- 2 賃金の状況であるが、平成27年の県内全産業の賃金は333,000円、福祉施設介護職員の賃金は243,900円であり約89,000円の差があった。5年後の令和2年には県内全産業の賃金は324,700円で若干低下したが、介護職員の賃金は268,900円であり、25,000円増えている。これは、国の処遇改善加算の影響が大きいと思っている。県としては、引き続き加算の取得支援に取り組むとともに、国に対してはしっかりと要望していきたいと考えている。

国保医療課長

- 3 平成30年度の国民健康保険制度改革により、県が財政運営の主体となった。今後もその役割をしっかりと果たしていくという観点から計画に記載した。また、保険税の税率や被保険者へのサービスといった部分は、市町村に役割が残されているため、市町村と連携し、話し合いながら進めていきたいと考えているので、このままの記載としたい。

保健医療政策課長

- 4 県立大学への医学部設置については、医師不足の解消には効果的な手法であると考えているが、一方で、医学部設置に伴う費用面の問題や医師の確保など課題が大きいものと考えている。また、国の方では新たな医学部の設置を認めていない状況もある。ハードルは高いが、国で行っている医学部定員の見直しの状況も注視しながら、国への要望を継続していく。

医療人材課長

- 5 奨学金制度は主な取組の中の「本県出身医学生や県内指定大学医学生への支援」のメインとなるものであるが、このほかに医師との交流会、キャリアプランの作成、地域医療教育センターでの研修等も実施しており、幅広くこのような記載とした。
- 6 茨城県でも医師確保には力を入れている。また、人口は減少傾向にあるため、人口10万人当たり医師数は、平成30年時点の187.5人を上回る可能性が高い。そのため、1,296人を大きく上回る医師を獲得していく必要がある。また、1,670人の採用で

足りるかは現時点で不明であるが、これを超えていく必要がある。できるだけ多くの後期研修医を採用していく。

須賀委員

高齢者の免許返納を促進している中で、免許返納後の移動手段の確保は必要と考えるが、これについてどのような取組を考えているか。

地域包括ケア課長

免許返納後の対応として実施しているものではないが、高齢者の支援の一つとして、買物や通院に利用できる移動支援の取組を、専門家を派遣して伴走型で支援している。また、プラチナ・サポート・ショップ事業では、移動販売や配送サービスなど高齢者に優しいサービスを提供している企業に登録してもらい、高齢者に利用を促す取組を実施している。市町村の要望に応じて企業とのマッチングを行うなどして側面支援をしている。

中屋敷委員

地域医療体制の充実には病床数が関係してくると思う。コロナ禍の影響でも、病床数により対応できないなどの問題が生じている。新たな病床の配分があるが、現行の5か年計画の配分病床は本県内に完備できたのか。

医療整備課長

病床については公募している。平成25年から、第6次は3回、第7次は1回の合計4回病床を配分している。これまで全体で4,507床を配分している。

中屋敷委員

配分された病床の整備状況はどうか。

医療整備課長

令和3年3月31日の基準病床数と既存病床数を比較すると、過剰地域と不足地域が生じている。過剰地域は、さいたま保健医療圏、利根保健医療圏、北部保健医療圏及び秩父保健医療圏の四つであり、残りの六つがいまだに不足地域となっている。

中屋敷委員

先ほどの答弁で、4,507床を配分したとのことであったが、全て新しい病床として完備されたのか。

医療整備課長

配分した病床のうち、例えば、回復期病床は1,572床を配分したが、そのうち整備されたのは754床という状況で、全て整備された状況にはない。

中屋敷委員

県の働き掛けによって病床を完備させることはできるのか。

医療整備課長

配分した病床の進捗状況は日々管理しており、年に数回行われる地域医療構想調整会議で

整備の進捗状況や整備できない理由を話し合っ
て地域の中です承をいただくとともに、今後
どうするかについて話し合う場を設けて、何
とか進めるようにしている。

【説明者】

「針路4 子育てに希望が持てる社会の実現」

[企画財政部]

堀光敦史企画財政部長、中山貴洋政策・財務局長、竹内康樹計画調整課長、
北聡子地域政策課長

[総務部]

松澤純一学事課長

[県民生活部]

小川美季男女共同参画課長

[福祉部]

山崎達也福祉部長、和泉芳広少子化対策局長、大熊誉隆少子政策課長、
松井明彦こども安全課長、鈴木健一こども安全課児童虐待対策幹

[保健医療部]

川崎弘貴国保医療課長、坂行正医療整備課長、加藤孝之医療人材課長、
黒澤万里子健康長寿課長

[産業労働部]

田中健雇用労働課長、檜山志のぶ多様な働き方推進課長

[都市整備部]

中村克住宅課長

[教育局]

鎌田勝之高校教育指導課長、松中直司保健体育課長、小谷野幸也生涯学習推進課長、
塩崎豊人権教育課長

[警察本部]

村越俊文少年課長

「針路5 未来を創る子供たちの育成」

[企画財政部]

堀光敦史企画財政部長、中山貴洋政策・財務局長、竹内康樹計画調整課長、
北聡子地域政策課長

[総務部]

小野寺亘総務部長、堀光美知子人材政策局長、松澤純一学事課長

[県民生活部]

久保佳代子国際課長、廣川佳之青少年課長

[保健医療部]

高橋司参事兼疾病対策課長、芦村達哉薬務課長

[農林部]

竹詰一農業ビジネス支援課長

[教育局]

高田直芳教育長、萩原由浩副教育長、栗原正則教育総務部副部長兼総務課長、
加藤健次教育政策課長、関根章雄財務局長、案浦久仁子教職員課長、
阿部正浩福利課長、臼倉克典県立学校校人事課長、鎌田勝之高校教育指導課長、

佐藤直樹魅力ある高校づくり課長、中沢政人ICT教育推進課長、
小西康雄生徒指導課長、松中直司保健体育課長、竹井彰彦参事兼特別支援教育課長、
阿部仁小中学校人事課長、渡辺洋平義務教育指導課長、高津導教職員採用課長、
小谷野幸也生涯学習推進課長、衛藤一憲文化資源課長、塩崎豊人権教育課長

[警察本部]

村越俊文少年課長

「針路6 人生100年を見据えたシニア活躍の推進」

[企画財政部]

堀光敦史企画財政部長、中山貴洋政策・財務局長、西村朗地域経営局長、
竹内康樹計画調整課長、北聡子地域政策課長

[県民生活部]

真砂和敏県民生活部長、田辺勝広共助社会づくり課長、浪江美穂スポーツ振興課長

[福祉部]

藤岡麻里地域包括ケア課長、岸田正寿高齢者福祉課長

[保健医療部]

関本建二保健医療部長、小松原誠保健医療部副部長、仲山良二保健医療部副部長、
高橋司参事兼疾病対策課長、黒澤万里子健康長寿課長

[産業労働部]

板東博之産業労働部長、山野隆子雇用労働局長、近藤一幸産業支援課長、
田中健雇用労働課長、澁澤幸人材活躍支援課長、益城英一産業人材育成課長

[農林部]

西村恵太農業政策課長、竹詰一農業ビジネス支援課長、野口雄一郎農業支援課長、
稲場康仁農村整備課長

[教育局]

高田直芳教育長、萩原由浩副教育長、松中直司保健体育課長、
小谷野幸也生涯学習推進課長、衛藤一憲文化資源課長

【議案に対する質疑（「針路4 子育てに希望が持てる社会の実現」）】

須賀委員

- 1 少子化の主な原因は、未婚化・晩婚化などであるとされているとあるが、この出典は何か。
- 2 針路4に「社会的養育が必要な児童も緩やかな増加傾向にある」と記載されているが、「緩やかな」という表現を入れた理由は何か。
- 3 少子化対策・子育てを考えたときに、結婚、妊娠・出産、子育てという一連のライフデザインを前提に話が進んでいる。世界的に見れば、ヨーロッパなどは出生数に占める婚外子の割合が高くなっている。婚外子の割合が高いほど、出生率が上がるという関連性のデータが挙がっているが、時代の流れを受けるならば、結婚を前提とした一連の在り方に限るのではなく、両論併記すべきかと思うが、どのように考えているのか。
- 4 50ページの「背景」の部分に女性活躍や活躍推進、ジェンダー平等、男女共同参画が求められているといった記載がないのはなぜか。

少子政策課長

- 1 出典は令和2年5月に閣議決定された国の少子化社会対策大綱である。少子化の主な原

因として、未婚化・晩婚化、有配偶出生率の低下があり、特に若者の初婚年齢の上昇の影響が大きいとされている。

- 3 前提として、5か年計画案に記載されている子育て・出産等の支援については、結婚を前提としたものではなく、婚外子も含めてしっかりと支援していくという考えである。婚外子の記載はないが、結婚した方・夫婦に限らず支援していくものである。

こども安全課長

- 2 社会的養育が必要な児童とは、児童養護施設や乳児院など施設に措置したり、里親・ファミリーホームに委託したりするほか、一時保護などを含めた児童である。社会的養育が必要な児童数は、平成20年度2,020人、平成25年度2,155人、平成30年度2,174人と10年間で7.6パーセントの増加に留まっていることから「穏やかな」という表現とした。

男女共同参画課長

- 4 14ページの「埼玉県の目指す将来像」の「将来像2 誰もが輝く社会」の中で計画全体を貫く形で整理し、それを踏まえ、針路4の「背景」の記載となっている。

須賀委員

先ほどの答弁で、婚外子については両論併記としており、そういう思いも含まれているとのことだが、記載からは全く読み取れない。含まれていると理解してよいか。

少子政策課長

結婚しないで子供を持ちたいという方もいるため、そうした方に対しても支援していくものであり、含まれていると考えている。

逢澤委員

- 1 現行の5か年計画では、少子化対策の項目が最優先であったが、本計画案では施策16となっており、後退が否めない感じがする。なぜそのように作り替えたのか。
- 2 施策16に、「経済・雇用、教育、まちづくりといった幅広い分野にわたる総合的な取組を継続的に実施します。」とある。根底として少子化に対する社会意識の醸成が重要であると思っているが、そのことも記載するべきではないか。
- 3 三世帯同居や近居の促進について、具体的にどのように取り組んでいるのか。
- 4 主な取組の中の、「多子世帯の経済的負担を軽減するための支援」は、多子世帯応援クーポン事業のことを指しているのか。
- 5 施策指標の合計特殊出生率について、目標値が達成できず下がっている中で、希望的観測の数値を載せてよいのか。現実的な数値を載せるべきではないか。
- 6 施策17の中で、子育て世帯や共働き家庭については触れられているが、ひとり親世帯の記載がないが、これでよいのか。
- 7 様々な保育サービスについて、延長保育、一時預かり、病児保育と記載があるが、病後児保育の記載がない。病後児保育は含まれていないのか。
- 8 保育所待機児童数について、計画期間中は常に待機児童がいない状況を目指すとなっているが、本年12月においても0人という理解でよいのか。

計画調整課長

- 1 新型コロナウイルス感染症の拡大、あるいは激甚化・頻発化する自然災害など県民の生命・財産を脅かすリスクが本県の喫緊の課題であった。令和3年度県民満足度調査でも、重要度が高い分野の上位5位までのうち、将来像の「安心・安全の追究」に関連する分野が四つある。そのようなことも踏まえ、今回の5か年計画案では、将来像の一つ目に「安心・安全の追究」を置いたところである。どの将来像、どの施策も大変重要であり、「きめ細かな少子化対策の推進」については、「安心・安全の追究」に続く「誰もが輝く社会」の一番目の針路「子育てに希望が持てる社会の実現」の最初の施策に位置付けたところである。位置付けの変更は、重要度を後退させたものではなく、少子高齢化が急速に進む人口減少社会の到来が本県の最大の課題であり、その解決に向けた少子化対策はこれまで同様、重要な施策の一つであると考えている。

少子政策課長

- 2 社会的な意識の醸成について、主な取組の中で、「パパ・ママ応援ショップ など社会全体で子育てを応援するムーブメントの醸成」、「働き方の見直しによる男女ともに仕事と家庭を両立できる環境づくり」がある。少子化対策を推進するためには、社会的な機運醸成が必要であるため、企業や地域の方々を巻き込んで機運醸成させていきたい。
- 4 多子世帯の経済的負担を軽減するための取組について、多子世帯応援クーポン事業、多子世帯保育料の軽減事業が含まれている。
- 5 合計特殊出生率の状況は本県だけでなく全国的にも厳しい。目標達成は非常に高いハードルであると考えている。目標は希望的観測ではなく、51ページの「目標の根拠」に、令和12年に県民の希望出生率1.78を実現することを目指すとする。これは、県民が希望する結婚・出産を叶えた場合に、見込まれる出生率が1.78という数字となるということである。この目標を令和12年に叶える、具体的には県民の希望を叶えていくことで出生率を達成していくという趣旨である。これまでの様々な子育て支援に加えて、未婚化・晩婚化の対策として、結婚支援に注力し、合計特殊出生率の向上に取り組んでいく。
- 6 ひとり親の支援に対する考え方について、文章の中には記載がないが、ひとり親の家庭、ふたり親の家庭をどちらも支援していく。また、ひとり親については、経済的に厳しい方もおられるので、施策10の「生活の安心支援」に記載させていただいた。修学資金の貸付等を含めて支援していきたい。
- 7 52ページの施策17の主な取組に病児保育などの多様な保育サービスの提供主体として記載しているが、病児保育には、病児保育や病後児保育などの類型がある。これをひとまとめにして病児保育という表現で記載させていただいた。病後児保育についてもしっかりと取り組んでいく。
- 8 計画期間中は各年度でゼロを目指していく。

住宅課長

- 3 同居や近居は住み替えが前提となることから、マイホームを借り上げて子育て世帯などに転貸する移住・住みかえ支援機構のマイホーム借上げ制度など、住み替えに効果的な制度を情報発信している。また、団体と連携し住み替えにかかる説明会などを開催している。さらに、県営住宅では、子世帯の子育て支援のため、近居として県営住宅を申し込む際に、抽選において優遇されるような措置を講じている。

逢澤委員

- 1 合計特殊出生率は現行の5か年計画でも1.34から1.26に下がっており、現実的な数値にしないとまた達成できないのではないかと。
- 2 施策17の中で、ひとり親世帯も含まれているとの答弁であった。しかしながら、記載されていないのでひとり親世帯は含まれていないと捉えてしまうが、どのように考えているのか。
- 3 待機児童数に係るハード整備について、20年先を見据えて地域偏在や人口動態なども加味すると、保育所の需要と供給のバランスが逆転していることも視野に入れておかなければならないと思うがどうか。

少子政策課長

- 1 合計特殊出生率を上げていくことに対しては様々な意見があり、女性にとって出産のプレッシャーになるのではないかと、行政が強制することになるのではないかとという意見もあった。目標の考え方として、結婚したい方の希望を叶えることを進めるというのが前提としてある。その上で1.78という令和12年の数値を設定している。現実的な数字についても検討はしたが、目標を下げることで県民の気持ちに悪影響を与える可能性もあることを考え、県民の希望を叶えるという目標を、現行の5か年計画から引き継いでいる。
- 2 施策17に記載がないのは御指摘のとおりであるが、実際に施策を推進していく中で、委員の指摘も踏まえ、しっかりと支援していきたい。
- 3 保育所整備では、毎年5,000人以上の受入枠を拡大し、待機児童は令和3年4月には388人まで減少している状況である。また、市町村の半分以上は待機児童ゼロを達成しており、今待機児童が発生しているのは県南部が中心である。県南部における、低年齢児の受入枠確保、駅前での整備などの課題に対し、小規模保育事業の推進、賃貸物件の改修に対する補助、既存の保育所での送迎保育などの活用を進め、良い取組を市町村と共有していく

宮崎委員

- 1 「不妊治療費への助成」から「不妊治療への支援」への変更について、中央社会保険医療協議会で保険適用が決まっていない段階であるが、以前より不利益になる場合でも助成事業を廃止するのか。
- 2 出産後の職場復帰に関する取組がないが、どのように考えているのか。
- 3 施策16について、妊孕率に関する教育の促進は、主な取組の「妊娠、出産、不妊に関する正しい知識の普及啓発」の中に含まれているのか。
- 4 「保護が必要な児童の安全確保」とあるが、家出少年少女への取組が記載されていない。このことについてどのように考えているのか。

健康長寿課長

- 1 不妊治療の保険適用は、国において来年4月実施の予定で審議されており、助成制度でなくなることが想定されることから、助成事業、相談事業も含めた支援という表現に修正したものである。

多様な働き方推進課長

- 2 主な取組「働き方の見直しによる男女ともに仕事と家庭を両立できる環境づくり」において、出産後も退職せずに働き続けられる、退職しても復職がしやすい職場環境づくりに

取り組んでいく。また、施策29「女性の活躍推進と男女共同参画の推進」において、結婚や出産など女性のライフステージの変化に応じた支援を行っていく。

保健体育課長

- 3 学校においては、学習指導要領に基づいて、保健の授業をはじめとした学校教育活動全体を通して妊娠、出産等に関する指導に取り組んでいる。このうち、高等学校においては「結婚生活と健康」という項目において、出産、妊娠あるいはこれに伴う健康課題等について指導しており、その中には不妊を含む問題や生活習慣に関わることについても取り扱っているところである。今後も学校において適切に対応していく。

こども安全課児童虐待対策幹

- 4 家出した児童が帰る場所がなく保護が必要な場合は、児童相談所で対応する。計画上は「児童相談所の整備・機能強化と児童相談所や市町村などの相談体制の充実」により対応していく。

宮崎委員

- 1 不妊治療に係る県独自の支援は継続されるのか。
- 2 妊娠妊孕力の教育について、高校卒業後については主な取組の中でどのように考えているか。

健康長寿課長

- 1 県独自の上乗せ助成も含め、保険適用の範囲等が明確になった段階で県の支援も検討していきたい。
- 2 助産師会に委託し、大学生対象の大学巡回思春期講座、中高生対象の思春期保健セミナー、養護教諭対象の研修会を実施している。また、学校教育とつながる取組ではあるが、普及啓発の冊子を高校2年生に配布し、冊子を活用した出前講座を実施している。学校教育と連携し、若いうちからの正しい知識の普及啓発に取り組んでいる。

藤井委員

- 1 ベビーシッターや家事支援人材の活用をどのように考えているのか。
- 2 シニア世代の保育参加をどのように考えているのか。
- 3 保育の質を保持することも記載すべきではないのか。

少子政策課長

- 1 52ページの主な取組の「保育士など子育てを支援する人材の育成・確保・定着」の中にベビーシッターも含まれるものと考えている。ただし、ベビーシッターは関連する事件などもあり、質の問題も重要であると思っている。ベビーシッターは認可外保育のため、まずは市町村に届出をしていただき、状況をしっかり把握し、研修などの支援を行っていくことが重要である。
- 2 シニアという文言の記載はないが、「保育士など子育てを支援する人材の育成・確保・定着」に含まれると考えている。シニア保育士と資格のない方が考えられるが、就職をあっせんしている保育士・保育所支援センターにはシニアと呼ばれる方も来ていただいております。支援を行っている。地域で子育て支援に関心のある方については、保育所で保育補助者という形で関わっていただいております。そうしたところには補助も行っている。こうした取組で

シニア人材の活用に取り組んでいきたい。

- 3 保育人材の質の確保も重要であると考えており、人材確保と両輪で取り組んでいる。必要な保育士を確保し、保育サービスの充実が図られるように各種研修などを通して質を向上させていく。加えて、保育士が保育の仕事に集中できるように、補助者の活用などにより、働きやすい職場づくりにも取り組んでいきたい。

藤井委員

こちらが質疑した内容は、主な取組に含まれているという答弁であったが、きめ細かい保育サービスを求めている方が多いため、しっかりと記載するべきではないか。ニーズがあるということをしかりと捉え、記載していただきたいがいかがか。

少子政策課長

シニアやベビーシッターなどの多様な人材の活用については、事業を実施する中でしっかりと念頭に置きながら進めていきたい。

権守委員

- 1 「施策18 児童虐待防止・社会的養育の充実」について、対応件数の増加が背景にあり、特にコロナ禍で増加傾向にある。全国の児童相談所での2020年度の児童虐待相談対応件数が200,000件を超えたとある。本県では16,902件と聞いているが、主な取組「児童相談所の整備・機能強化と児童相談所や市町村などの相談体制の充実」の「など」にはどのようなものが含まれるのか。
- 2 児童福祉司や児童心理司の増員状況はどうなっているのか。
- 3 主な取組「医療、保健、教育、警察など関係機関や地域住民などとの幅広い協力体制の強化」の地域住民「など」にはどのようなものが含まれるのか。
- 4 施策指標は「児童虐待死亡事例」を0件とするものであり、虐待の死亡事例を根絶することを目標としているが、なぜ死亡事例だけを指標にしたのか。施策内容を見ると、早期発見や早期対応に取り組むとともにとしているのに、なぜ相談対応件数を指標としないのか。

こども安全課児童虐待対策幹

- 1 「市町村など」の「など」には、子育て世代包括支援センターや地域子育て支援拠点、児童家庭支援センターのほか保護者にとって一番身近な相談先と言える、幼稚園、保育所及び学校等が含まれる。
- 2 今年度は、児童福祉司43人、児童心理司14人の増員により体制強化を図っている。
- 3 「地域住民など」の「など」には、民生・児童委員や児童館職員などが含まれる。
- 4 児童虐待相談対応件数は、児童相談所が通告を受け付けて対応した件数であるが、児童虐待の多くは家庭内という密室で行われることから、児童虐待そのものの件数を把握することは極めて困難である。児童虐待相談対応件数を指標にするという考え方もあろうかと思うが、この件数が増えていくことがいいこととは言えない一方、この件数は、児童相談所が何らかの支援を行った件数である。県ではダイヤル189などの啓発に努めるなど、虐待通告を促す施策もしている中で、件数上がるのがよいのか下がるのがよいのか判断が難しい指標を設定することは困難と考えている。児童虐待死亡事例0件は、児童虐待対策における当然の目標であり、現行の5か年計画でも掲げている指標でもあることから、これに代わる適当な指標の設定は難しいと考えている。

山根委員

- 1 53ページに児童養護施設の改修についての記載がないが、家庭的な環境を確保するためには、児童養護施設の改修も必要と思うが、どのように考えているのか
- 2 里親等委託率について、施策指標の進捗状況を見ると、目標値に近づくのが難しいことが見受けられる。委託率を増やすことから、里親になることが難しいというひとり親や同性カップルについて、どのように考えているのか。

こども安全課長

- 1 国の方針は、施設の小規模化、高機能化を進めることとしている。この方針を踏まえた施設整備を支援していく。
- 2 ひとり親でも同性カップルでも登録は可能である。現に登録している方もいる。その後の特別養子縁組については、夫婦である必要があるが、里親登録は可能である。

山根委員

その先の養子縁組については厳しいということであるが、そのことについてどのように考えているのか。

こども安全課長

同性カップルについては、民法の法令改正の状況を見ながら対応していきたい。

平松委員

- 1 合計特殊出生率について、目標として設定した以上は達成してもらいたい。今までの施策でどのくらい効果があったのか効果分析が必要であると考えますが、どのような分析ができているのか。現行の5か年計画で達成できていないのに、あえてまた計画を立てているので、達成に向けて取り組んでももらいたい。定量的に算出した上で積み上げてこの数字になっていると思うが、どのように達成していくのか。
- 2 保育所待機児童数ゼロの目標を掲げているが、待機児童がゼロにならない主な要因としては保育士不足もあると考える。現行の5か年計画では達成できていないのでハードルは高いと思うが、保育士不足も含めてどのようにして達成していくのか。

少子政策課長

- 1 これまで県では子育て支援の充実により、子育ての不安を解消し、子育てしやすい環境づくりを進めてきた結果、待機児童数については388人まで減らすことができた。また、多子世帯への支援により、第3子以降の出生数の割合の伸びは、一都三県の中でも高い比率となっており、また、全国平均の伸びを上回っている。県内への子育て家庭転入も全国第2位となっているが、更なる取組が必要であると考えます。大きな原因である未婚化の対策として、結婚したい方が結婚できる、出産したい方が出産できる支援を進めていきたいと考えている。具体的には出会いの機会の提供、結婚する際の支援に注力していく。
- 2 保育士の確保対策として、新卒保育士の就職支援、潜在保育士の掘り起こし、保育士が離職しないようにする定着支援の3本柱で進めていきたいと考えている。

平松委員

- 1 合計特殊出生率について、今までの取組が、各々どれくらい効果が出ていて、施策指標

の達成が見えてきているといった、相関関係がある現実的な数字なのか。可能性があることに努力していることは理解できるが、結果が施策指標の達成には結びつかないのではないか。これについては「これだけの効果があり、それを積み上げていくと最後には達成に結びつく」というものがないと難しいのではないのか。

- 2 どのように保育士確保に取り組んでいくかをしっかりと示さなければならないと考えるがいかがか。

少子政策課長

- 1 合計特殊出生率については、他の施策指標と異なり、施策を実施すれば上がるといった相関関係、因果関係を示すのが難しい。様々な施策を組み合わせ、福祉だけではなく、保健医療、産業労働、住宅など総合的に実施していく中で出生率を向上させていくというのが現実的な考えだと思う。一方で、個別の施策については効果検証を行い、改善を図っていく必要があると考える。結婚支援に関しては、現行の5か年計画の策定時にはSAITAMA出会いサポートセンターはまだ設立されていなかったが、市町村のニーズや企業等の意見を踏まえ立ち上げたものであり、3年が経過し、現在延べ利用者数は9,000人を超え、今年度に入り成婚者数も増えてきており、近く、300人、150組が成婚になる見込みである。
- 2 県として、保育士確保のために様々な支援策を行っている。目標達成を念頭にしっかりと保育士確保に取り組んでいきたい。

平松委員

- 1 合計特殊出生率について、答弁を聞く限り「どれをどうやればどうなるかは難しい話で、可能性があることはしっかりやっていくが目標達成するかは分からない」という理解でよろしいか。
- 2 保育士確保にしっかりと取り組むため、潜在保育士の掘り起こしも始めたとのことだが、更なる取組が必要と考えるがいかがか。

少子政策課長

- 1 合計特殊出生率については、行政の方でコントロールすることは難しいと考える。しかし、合計特殊出生率が上がらないことに対して、中身を分析することで見えてくる部分もある。合計特殊出生率を年代別に分析すると、20代の合計特殊出生率が30代に比べて減少傾向にある。こういった分析も踏まえながら各取組の効果検証を行い、新しい取組として重点的に結婚支援をしていくといった改善のサイクルができると考える。
- 2 潜在保育士については、県でアンケート調査を行い、把握に努めている。直近では、潜在保育士の方で将来働きたいという意欲を持っている方が2,000人ほどいることが分かった。こうした方々への働き掛けに今後注力していきたい。具体的には、働きたいという意欲のある方をリストアップして、保育士に復職するに当たっての垣根を低くする支援、例えば、復職支援プログラムや就職準備金の貸付などの支援を行っていく。

井上委員

- 1 主な取組に別の施策で登場したものが再度掲載されることがある。例えば、「子供の居場所づくり活動等に対する支援」は施策10と施策17に、「不本意非正規雇用者の正規雇用化の支援」は施策10と施策16に掲載されている。二つの施策に掲載されているので、「再掲」といった示し方をするという議論はなかったのか。

- 2 合計特殊出生率に関して、県のそれぞれの仕組みがどれだけの因果関係を持って押し効果があがるかは分からないとのことだが、国の社会保障制度や景気動向にも影響すると思われる。県の取組だけでは実現しないため、国の子育て支援策や景気動向などがどのように影響があり、県としてどのように考えているか示してほしいがいかがか。
- 3 現行で達成していないという状況を踏まえて、現実的な数値にした方がよいとの意見もあったが、計画の性質として、5か年計画は最上位の計画である。合計特殊出生率は、まち・ひと・しごと創生総合戦略でも同じ考え方を取り入れ、年度としては先の設定までされている。議案のため、執行部側では変えられないが、議会から現実的な方がよいとした際に、修正することは整合性の考えとして可能なのか。
- 4 待機児童数について、この5年の中でも、しっかりと変化を見据えなければ、この数値目標が正しいのか分からない。例えば、県南部では待機児童が多いというが、コロナ禍で0歳児を預ける人が減ってきており、1歳児や2歳児は引き続き多いなど、ここ5年のニーズをこれまでの5年と同じように考えてはいけなような気がしているが、それを踏まえても388人を0人にするという目標でよいのか。
- 5 主な取組「虐待を受けた児童や親に対する心のケアなどの支援」とあるが「虐待を受けた児童とその親に対する心のケアなどの支援」とすべきではないのか。
- 6 児童養護施設退所児童の大学等進学率の施策指標について、退所する高校3年生の進学希望率はどのようになっているのか。
- 7 ネグレクトが多いと言われている。兄弟がいた場合、その兄弟を世話するヤングケアラーの支援は、ネグレクトの防止につながると思うが、なぜヤングケアラー支援が記載されていないのか。

計画調整課長

- 1 主な取組の選定に当たっては、それぞれの施策ごとの内容を踏まえ、施策を有効に達成するための取組を選んでいる。一つの主な取組を複数の施策に掲載する場合もあるが、どの施策に掲載した主な取組も施策の達成に向けて、重要な施策だと考えており、例えば「再掲」とすると、掲載順、先に出たもの、後に出たもの、そういったところで優先度を想起させることになるため、今のところ「再掲」を表示することは考えていない。
- 3 実際には、議会の御判断になるかと思う。5か年計画を議会として修正された際には、整合性を図るために、まち・ひと・しごと創生総合戦略も修正が必要になると考えている。

少子政策課長

- 2 5か年計画の施策指標にある県民の希望出生率を実現するという考え方は国と整合を図っており、国は国民の希望出生率1.8を達成するという目標を掲げている。国は、目標を踏まえ、各都道府県などに対して補助金などを交付している。この補助金を活用し、施策16の主な取組にある「結婚を希望する未婚者への出会いの機会の提供・結婚新生活支援」などを実施してきたところである。
- 3 指標の修正について、少子化対策は県とっても重要であるが、国全体の問題であると考えている。このため、国・県・市町村が一丸となって、整合性を図りながら取り組んでいくべき課題であり、できれば、このまま県民の希望出生率の実現を目標とさせていただきたい。
- 4 市町村はまず5年後の需要を踏まえて保育所等の整備を進めている。また、毎年、翌年度の需要を見込んで整備計画の見直しを行っている。コロナ禍の影響などで来年度の需要が低いと思われる場合には、市町村が状況を把握しながら現実的な計画となるよう調整し

ていく。

こども安全課児童虐待対策幹

- 5 児童虐待については、親が虐待を受けたということはありませんので、現在の表現でも誤解は与えないと考えている。
- 7 ヤングケアラーへの対応については、関係部局と連携し、早期発見していくことが重要である。主な取組の「児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応の促進」の中で対応していきたい。

こども安全課長

- 6 施設を退所する児童は、進学先又は就職先が決まっている。2月、3月の受験を経た後に、就職先を探すことは困難であるため、大学等進学率の数値自体が進学希望率とほぼイコールになると考えている。

井上委員

先ほどの答弁は、「再掲」として載せると先に出た方の優先度が高く見え、「再掲」と書いてある方が低くなるということだと思うが、施策10と施策17に記載されているのであれば、施策10で子供の居場所づくりのところに「施策17にも掲載あり」と書き、施策17のところには「施策10にも掲載あり」とすれば、その取組が複数に関わる重要な取組と分かると思う。今のような注釈を付けるというのは、議案の修正となるのか。また、冊子にする時点で、そのように書き加えるのは編集過程で可能なのか。主な取組に記載されている白丸を、複数にまたがるものは黒丸表示にするなど、そうしたことをするだけで、複数の施策に関わる取組だと見えてくると思うが、議案の修正となるのか、編集過程で可能なのか。

政策・財務局長

我々としてはこの案がベストだと考えている。あとは議会側の御判断ということでお願いしたい。

美田委員

- 1 主な取組の「児童相談所の整備・機能強化と児童相談所や市町村などの相談体制の充実」について、埼玉県虐待禁止条例の通報しやすい環境整備はここに含まれるのか。また、障害児への対応も含まれているのか。
- 2 東京都で虐待認知されたが、本県に連携されなかった事例があったが、他県との情報共有は「医療、保健、教育、警察など関係機関や地域住民などとの幅広い協力体制の強化」に含まれているのか。
- 3 貧困家庭に占めるひとり親の割合は高く、虐待にもつながる。ひとり親支援を記載すべきだと思うが、盛り込んでいない理由は何か。
- 4 「児童養護施設退所児童の大学等進学率」について、子育て応援行動計画における令和6年度の目標値が35パーセントであるのに対して、今回の5か年計画案における令和8年度の目標値は37パーセントに留まっている。目標値の上げ幅が小さい理由は何か。

こども安全課児童虐待対策幹

- 1 相談・通報を受けやすい体制づくりは、主な取組の「児童相談所の整備・機能強化と児童相談所や市町村などの相談体制の充実」に該当するとともに、早期発見・早期対応として

「児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応の促進」にも該当する。児童相談所では児童に関するあらゆる相談を受けているので、障害児も対象となっている。主な取組の「児童相談所の整備・機能強化と児童相談所や市町村などの相談体制の充実」という中で適切に対応していく。

- 2 児童相談所が援助している児童が県をまたいで転居した場合は、国の運営指針に基づき「ケース移管」を行うこととなっている。具体的には、リスクの程度に応じ、重大な場合は、転居前後の児童相談所同士で対面による引継ぎを行うなど丁寧に対応している。また、今年9月から、国の「要保護児童等に関する情報共有システム」も運用が開始されており、システム上でも転居児童の確認を行うことにより、確実な引継ぎが行われるようにしている。
- 3 ひとり親家庭は虐待リスク高いという認識を持っている。施策18にひとり親家庭への支援は明記されていないが、「児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応の促進」の取組を充実させる中で、しっかりと取り組んでいく。

こども安全課長

- 4 虐待を受け心に傷を負っていたり、実親からの支援を受けられなかったりする入所児童が進学をする場合、様々な困難を伴う。県としては、毎年1、2名ずつ着実に増やすことを目標に数値を設定した。

武内委員

針路4について、現行の5か年計画では「子供を安心して産み育てる希望をかなえる」とあるが、今回「産む」ということが省かれており、子育てを中心として取り組んでいくと捉えられかねない。中身が表現されるべきだと考えているが、どのように考えているのか。

福祉部長

子育てに希望が持てるということの中には、子供を産みたい人が希望を叶えられるということも含まれている。

武内委員

子育てが中心ではなく、現行の5か年計画と同じということでもいいのか。

福祉部長

県民の希望を叶えるということについては、安心して子育てができるということと、子供を産み育てられるということの全てを含んでいる。

橋詰委員

- 1 「パパ・ママ応援ショップなど社会全体で子育てを応援するムーブメントの醸成」の「など」について、具体的にどのようなことに取り組んでいくのか。
- 2 里親等委託率について、令和8年度に36パーセントに上げるのはハードルが高いと思うが、どのようなことに取り組んでいくのか。

少子政策課長

- 1 社会的な気運醸成のためには県だけではなく、企業、地域、市町村等様々な機関や組織が一緒になって取り組んでいくことが重要である。象徴的なものとしてパパ・ママ応援シ

ョップを挙げている。「など」には、企業や市町村を巻き込み取り組んでいる、結婚支援のSAITAMA出会いサポートセンターも含まれている。その他の各事業でも、企業や地域を巻き込んでいくという視点を盛り込み、各施策に取り組んでいきたい。

こども安全課長

2 里親等委託率を上げていくことは、県だけではなく社会全体で取り組んでいかなければならない重要でハードルが高い課題であると認識している。36パーセントを目指すと当たって課題が幾つかあると思っている。まず、里親制度自体の認知が浸透していない。県政サポーターアンケートからも制度を含めて知っているという人が41パーセント程度ということであったのでこれを引き上げ、社会全体が里親制度を知る環境を整える必要がある。そのため、里親入門講座をこれまで対面で実施していたものに加え、オンラインでも受講できるようにしている。また、今後里親専用のホームページを立ち上げる予定である。いろいろな媒体を使ってアクセスできるような取組を進めていきたいと考えている。また、実親の同意を得られないことにより里親委託につながりにくい現状がある。そこで、県では実親に里親制度について丁寧に説明する取り組みを進めていて、引き続き実施していく。施設に入所している児童が家に帰れないような場合に、週末や夏休みなど、里親宅で家庭の雰囲気を感じてもらおう取組を現在進めている。

橋詰委員

最後の部分については、里親に登録したが、実際に受託するまでのサポートとして週末里親など実施していくという理解でよいか。

こども安全課長

お見込みのとおりである。未委託の里親については、県里親会と連携して養育スキルを高めていただく取組をしている。それとは別に未委託里親に対して、子供が家庭の雰囲気を感じていただく取組も新たに進めているところである。

秋山委員

- 1 合計特殊出生率について、指標の中の「結婚や出産はあくまで個人の自由な意思によるものである」という前提は大切である。しかし、合計特殊出生率の向上という表現により、産まない選択を責められるという感情を持つ方がいたり、同性愛者の方たちが苦しんだりすることが想像される。希望出生率まで向上すべき割合を0.52から0.12に変更するという配慮をすべきだったと考えるが、どのように考慮したのか。
- 2 放課後児童クラブは、休憩室の確保が義務付けられていないなど不十分だが、新型コロナウイルスの教訓を生かした施策を検討しないのか。
- 3 常に一時保護所がいっぱいであり、児童相談所も足りないという声を聞いている。児童相談所の増設を施策指標にしなかった理由は何か。

少子政策課長

- 1 出産のプレッシャーや強制と受け取られないように配慮するという趣旨で希望出生率を目指すという考えとしている。御指摘を踏まえ、誤解がないように県民に周知をしていく。
- 2 休憩室については重要だと思うが、施設ごとに広さや設備の状況がまちまちであるため、一律に休憩室を設けることは、その他のスペースが狭くなるという問題が生じる。狭い放課後クラブについては、整備を含めて検討するなど、市町村とよく連携して環境整備に努

めていきたい。

こども安全課児童虐待対策幹

- 3 児童相談所や一時保護所の整備は重要な事業であると認識しているが、児童虐待防止という施策全体を代表する施策指標としては、現在提案している「児童虐待死亡事例」の方がよりふさわしいものと考えている。

柿沼委員

「児童養護施設退所児童の大学等進学率」について、先ほど1人ずつ確実に増やしていくという答弁があったが、主な取組との関連はどうなっているのか。また、どのように取り組んでいくのか。

こども安全課長

主な取組の「施設入退所児童の自立支援」が関連する。また、具体的な取組としては、生活資金の貸付や措置費を超えた学習費について県単独で補助することで進学率の向上に努めている。

【議案に対する質疑（「針路5 未来を創る子供たちの育成」）】

中屋敷委員

- 1 「背景」の部分で、「家庭や地域の教育力の低下を背景に、子供たちの生活習慣の乱れや規範意識の低下が指摘されています。」とあるが、「家庭の教育力が低下した」ということをどのように定義し、判断してこうした記述になったのか。
- 2 ヤングケアラーなど新しいものがここ数年のうちに出てきた。これからの5か年計画なのだから、そうした表記をしっかりと取り入れて、その子供たちの教育の機会の確保をどうするのかを記載しなければならないと思うが、ここに盛り込まれていない理由は何か。

生涯学習推進課長

- 1 「家庭や地域の教育力の低下」については、本年1月の中央教育審議会の答申にも記述があることから、このような記載としている。

人権教育課長

- 2 ヤングケアラーについては、家庭を取り巻く環境の変化に伴って顕在化してきた問題で、重要であると思っている。家庭を取り巻く環境としては、ヤングケアラーのこともそうだが、雇用情勢の変化に伴う経済的な問題など複数あるので、この背景では包括的に家庭を取り巻く環境と記載した。

中屋敷委員

- 1 包括的にということはヤングケアラーも含まれているという判断でよいのか。
- 2 私も中央教育審議会の答申を見たが、「家庭の教育力の低下」については記述されていなかったように思う。中央教育審議会の答申を受けて、このような記載としたということではないのか。

人権教育課長

- 1 ヤングケアラーの問題は、家庭を取り巻く環境の変化等に含まれている。

生涯学習推進課長

- 2 様々な家庭・地域の支援の取組を行っていく際に、保護者や地域の方々からそうした意見が多々あったということもある。また、中央教育審議会など国の大きな流れもあり、県として家庭や地域の教育力が低下していると判断し、そのように記載した。

宮崎委員

- 1 幼児期の教育について、幼児期教育と小学校教育の接続の部分という記載があるが、接続に留まらず、幼児期の教育についても明記すべきではないか。
- 2 学力を伸ばした児童生徒の割合の施策指標について、現行の施策指標は、「目標の根拠」において学力調査で12段階中2段階伸ばしたものとなっている。今回の施策指標は36段階中4段階伸ばしたものと変更しており、現行と比較して目標設定が軽くなっているのではないのか。また、施策指標の細分化について、その意味を伺う。
- 3 施策指標の「埼玉県学力・学習状況調査において学力を伸ばした児童生徒の割合」と「特別支援学校高等部で一般就労を希望する生徒の就職率」が令和2年度から令和8年度までの6年間となっているが、「目標の根拠」では5年間と記載されており、数値がずれているのではないのか。
- 4 全国学力・学習状況調査において、施策指標を全国トップクラスとすると、施策と成果の因果関係がはっきりと示せないのではないのか。ほかの施策指標は考えられないのか。また、トップクラスの定義はどのようなもので、順位の説明も含めて、何位以内だとトップクラスと言えるのか。さらに、なぜあいまいな指標に変えたのか。
- 5 主な取組の「グローバル化など時代の変化に対応する教育の推進」について、針路5の「背景」においても最初に取り上げられるグローバル化社会ということで、最も重視しているのであれば施策指標を設定しないのか。国際バカロレア認定校の数などの施策指標は考えられないのか。

義務教育指導課長

- 1 幼児期の教育は人格形成の基礎を培う非常に重要なものと考えている。そのような状況で、学習指導要領や幼稚園教育要領において、幼児教育と小学校教育の円滑な接続の重要性が増しているとともに、現状の課題となっていることから、主な取組の中で「幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続」と記載した。幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続を図ることで、小学校の教育だけでなく、幼児期の教育の充実も図られるものと考え、このような記載としている。
- 2 県の学力調査の目標設定について、現行の5か年計画作成時に児童生徒一人一人の学力を向上させていく取組の成果として施策指標に設定した。しかしながら、本調査は平成27年度に始まったものであり、現行の計画策定時には2年間の伸びが明らかになっていない状況の中で、平成28年度に初めて明らかになった1年間の学力の伸びの推計値を基に、現行の目標の中で2年間の伸びを設定している。平成29年度以降に実際の学力の伸びた児童生徒の割合を確認したところ、同一の児童生徒が2年間かけて12段階中2段階以上学力を伸ばすのは極めて高い目標であると判明した。今回の計画策定においては、児童生徒一人一人の学力を伸ばすという学力調査の趣旨に鑑み、12段階ではなく36段階というスモールステップの形で細分化した。その上で5年間の調査実績を踏まえて、36段階中4段階以上の伸びと設定した。
- 3 ここでは令和2年度から令和8年度で記載されている。現在の最新のデータが令和2年

度のものであるからである。他方、計画は令和8年度までの計画であるため、5年間で5ポイントという前提を保ちつつ、現在最も低い最新の令和2年度のデータを参考に指標を設定している。

- 4 全国学力・学習状況調査について、全国トップクラスの定義等であるが、全国学力・学習状況調査の結果については、現状では、ほとんどの都道府県の正答率が全国平均プラスマイナス1ポイントの中に含まれている。このことからこの水準を上回ることが、全国的に見ても高水準になるものと判断し、この指標を設定した。あえてトップクラスと表記して、県民に分かりやすくした上で、「指標の説明」の中ではしっかりと定義を明記している。また、全国で何位以上とできないかということについては、国から本調査に当たって順位付けはしないこととなっているので、そうした記載は控えている。

参事兼特別支援教育課長

- 3 特別支援学校においては、その年によって就職率にばらつきがある。平成28年度から令和2年度までの過去5年間の平均が81.1パーセントである。今後の計画の5年間でこれに10ポイントプラスし、91.1パーセントにするという考え方である。

高校教育指導課長

- 5 グローバル化が加速する時代ということは「背景」の最初に書かれているが、グローバル化に対応した人材を育成することは非常に重要である。しかしながら、どのようにしてそれを数値化していくのかは難しい問題である。また、国際バカロレアについては、今年度研究している段階であり、まだ導入するかどうかが見えていない状況である。そのため、「グローバル化など時代の変化に対応する教育の推進」、「世界で活躍するグローバル人材の育成」の二つの取組の中で、グローバル化に対応した教育にしっかりと取り組んでいきたい。

宮崎委員

- 1 施策指標「埼玉県学力・学習状況調査において学力を伸ばした児童生徒の割合」の「目標の根拠」について、36段階中4段階に変えたのは、現状の数値である12段階中2段階というのは厳しい指標であったためということであるが、一つ目の施策指標の「全国トップクラスにある教科数の1ポイント以上上回った教科数」というのは、現行のままである。その違いについてはどのように考えているのか。
- 2 「特別支援学校高等部で一般就労を希望する生徒の就職率」について、令和4年度から10ポイント上げて91.1パーセントにするという説明であったが、説明されないと分からないような数値の設定であるため、もう少し簡易な説明はできないのか。

義務教育指導課長

- 1 「全国学力・学習状況調査において全国トップクラスにある教科数」については、現状小学校と中学校はともに0教科となっているが、現行の5か年計画策定時には、本県の場合、全教科とも全国平均から約マイナス1ポイントという状況であった。他方、令和3年度の調査では、4教科のうち3教科が全国平均を上回った可能性があるという状況になっているので、比較的高い目標ではあるが、この目標は堅持したいと考えている。埼玉県学力・学習調査については、一人一人の伸びをしっかりと見ていくので、平成27年度にスタートしたもののからの施策指標の状況を踏まえて、このような目標にしている。

参事兼特別支援教育課長

2 8 1. 4パーセントは最新値のデータであるため分かりづらくなっているが、「目標の根拠」の説明で示しているのを御理解いただきたい。

美田委員

施策19で言いたいことの 하나가、「答えが一つに定まらない問題に自ら答えを見出していく様々な力、また主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度を養います。」となっているので、これを指標化すべきだと思うが、指標化しなかった理由は何か。

教育政策課長

「答えが一つに定まらない問題に自ら答えを見出していく思考力、判断力、表現力、そして主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度」については、新しい学習指導要領でもしっかりと子供に身に付けさせたい能力である。これらの能力は、主な取組にもあるが、「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業改善を通して育成するもので、さらに、「主体的・対話的で深い学び」を通して学力向上につながっていくものであることから、この施策19の施策指標について、施策の内容と学力はリンクしていると考えている。

美田委員

今の答弁だと、学力の伸びなどを確認すれば、多様な人々と協働して学ぶ態度を養えるからよいと聞こえるが、それでよいか。

教育政策課長

「施策内容」ある「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ」というのは、「主体的・対話的で深い学び」ということであり、それをしっかりと実践していくことが学力向上につながっていくという相関関係があることから、施策指標としては学力を掲載させていただいた。施策19では、確かな学力を施策として掲げていることから、学力の指標は施策の進捗状況を測る上では、最もふさわしいものと考えている。

逢澤委員

- 1 多様な学びの場の整備を進めるとあるが、大前提としてインクルーシブの観点が抜けているのはなぜか。
- 2 L G B T Qなど性的マイノリティとされる児童生徒に対してきめ細かな対応を進めることも大事だが、全ての児童生徒が多様性を理解できるような教育を推進することが大事であると思う。主な取組で「性の多様性を尊重した教育の推進」と掲げられているが、なぜこの「施策内容」で触れていないのか。
- 3 近年の学校での性別による制服の指定についてはどのような状況なのか。進んでいないようであれば指標化することを考えてはどうか。
- 4 施策21の主な取組の「障害のある幼児の幼稚園等への就園機会を拡大するための特別支援教育の促進」について、幼稚園に特化しているように読めるが、なぜそうしたのか。
- 5 施策21の主な取組にひきこもり支援や発達障害の取組が入っているが、福祉部が担当部局に入っていない。それについてはどのように考えているのか。
- 6 「帰国・外国人児童生徒に日本語指導ができる教員数」について、毎年100人の目標設定にしているが、100人の設定の根拠は何か。

参事兼特別支援教育課長

- 1 障害のある子供とない子供が共に学ぶ、例えば、特別支援学級や通級指導教室のような多様な学びの場の充実が非常に大事である。委員御指摘のインクルーシブの視点については、施策21の主な取組である「共生社会を目指した多様な学びの場の充実」、「特別支援学校における専門的な知識・技能を生かした小・中学校等への相談・支援」、「発達障害など特別なニーズのある子供の教育的支援」の中に含まれていると考えている。これらに基づき一人一人の教育的ニーズに応じた適切な支援を行う体制づくりを進めていく。

人権教育課長

- 2 本施策が「多様なニーズに対応した教育の推進」であるので、特にLGBTQなど性的マイノリティのニーズを受け止めた教育ということで、「施策内容」に記載している。もちろん、このような教育を進めるためには性的マイノリティの生徒もそれ以外の生徒も、性の多様性について理解を深めていく必要があるので、主な取組にある「性の多様性を尊重した教育の推進」の中でしっかり取り組んでいく。
- 3 県立高校で女子がズボンを選択できる学校の数が平成30年度に57校であったのが令和3年度は91校に増加しており進んでいる。この施策全体の施策指標としては「公立高等学校における中途退学者の割合」、「帰国・外国人児童生徒に日本語指導ができる教員数」が適切であると考えているが、こうした制服の選択についても、性の多様性を尊重した教育の取組を進める中で、参考値として学校に選択が広がるような働き掛けをしていく。

計画調整課長

- 4 私立保育園を対象とした障害児の対応については、障害児3人に対して1人の保育士を確保するための経費の単独補助、あるいは研修などを行い、障害児保育の知識・ノウハウの共有を図っている。その事業については、「施策17 子育て支援の充実」の主な取組の「保育士など子育てを支援する人材の育成・確保・定着」、また、「延長保育や一時預かり、病児保育、送迎保育などの多様な保育サービスの提供支援」の中で行っているためである。

参事兼疾病対策課長

- 5 保健医療部の対策としてひきこもりに特化した相談窓口であるひきこもり相談サポートセンターを設置して相談に対応している。また、ひきこもりの経験者や家族が直接訪問して相談に当たる訪問サポート事業やひきこもりの方を対象とした居場所づくりなどを実施している。近年は、8050問題に象徴されるように問題が複合化、複雑化しており、市町村などに設置された自立支援相談窓口の重要性が高まっている。こちらの窓口は福祉部の管轄となるので、福祉部とも十分に連携を図りながらこれらの問題に当たっていきいたい。

義務教育指導課長

- 6 日本語指導を必要とする外国籍・日本国籍の児童生徒が在籍する学校数は増加傾向にある。令和2年度末現在、累計200人程度に研修を行っており、引き続き、毎年100人以上に対して研修を実施することで、必要な人数を確保したいと考えている。100人とした根拠について、この研修は大学教授等からの講義だけではなく、参加者による少人数のグループによる協議や演習を行いつつ、そこに大学教授に入ってもらいながら指導してもらおうという形態としており、研修の質を担保するためにも100人程度と設定している。

逢澤委員

- 1 インクルーシブ教育については、明記した方がいいと思うがいかがか。
- 2 日本語指導ができる教員は令和2年度末で201人いるとのことである。帰国・外国人児童生徒はそれぞれの国で過ごしてから日本に来ているが、その外国の言葉を理解した上で接しているのか。
- 3 制服について、まだ選択できていない学校はどのくらいあるのか。

参事兼特別支援教育課長

- 1 インクルーシブ教育については、連続性のある多様な学びの場をいかに充実させることが非常に大切な観点と考えている。そちらについては、主な取組を踏まえた上で、具体的な取組をしっかりと進めていきたい。

義務教育指導課長

- 2 現状、日本語指導教員に求められているのは当該校種の教員免許状のみとなっているが、辞書やICT機器を使用しながらやり取りを行っている。

人権教育課長

- 3 分母が129校であるので、38校がまだ選択できていないという状況である。

山根委員

- 1 針路5の背景に「規範意識の低下」とあるが、非行などは減っていると感じている。この記述の根拠は何か。
- 2 56ページの「確かな学力」と「自立する力の育成」について、施策指標には学力と就職率のことが記載されている。施策内容には、主に学力のことが記載され、その後就業するための知識や技能を身に付けることとし、そして最後は、持続可能な社会の創り手を育成するということが記載されているが、いろいろな分野にまたがりすぎているのではないか。一つにまとめている意図について伺う。
- 3 「施策20 豊かな心と健やかな体の育成」について、心や人権に関する施策指標が必要ではないのか。
- 4 施策21の主な取組に「いじめの解消に向けた取組」とあるが、社会的な問題になっているいじめに関する政施策指標も必要ではないのか。
- 5 「性の多様性を尊重した教育の推進」ではどのようなことを目指すのか。
- 6 63ページの私学教育の振興について、主な取組に「私立学校の健全な運営を確保するための支援」とある。本県はこれまで保護者に直接的な支援をしている一方で、私学の運営に対する助成金を求める要望が上がっていると思う。今回、主な取組として記載しているが、どのような支援を考えているのか。

生徒指導課長

- 1 規範意識については、施策指標としては施策20の「児童生徒が身に付けている『規律ある態度』の達成状況」に関わるが、規範意識の低下については、例えば、ネットいじめの件数が令和元年度に過去最多となったことや、暴力行為の発生件数も増加していることから、児童生徒の規範意識の醸成が必要であると考えている。
- 4 いじめに関して、これまで単なるけんかやふざけ合いとしていたものについて、児童生徒の被害性に着目し、積極的に認知していくという考え方が浸透してきたところである。

こうした考えに基づき、いじめへの対応については、施策20の主な取組「いじめ・不登校・高校中途退学の未然防止」や施策21の主な取組「いじめの解消に向けた取組」で取り組んでいきたい。いじめに関する施策指標については、いじめに関する具体的な取組として、個別計画である埼玉県教育振興基本計画において、「いじめの解消率」の目標値を記載している。

教育政策課長

- 2 教育を取り巻く環境が大きく変わってきており、今後こうした先行き不透明な時代をたくましく心豊かに生きていく子供たちを育てていくためには、まずは、学力の基礎・基本をしっかりと身に付けることが必要だと考えている。そして、学力だけではなく、卒業後、子供は社会に出ていくので、その上で変化の激しい社会を生きていく力、つまり「自立する力」を身に付けることが必要であることから、「確かな学力の育成」、そして「自立する力の育成」を合わせて一つの施策として整理した。

人権教育課長

- 3 心や人権に関する施策指標に関して、人権を尊重した教育を進めることで他者を思いやる心や人権感覚を育成していくことは施策内容のとおりであるが、こうしたことで育成されるものについては、現在の施策指標の「規律ある態度」の12項目の中に「他者を思いやる心」なども含まれており、この施策指標の中に人権を尊重する関係の施策指標も含まれている。
- 5 性の多様性の取組について、一つはLGBTQなど性的マイノリティの児童生徒に対する支援ということで、具体的には教職員の研修等で相談に当たる教職員の資質能力の向上を図っていく。もう一つは児童生徒全体がLGBTQあるいは性の多様性に関して理解増進していく取組も重要であるのでその2本立てを中心に進めていく。

学事課長

- 6 委員御指摘のとおり、本県では、これまで父母負担軽減事業補助の方に重点を置いてきたという経緯がある。私学助成は、父母負担軽減と運営費補助の2本柱としている。両方合わせれば、生徒一人当たり補助額は全国第8位と、比較的上位の支援をさせていただいている。今後とも、私学助成は運営費と父母負担軽減の2本柱で、この計画の期間中、充実に努めていきたい。

山根委員

- 1 規範意識は「時間を守る」や「あいさつする」といった基本的なものであり、ネットいじめや暴力行為の問題は、規範意識の低下の根拠としては違うのではないのか。
- 2 個別計画に目標値を記載しているということだが、5か年計画案になぜ施策指標として盛り込まないのか。
- 3 「性の多様性を尊重した教育の推進」について、理解の促進や啓発についてはこれまでもスピーディに取り組んできたと思う。2040年を見据えた今後の5か年計画であり、いつまで理解促進の啓発をするのか。また、今後の5年間で次の段階に進んだことを実施しないのか。

生徒指導課長

- 1 規範意識の低下については、「規律ある態度」の達成状況の指標に係る調査も参考にしな

がら、教育委員会として課題と認識している。先ほどのネットいじめなどについては、児童生徒の友達を思いやる心が低下しているという現場の感覚をお話しさせていただいた。

- 2 施策全体の把握としては、当該計画案の指標がふさわしいと考えている。いじめの解消に関しては、この施策の取組の中でしっかり対応していきたい。

人権教育課長

- 3 「性の多様性を尊重した教育の推進」については、今回提案している5か年計画案で新たに主な取組として導入した。そうした意味でこれまでに比べて一歩進めていくということを考えている。昨年度の県の意識調査等を見ても、まだまだ理解増進は進んでいないという認識もあるので、まずはこの5年間しっかりと取組を進めていきたい。

秋山委員

- 1 主な取組に「小・中学校9年間を一貫した教育の推進」とあるが、市町村で懸念がいろいろと出てきている。現在、どこの市町村でも小・中学校の統廃合計画が進んでいる。私の地元でも、統廃合を進める理由の一つとして「県が小・中一貫校を目指している」と説明される。県が言う「推進」というものが、いわゆるハード面での小・中学校の統廃合を推進する目的を持っているものなのか。
- 2 学力テストの調査について、学力を伸ばすことは大事なことだと思うが、学力テストを繰り返すことが必ずしも学力を伸ばすと思っていない。前文部科学大臣が少人数学級にした方が内容は良くなると言っているが、今回の5か年計画案の中で、現在県が実施している中学1年生の少人数学級制度を中学3年生まで強力に進めていくというような考えがあるのか。
- 3 県の学力・学習状況調査を受けた子供たちの情報をビッグデータにしてほしいという要望が議員から出ていることも承知しているが、例えば、これを民間の塾に利用させるのは非常に怖いのだが、営利目的に利用されることはないのか。
- 4 施策指標の学力・学習状況調査における学力状況に関して、特別支援学校や特別支援学級の子供については希望者のみが参加するとのことであるが、県としてこの伸びを施策指標とすることで、傷つく方たちがいるのではないかと。一つの物差しで評価していくことは時代に合わないのではないかとと思うが、県はどのように考えるのか。
- 5 施策20の施策指標である規律ある態度と体力テストについて、特別支援学校や特別支援学級の子供は、その希望に応じて算入されるとのことであるが、全員が含まれないような数値を施策指標にするのはいかがなものかと思う。見直しが必要なのではないのか。
- 6 施策20の主な取組の「人権を尊重した教育の推進」に関わることだと思うが、今回、学校へ生理用品を9か月分、1,805,000円配備したと聞いている。これは主な取組としてどのように位置付けられているか。
- 7 施策20の主な取組の「人権を尊重した教育の推進」に関連して、校則に下着の色や柄を指定している規定がある学校が15校、地毛証明の規定がある学校が88校ということで、時代に合わせた見直しを県教育委員会から積極的に求めている点は評価している。ただ、まだ一部の校則について「人権侵害だ」とする子供たちの声がある中で、校則の見直しに際して生徒の意見を聞く仕組みをどのように築くのか。
- 8 特別支援学校の過密化はひどく、積極的に取り組む施策指標を盛り込むことについてどのように検討したのか。
- 9 医療的ケアが必要な児童生徒に対する支援の充実について、どのようなことをこの5か年計画で具体化していくのか。

- 10 施策21の主な取組の「不登校児童生徒・高校中途退学者等への支援」に関連して、不登校児童生徒の昼間の居場所が課題だと思うが、居場所の確保についてどのような施策を展開していくのか。
- 11 日本語指導が必要な児童生徒への支援が、私が住む県央地域の地域別施策にも重なって書いてある。県央地域で特別に重視していることがあるのか。また、前進したことや今後の5年間の取組で考えていることがあるのか。
- 12 施策22の「魅力ある県立高校づくりの推進」について、特色のある学校を作ったり、選ばれるような学校にしたりするのは、本当に努力が必要で大事なことだと思っている。自分の住む地域から高校がなくなり、遠くなって通う高校がないことや、外国籍の子供が増えている中で定時制のニーズが非常に高まっていると聞いている。県として、この「魅力ある県立高校づくりの推進」について、統廃合ありきではないかということも含めて、5か年計画案の中でどのように考えているのか。

義務教育指導課長

- 1 県が考える小・中一貫教育というのは、中学校区内の小・中学校が目指す児童生徒像や、重点目標を設定、共有した上でその実現を図るために9年間を見通したカリキュラムを編成して、それに基づいて行う系統的な教育と考えている。
- 3 学力調査のデータについては、提供に関する基本方針を定めている。その中で学術研究の発展に資するもの、または公的機関における施策の推進に適切に反映されることを目的として、公的機関、または大学の研究者に提供することとなっているので、営利目的に利用されることはない。
- 4 学力調査、特別支援学級の子供たちの件については、委員御指摘のとおり、希望を聞いた上での参加となっている。受験する科目等については、児童生徒の状況によって対応しているところである。県としては、学力の一側面と捉えており学力の全てを表していることではないと考えており、一つの物差しとして評価しているわけではない。
- 5 規律ある態度についても、この項目自体は生活や礼儀、約束やきまりを守ることなど、学習指導要領においても守るべきものとされているところであり、多様性を大切にする時代であっても変わらないところであると考えている。
- 11 県央地域も含めて日本語指導が必要な児童生徒への支援を行っている。引き続きしっかりと実施していきたい。

小中学校人事課長

- 2 少人数学級編制は小学校においては、国が今年度から段階的に35人学級を進めていくところ、本県では、国に先んじて小学3年生で実施している。しかし、これは教員の増員を伴うことである。また、中学校においては小学校のように段階的に増やすということも示されていない。したがって、中学校における少人数学級編制については、国の動向を見定めていく必要があると考えており、教員の増員を伴うことから、少人数によるきめ細やかな指導体制の充実については、国に対して要望していきたいと考えている。

保健体育課長

- 5 新体力テストにおける特別支援学級の児童生徒に対する対応について、児童生徒の障害の状況によって、実施が難しい場合がある。また、逆に運動能力が非常に高い児童生徒もいる。そういったことから、その実施については、本人や保護者の希望を伺

い、個別に対応している。今回の5か年計画案で設定する施策指標と目標については、広く本県児童生徒全体の体力向上を目指すものである。県としての大きな方向性を示しつつ、多様な児童生徒に対応していくことが重要であると考えている。

- 6 昨年来の新型コロナウイルス感染症の流行もあり、女性にとって経済負担となっている生理用品に対する支援が注目された。学校では、貧困という言葉と共に求められている生理用品の配備については、経済的な問題だけでなく、人権、女性の尊厳、男女平等社会の構築といった視点で捉えることも必要と考えている。これらを踏まえて県立学校での生理用品の配備については、針路7の「施策29 女性の活躍推進と男女共同参画の推進」の主な取組にある「男女共同参画の視点に立った教育内容の充実」の中でしっかりと対応していきたい。

生徒指導課長

- 7 校則については、学校を取り巻く社会環境、生徒の状況により、日に日に変化をするため、学校が教育目標に照らして、生徒の実情、あるいは保護者の考え方、社会の変化などを踏まえた内容となっているかどうか絶えず点検し、必要に応じて見直していく必要がある。生徒や保護者、地域の方の意見を聞く機会を設け、点検や見直しに生かすとともに、生徒や保護者へ周知し、理解を求めていくことも有効なことと考えている。こうした学校の校則の点検や見直しが適切に行われるよう、施策20の主な取組「生徒指導体制の充実」において取り組んでいく。
- 10 不登校について、学校は、本人の希望を尊重した上で、市町村に設置された適応指導教室や教育支援センター、民間のフリースクールでの受入れなど、様々な関係機関を活用して、社会的自立への支援を行うことが重要と考えている。このことを学校が理解した上で、不登校児童生徒の支援をすることが大切であると考え、これまで民間団体と連携して「保護者と教員のための不登校セミナー」を開催してきた。令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大により中止としたが、その代替として、WEBサイトで不登校児童生徒への支援に関する情報を発信し、充実を図っている。今後も、関係団体と連携して不登校児童生徒の支援に取り組むとともに、支援に関する情報の発信に努めていく。

参事兼特別支援教育課長

- 8 特別支援学校の過密化への対応については、共生社会を目指した多様な学びの場の充実の中で対応していく。具体的には、埼玉県特別支援教育環境整備計画を踏まえてしっかりと対応していく。
- 9 医療的ケアが必要な児童生徒に対する支援の充実については、本年成立した医療的ケア児支援法の趣旨を踏まえ、保護者の負担軽減に向けたガイドラインの改正等を含めて現在進めているところである。現在、来年度モデル事業の実施に向け、人工呼吸器に関する協議会を立ち上げるなど取組を進めている。

魅力ある高校づくり課長

- 12 不登校や中途退学の経験者など様々な課題を持った方々が定時制にいる。そうした方々の再チャレンジの場として重要な役割を持っていると考えている。定時制における学びが担っている重要な役割というものも踏まえて、今後状況を見て、地域のバランスも考えながら検討や対応していきたいと考えている。再編整備の関係であるが、全体的な話として、適正な学校規模を下回るような高校については、教育の活性化の観点から、地域のバランスを考えて地元の状況を把握しながら近隣の学校との統合等を図っていく。

秋山委員

- 1 「小・中学校9年間を一貫した教育の推進」について、ハード面での統廃合の推進をお願いしているものではないという理解でよいのか。
- 2 校則の見直しについて、生徒の意見を聞く恒常的な仕組みがある学校はあるのか。

義務教育指導課長

- 1 統廃合は学校の設置者である市町村の判断となっている。その上で、ハード面の推進というのは先ほど答弁したとおりであり、求めているものではない。

生徒指導課長

- 2 学校によっては、生徒会で目安箱のようなものを設けたり、あるいは学校評価懇話会で意見を聞く場を設けたりしている。引き続き、施策20の「生徒指導体制の充実」の中でしっかりと取り組んでいきたい。

柿沼委員

- 1 グローバルという言葉が多々出てくるが、グローバル人材とはどのような人材と考えているのか。56ページの主な取組を見ると、学力やキャリア教育や世界で活躍する人がグローバル人材であると感じられるが、私の考えでは、自国や故郷の歴史をしっかりと学び、その上で、世界の立ち位置をしっかりと把握できるようなことがグローバル教育だと思う。県はどのように考えているか。
- 2 愛国心や愛郷心が教育の中に絶対必要だと考えているので、主な取組の中でもっと強く出すべきだと思う。主な取組のうち「伝統と文化を尊重する教育の推進」が該当すると思うが、その考え方はどのようなものか。
- 3 学力の施策指標は多くあるが、地元の地域の歴史、文化及び偉人に学ぶという施策指標も本県の特色として必要ではないのか。
- 4 特別支援学校の高等部の一般就労を希望する生徒の就職率の指標について、現行の5か年計画でも目標値を90パーセントと設定しているが、コロナ禍の影響もあり令和2年度は81.4パーセントである。今回の5か年計画案は91.1パーセントと高い目標で設定しているが、主な取組に大きな違いがなく、何を根拠にこの数字を設定したのか。

高校教育指導課長

- 1 まず、地球規模の視点で物事を考えることができ、そして自分の考えを臆することなく相手に伝えることができる。そして世界の人々と渡り合えるコミュニケーション能力があると同時に、我が国の伝統文化を正しく理解して、自分の国のことも相手に伝えることができる。その両方を兼ね備えた人材がグローバル人材だと考えている。
- 2 伝統文化の教育は、非常に大事なことだと考えている。実際に伝統文化に関する資料集を県で作成しており、学校において活用しているが、学習指導要領が変わる機会に、伝統文化の教育に取り組んでいる事例を新たに広く収集して、県内の高校に伝えて、取組を広めていきたいと考えている。
- 3 施策19の主な取組の中に「伝統と文化を尊重する教育の推進」がある。施策指標には位置付けていないが、この取組を進めることで推進していく。

参事兼特別支援教育課長

- 4 現行の5か年計画の目標値90パーセントは、コロナ禍の影響が大きく、達成できないところもあったが、現在行っている就労支援アドバイザーの一層の活用、更には県が主導した新規職場開拓等を踏まえ、91.1パーセントに向けて具体的にしっかりと取り組んでいきたいと考えている。

藤井委員

- 1 昨今課題として光が当たってきたヤングケアラー、ジェンダー、男女共同参画、性に関する教育が全体的に記述から抜けている、もしくは表現が足りないと考えている。全体的な質疑だが、この件についてどのように考えているのか。ほかのところに記述があるのでいいというものではないと思う。子供たちの未来を創るという観点で伺う。
- 2 現行の5か年計画においては、不登校を減らすことを目標とした施策指標が設定されていた。教育機会確保法の成立により、学校復帰だけを目標にするのではなく、個人に沿った教育の機会を提供することが重要であると捉えており、不登校を減らす施策指標を削除したことは理解できる。一方で、不登校児童生徒がいることには変わらないのだから、必要な教育を提供する視点での施策指標が必要だと思うがいかがか。
- 3 施策21の施策指標に「公立高等学校における中途退学者の割合」がある。中途退学を未然に防ぐ取組は必要なことだが、中途退学は悪いことだというメッセージになってしまうのではないのか。この指標を設定することは、子供たちを追い込んでしまうことになるのではないかと懸念している方たちがいると聞いている。このことについてどのように考えているか。
- 4 書籍のデジタル化など、学校図書館におけるICTを活用した取組を進めるのか。
- 5 教職員の研修の背景として「社会は急速に変化しており、これにしっかりと対応していく力が必要である」との記載があり、自ら課題を発見するような研修が必要だと思うが、このような研修は含まれているのか。含まれているなら記載すべきだと思うがいかがか。
- 6 「児童生徒がICTを活用して学びを深めることを指導できる教員の割合」が令和8年で100パーセントというのは遅いのではないか。
- 7 ICT機器やソフトウェアの整備面では充実したが、今後の更新についてどのように考えているのか。

人権教育課長

- 1 本計画案においては、14ページの2040年を見据えた将来像2のところを踏まえた上で針路があると思っている。その中に、LGBTQや男女共同参画の推進ということも記載されている。また、ヤングケアラーを含めたケアラー支援については、埼玉県ケアラー支援条例に基づいて本計画でも取り組んでいくものであると認識しているおり、針路2で統一して取り上げている。

生徒指導課長

- 2 不登校児童生徒が希望する支援は、状況に応じて様々に変化し、休養を望むこともあれば、学校外での指導を望むときもあるなど、同じ児童生徒であっても、希望する支援はそのときの状況で変化するものである。このように生徒や保護者の意思を十分に尊重する必要がある支援について、目標を定め、その達成を求めることは、結果として不登校児童生徒や保護者を追い詰めることとなるおそれがあるため、数値で目標を定めることは適当で

ないと考えている。県としては、教育相談体制の充実や、適応指導教室の活用、民間団体等との連携などを通じて、不登校児童生徒の支援に努めていく。

- 3 中途退学は、その後の自立に大きな影響を及ぼすことが想定されるため、指標に定め、しっかりと対応していきたいと考えている。

高校教育指導課長

- 4 学校図書館のICT化については、図書館に行かずに本が借りられるというメリットがある反面、契約期間が終わると書籍が残らないという課題もあるため、「学校図書館、教材の充実」の中で検討していく。
- 5 いつの時代でも教員の使命感は必要であるが、社会の変化に対応して教員がICTを活用した授業に取り組むといった研修も必要であると考えている。「教職員研修の充実など指導力と使命感を備えた優れた教職員の育成」の中で取り組んでいく。

ICT教育推進課長

- 6 ICT環境が急速に進んだことで、児童生徒の情報活用能力の育成や学習に対する興味・関心を高めていくためには、教員の指導力が重要である。そのため、今回の5か年計画案では、ICT環境を活用しながら様々な取組を通じて早期に達成できるように努めていく。
- 7 県立学校の環境整備はほぼ整ったところであり、ハードとソフトの更新について考えることは重要と捉えている。施策22の主な取組「県立学校におけるICT環境の整備」の中でしっかりと整備していく。

藤井委員

- 1 不登校児童生徒の支援について、やはり指標化が必要だと考える。例えば、「不登校児童生徒が適切な教育機会を得られているか」や、「不登校特例校やフリースクールの充実」などが可能だと思う。施策指標を設定した上で、具体的施策を展開していくことが重要だと考えるが、このような施策指標の設定を検討したのか。
- 2 中途退学に関する施策指標を設定することは否定しないが、「退学後適切な支援が受けられているか」や、「退学から次の進路が決まるまでの期間」などを施策指標に定め、具体的な取組を進めることが重要だと考えるが、このような施策指標の設定を検討したのか。
- 3 ICTの活用については、教員の立場からの視点ではなく、子供たちがICTを活用して学びを深めることができているかというように、子供の視点からの施策指標にした方がよいと思うがいかがか。

生徒指導課長

- 1 委員御指摘の施策指標については、個別具体的な話であることから、施策指標の設定について検討していない。不登校特例校やフリースクールに関する取組については、不登校支援に係る取組を実施する中で、検討していく。
- 2 今回の5か年計画案に記載した施策指標が適切であると考えている。

ICT教育推進課長

- 3 ICTを活用した学びによる児童生徒の育成については、「施策19 確かな学力と自立する力の育成」の「GIGAスクール構想によるICT教育の推進」に含まれている。施策22は、児童生徒を取り巻く環境に関する取組で構成されている。児童生徒が社会を生き抜く資質能力である情報活用能力を習得、育成するためには、まずは教員が授業でICT

を活用する能力が必要であることから、「施策22 質の高い学校教育の推進」にこの施策指標を設定した。

飯塚委員

- 1 「親の学習」などの家庭教育支援については、本来市町村が実施していると思うが、県としては、具体的にどのような取組をしているのか。
- 2 「放課後子供教室への支援」とあるが、施策17の「放課後子供教室の充実」との違いは何か。
- 3 学校応援団とコミュニティ・スクールは似ているように感じるが、役割の違いは何か。
- 4 施策指標の「『地域で子供を育てる意識が向上した』と回答した小・中学校の割合」について、学校に聞くのではなく、自治会などの地域の関係者に聞かないと正確な回答が得られないのではないかと。また、年平均2パーセントの伸びとは、どのような考えに基づくものなのか。

生涯学習推進課長

- 1 「親の学習」については、市町村やNPOが実施しているが、県としては家庭教育アドバイザーを養成し、「親の学習講座」に講師として派遣している。また、アドバイザーだけが閲覧できる専用のホームページを作成し、情報提供や情報共有を行いながら、資質の向上を図っている。
- 2 取組内容は同一である。施策17については、子育て支援という枠組みの中で放課後児童クラブとの連携という趣旨が含まれているので、「充実」という表記にしている。
- 4 学校を通じて調査を行うことにも意義があると考えている。地域の方の声は重要であるため、調査を行う際には、PTAや学校運営協議会など地域の方の意見を踏まえて調査結果を出すようにしていきたいと考えている。また、年平均2パーセントの伸びについては、調査項目を追加した平成29年度から現在までの数字の伸びが、年平均2パーセントであるためである。

小中学校人事課長

- 3 学校応援団については、学校における学習活動を支援したり、児童生徒の登下校を見守ることで安心安全の確保に努めたり、学校の花壇の整備等の環境整備活動を行うなど、保護者や地域住民による活動組織そのものを学校応援団と呼んでいる。それに対して、コミュニティ・スクールについては、保護者や地域住民などで構成されている学校運営協議会を設置して、その保護者や地域住民が学校運営の基本方針を承認したり、学校における教育活動について意見を述べたりといったように、学校の運営に保護者や地域住民等が参画している仕組みのことをコミュニティ・スクールと呼んでいる。したがって、具体的に学校の求めに応じてボランティアを行う学校応援団と、学校はどうあるべきか、どのように地域の中で教育活動を行っていくべきかを考える組織である学校運営協議会とは役割は異なっているものと捉えている。

武内委員

- 1 規律ある態度の施策指標について、根拠の中で各学年12項目の質問があるということで事前に資料ももらった。その中で、教員や友達の発言をしっかりと聞き、自分の考えを伝えることができているかという質問がある。この設問に対して小学4年生から中学3年生まで、この3年間8割が達成できていないという回答であり、ここだけが際立っている。

施策指標にも影響するため、この設問は、規律ある態度の設問としてふさわしいのか。コミュニケーション能力は重要な点だが、これを向上させることでこのパーセンテージは上がってくると私は分析している。その取組はどこに記載されているのか。

- 2 日本語指導ができる教員数について、施策指標で800人を目標にしているが、その理由と、毎年100人という数値の根拠は何か。
- 3 施策20の主な取組に「性に関する指導」とあるが、何を指導するのか。性教育とはどう異なるのか。また、ジェンダー教育はこの中に入っているのか。
- 4 施策21の指標に「公立高等学校における中途退学者の割合」があるが、施策20の主な取組に「高校中途退学の未然防止」があるので、この指標は施策20に記載するのがふさわしいのではないか。
- 5 施策23の私学振興の施策指標「園務改善システムを導入し、教育の質の向上に取り組む幼稚園の割合」が75パーセントとあるが、75パーセントの内訳はどうなっているのか。また、導入を進めるべき幼稚園とはどのような幼稚園なのか。

義務教育指導課長

- 1 規律ある態度の中の「話を聞き発表する」項目自体は、12項目のうちいずれも学習指導要領の道徳科の内容を落とし込んだものである。コミュニケーション能力の向上についても、この規律ある態度の中でしっかり取り組んでいく。
- 2 日本語指導ができる教員800人の根拠だが、平成30年度の国の調査で、日本語指導を必要とする外国籍・日本国籍の児童生徒が1名以上在籍する小・中学校は、さいたま市を含めないで500校程度ある。それに対応するため、現在200名に対し研修を行っている。これは、質の担保等も含めて毎年最大限の100人に研修をしっかりと行い、令和8年度までに800人育成の目標を達成していく。

保健体育課長

- 3 「性に関する指導」については、学習指導要領に基づき、学校教育全体を通して行っている。内容としては、教科の「保健」等を中心に、例えば、思春期の体の変化や生殖に関わる機能の成熟、あるいは結婚生活と健康といった全般のことを行っており、いわゆる「性教育」と言われているものと同じである。ただし、この表記については、文部科学省が文言を「性に関する指導」に統一していることから、本県においても計画の中で「性に関する指導」という表記で整理させていただいている。また、ジェンダー教育については、学校では、異性の尊重や男女相互の理解と協力といったいわゆるジェンダーに関連する事項について、保健の授業や特別活動等を通して指導している。これについては「性に関する指導」の中に位置付けて実施しているものであり、今後も、同様に学校教育活動全体を通してしっかりと取り組んでいきたい。

生徒指導課長

- 4 施策21の主な取組に「不登校児童生徒・高校中途退学者等への支援」があり、これに基づいて施策指標を設定している。この取組には、中途退学につながるおそれのある生徒への支援も含んでおり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置して支援する、また、若年層への自立支援や就労支援のノウハウがある「地域若者サポートステーション」と連携し、中途退学の未然防止を図るとともに、在学中から支援機関と学校や生徒との関係性を構築することで、万一中途退学した場合に社会的孤立に陥らないよう切れ目のない支援体制の構築に努めるものである。

学事課長

- 5 小規模かつ経営環境が厳しい、いわゆる赤字の幼稚園が全体の3割程度を占めている。この点を踏まえ、75パーセントという目標値を設定した。また、導入を進めるべき幼稚園については、小規模かつ経営環境が厳しい幼稚園以外の幼稚園ということになる。まずはこれらの幼稚園を優先してシステム導入を進めていきたい。もちろん、小規模かつ経営環境が厳しい幼稚園についても、実施できるところにはしっかりと支援をしていきたいと考えている。

武内委員

- 1 規律ある態度について、コミュニケーション能力の向上に取り組んでいくと答弁があったが、どの取組を指しているのか。
- 2 「指導」と「教育」という文言が記載されているが、どのように使い分けているのか。
- 3 私立幼稚園の関係について、園務改善システムの導入を進めるべき幼稚園の内訳はどのようなになっているのか。

義務教育指導課長

- 1 コミュニケーション能力の向上については、主な取組の中の、「規律ある態度を身に付けさせる取組や道徳教育の推進」の中に含まれている。

保健体育課長

- 2 一般に「教育」という場合、「何々教育」といった名詞で使われることが多い。一方、「指導」というと、個別に教員が児童生徒に対応する場面や在り方を指すことがある。その大きな括りとしての「教育」という部分と、個別の場面を想定した「指導」が一般的な使われ方と考えている。

学事課長

- 3 幼稚園が全体で457園あり、そのうち249園が令和2年度末時点で園務改善システムを導入している。まずは、小規模かつ経営環境が厳しい幼稚園を除いた未導入園に対してしっかりと進め、その次に小規模かつ経営環境が厳しい幼稚園にも支援していきたいと考えている。

武内委員

- 1 「公立高等学校における中途退学者の割合」の施策指標について、「高校中途退学の未然防止」の取組に紐づくと考えられるので、やはり施策20の施策指標とするのがふさわしいのではないか。
- 2 「帰国・外国人児童生徒に日本語指導ができる教員数」について、日本語指導をするという表現は、日本語教育ではないということなのか。

生徒指導課長

- 1 施策21の主な取組に「高校中途退学者等への支援」とあり、この「等」については、中途退学につながるおそれのある生徒への支援も含んでいるため、施策21の施策指標がふさわしいと考えている。

義務教育指導課長

- 単に日本語を使えるようになるものではなく、日本語を使って児童生徒が学べるようになるという意味合いも含めて、教育課程も含めてしっかりと日本語ができる指導ということである。

白根委員

- グローバル人材については、施策内容の中に全て含まれているが、主な取組の中でも何回も同じような内容が繰り返されている。内容の構成についてよく考えた方がいいと思うがいかがか。
- 全国学力・学習状況調査の施策指標について、全国の平均正答率を1ポイント以上上回るとあるが、現行の5か年計画の施策指標ではDという評価が付いており達成できないとのことである。全国平均を1ポイント以上上回るのは至難の業であり、全国各地でも力を入れて取り組んでいる。注目してほしいのは、全国学力・学習状況調査はさいたま市を含めた数値であり、下の埼玉県の数値はさいたま市を除く数値である。その二つの値を並べてあることに違和感がある。ベースとなる目標をしっかりと設定しておかなければならない。注意書きでもいいので、全国学力・学習状況調査にはさいたま市を含むと記載しなければベースがずれてしまうと思うがいかがか。

高校教育指導課長

- グローバルな視野が必要であると同時に、自国の伝統文化も理解した上で、自分の考えを伝え、相手の意見も聞くことができるような人材を育成するということを、施策19の取組に含めている。

義務教育指導課長

- 全国学力・学習状況調査の指標について、平成27年度において本県では全ての教科で全国平均を約1ポイント下回っている状況であった。令和3年度は4教科中3教科で全国平均を上回った可能性があり、各都道府県が力を入れて取り組んでいる状況の中で、学力向上が図られている。引き続き、今回の5か年計画案でもトップクラスを目指したいと考えている。なお、対象については委員御指摘のとおり、調査によってさいたま市を含む、含まないなどがあり、意向確認は行っているが参加していないという事実であるので、その趣旨は理解した上で対応していく。

白根委員

グローバル人材の育成について、施策内容と主な取組が同じ内容で繰り返し記載されており、整合性が図られていない。もっと具体的な取組を例示していただきたいがいかがか。

高校教育指導課長

取組について具体的に示すべきということだが、「主体的・対話的で深い学び」については、自分の意見を伝え、相手の意見も聞き、自分の意見を深めるような学習ができることで、グローバル人材の育成につながると思う。また、「世界で活躍する」とは、実際に世界を目で見て経験したことを生かす取組、そして、「時代の変化に対応する」とは、変化そのものを認識した上で自分の意見を主張できる生徒の育成、また、その生徒を育成できるような教員の養成等の意味も含めて取組に加えている。

平松委員

- 1 「障害のある子供や外国人児童生徒等の増加、家庭を取り巻く環境の変化等に伴い、教育をめぐるニーズが多様化している」という記載がある。その中で、子供たちの障害の詳細や特性が明らかになってきている。主な取組に、「発達障害など特別なニーズのある子供の教育的支援」とあるが、この「など」にどのようなものが含まれているのか。例えば、ギフトドや2Eなどといった子供たちも含まれているのか。
- 2 「児童生徒がICTを活用して学びを深めることを指導できる教員の割合」について、目標の100パーセントが達成されたとき、どのように学びが変わるのか。また、目標に向けてどのように取り組むのか。

参事兼特別支援教育課長

- 1 特定分野に特異な才能がある児童生徒、あるいはそれに発達障害を併せ有する、いわゆるギフトドの子供については、ここの施策指標や主な取組の「発達障害など」の「など」には含まれていない。ただ、国も現在有識者会議を立ち上げるなど、いろいろな研究をしているところなので、その辺りも踏まえ関係課との連携を深めながらしっかりと研究をしていきたい。

ICT教育推進課長

- 2 子供たち一人一人の興味、関心及び意欲等を踏まえ、きめ細かく指導や支援を行っていくことが可能になる。児童生徒の特性や学習進度などに応じた指導方法や課題の提供など、児童生徒の力を引き出す指導や支援が可能となる。子供たちがICTを文房具のように活用し、個別最適な学びを実現することにより、学力や思考力、判断力、表現力等を伸ばすことができる。目標の達成に向けて、今まで教員研修を通じてスキルを上げてきた。今後は学校の中で組織的に広げることが大切だと考えている。今年度、ICT教育推進課が設置されたところであり、個別の相談やICT支援員等を更に充実させていく。ICT支援員を配置し、養成研修でのオーダーメイド型支援やICTに関する困りごとに対応するために支援しているところである。このような取組を5か年計画の中でしっかりと取り組んでいく。

平松委員

教員と成功のイメージが共有できないと後戻りするおそれがあるので、共通認識を持つことが大切であると思うがどうか。

ICT教育推進課長

ICT活用の様々な取組を紹介しながら、しっかりと目指すべき姿を示していく。

武内委員

「施策22 質の高い学校教育の推進」の主な取組「修学に対する支援」の「修学」とはどのような意味なのか。

財務課長

学びを修めるということで、学習を行うことを支援するという意味で「修学」という言葉を使用している。

武内委員

私立学校も同じなのか。

学事課長

学校に入学して、そこに「いる」という意味では、就職の「就」を使った「就学」という言葉を使うが、学校に入って学ぶことを修める、知恵を獲得して社会で活躍していただくという能動的な意味を含めて、このような言葉を使っている。

武内委員

「修学」は、通常大学などで使うと思うが、やはり、今の説明のようなことなのか。

学事課長

委員御指摘のとおり、「修学」は高等教育で使われることが多いが、先ほど申し上げたとおり、しっかりと学んで知恵を獲得してほしいという思いを込めて、このような表現としている。

【議案に対する質疑（「針路6 人生100年を見据えたシニア活躍の推進」）】

須賀委員

- 1 針路6の表題は「人生100年を見据えたシニア活躍の推進」となっているが、背景のところは「人生100年時代」となっており、これ以降の記載についても「人生100年時代」になっている。表題だけ「時代」がないので合わせた方がいいと考えるが、何か理由があるのか。
- 2 施策25の主な取組「健康マイレージ制度の普及」について、コバトン健康マイレージは続けるということなのか。
- 3 施策指標の「がん検診受診率」については五つのがん全てで50パーセントとなっている。国に合わせて設定したということだが、既に50パーセントを超えているものもある。男女差や新しい検査方法を加味して、県独自で受診率を伸ばす取組を行うこともできると考えるがいかがか。
- 4 施策指標の自殺死亡率について、指標の説明のところでは「自殺者数」となっているが、施策指標には単位が入っていない。単位は「人」なのか「パーセント」なのか。
- 5 施策25の施策指標である「健康寿命」について、「要介護2以上になるまでの期間」との表現は、要介護2になることが前提のように感じられ、もう少し配慮すべきではないのか。

計画調整課長

- 1 針路6の背景の下段に「人生100年時代を見据えて」との表記がある。まもなくその時代が到来することを見通し、必要な施策を講じることが求められるという観点から、その「訪れる時代」に着目して表現した。一方、表題の「人生100年を見据えたシニア活躍の推進」との記述は、全てのシニアが自分自身の100年の人生を見通し、それぞれが活躍することを推進するとの観点から、シニアという「人」に着目をして表現をした。訪れる時代や人のそれぞれに着目して書き分けた。

健康長寿課長

- 2 コバトン健康マイレージについては、予算特別委員会での附帯決議を踏まえ、常任委員

会で行政報告をさせていただいたが、効果の検証をしながら今後の在り方について検討することとしている。また、この事業の意義として、市町村などの保険者においては、予防や健康づくりにインセンティブを提供する取組が努力義務として位置付けられている。そこで、県では、市町村や保険者と共同で事業を進めている。そうした役割なども踏まえ、今後の在り方を検討していきたいと考えている。

- 5 要介護2以上になるまでの期間については、食事や排せつなど日常生活動作が自立している期間としている。この施策指標は、できるだけ長く健康で活躍できるようにという視点で捉えており、また、要介護認定の中で状況を客観的に捉えられることから、要介護2を健康寿命の基準として設定している。

参事兼疾病対策課長

- 3 本県のがん検診の受診率は全国平均レベルであり、国の目標に合わせるのとは妥当であるとする。また、がん検診は、スクリーニングといった観点で簡便かつ集団で実施できることやコストベネフィットなどを加味した検査方法を国が示している。これに従った方法で実施していくことが適切であるとする。
- 4 自殺死亡率について、自殺に限らず疾病統計の場合は人口10万人対何人という形で示すことが慣例となっている。数値としては「人」ということになる。通常「人」は省いて、人口10万対ということを含弧書きや注釈で付けることが一般的である。

須賀委員

コバトン健康マイレージは指標化できないのか。

健康長寿課長

「施策25 生涯を通じた健康の確保」の施策指標としては、コバトン健康マイレージ事業などの個別の取組の目標ではなく、それぞれの取組の結果として得られる効果を施策指標として掲げるべきであると考えている。コバトン健康マイレージについては、参加された方に健康づくりに取り組んでいただくことで、健康寿命や日常生活に制限のない期間の平均を延ばすことにつなげたいと考えている。

宮崎委員

- 1 「施策26 生涯にわたる学びの推進」について、「人生100年時代をより豊かに生きるためには」とあるが、豊かに生きる方法は人それぞれであるので、考え方の押し付けではないのか。
- 2 「県立図書館における県民のチャレンジ支援の充実」とはどのようなことか。
- 3 「新しい県立図書館の検討推進」について、市町村の図書館がある中で施策の違いや必要性は何か。
- 4 主な取組に「高齢者のリカレント教育機会の提供」とあるが、高齢者を対象とするのであれば「施策27 高齢者の活躍支援」に移すべきであり、全世代を対象とするのであれば「高齢者の」を削除すべきではないのか。
- 5 施策指標について、県政サポーターアンケートに基づいているが、アンケートの対象世代に偏りがないようになっているのか。全年齢を対象とするなら別の施策指標は考えられないか。

生涯学習推進課長

- 1 豊かに生きることについての考え方は人それぞれなので、押し付けるものではない。人生が長くなっている一方、時代の流れは速くなっているため、学校だけではなくいつでもどこでも学べるようにしていく。学びの成果を外に出せるようにしていくことがまた次の学びにつながる好循環を生む。そういったことを支援することが県として大切と考えている。
- 2 「県立図書館における県民のチャレンジ支援」については、県立図書館の司書の専門性を生かして、県民の様々な課題解決を支援する取組である。特に力を入れているのは、熊谷図書館のビジネス支援サービス、久喜図書館の健康・医療情報サービスであり、専用の部屋や特設コーナーを設けるなど、県民の課題解決支援を行っている。
- 3 市町村立図書館については、日常的な利用、実用書、教養や娯楽中心の本が置いてあるが、県立図書館については、高度な専門図書や本県に関する地域資料、行政資料の収集に力を入れており、役割分担をしている。また、県内の市町村立図書館も含めた図書館ネットワークの中核として、レファレンスに対応する市町村への支援、あるいは、別の市町村立図書館にある本を、県立図書館のネットワークを経由して、別の市町村立図書館でも借りられるような取組も行っており、そうしたところに県立図書館の存在意義があると考えている。
- 5 県政サポーターアンケートについては、年齢に大きな偏りはなく、全世代を対象としている。生涯学習についての様々な項目を県民に聞きたいという意図がある。県政サポーターアンケートは項目数を増やしたり自由記述欄も設けたりと深い調査ができるので県政サポーターアンケートを活用している。

共助社会づくり課長

- 4 「高齢者のリカレント教育機会の提供」は、具体的には「埼玉未来大学」の取組を想定している。施策26には、生涯学習を目的とした施策として、リタイアした方に今後の活動に取り組むきっかけを提供する「埼玉未来大学ライフデザイン科」の取組を想定して記載した。施策27には、生涯学習から更に一歩進んだセカンドステージのキャリアづくりのための施策として、NPOの立ち上げやソーシャルビジネスの起業を目指す方に専門的で高度な学習機会を提供する「埼玉未来大学地域創造科」の取組を想定して記載した。

宮崎委員

- 1 県立図書館の位置付けや機能が明確ではない感じがするが、立地なども含めてゼロベースで考えるべきではないのか。
- 2 「生涯にわたる学びの推進」は全世代にとって必要である。埼玉未来大学にこだわる余り「高齢者の」とわざわざ記載する必要はないのではないのか。

生涯学習推進課長

- 1 これからの時代にどのような図書館が県民に望まれているのか、新しい時代にふさわしい図書館を踏まえて、この計画に位置付け、まずはその在り方について検討していきたい。

共助社会づくり課長

- 2 令和2年度に開始した「埼玉未来大学」は、余暇の充実や仲間づくりが中心だった「彩の国いきがい大学」を、社会デビューに向けた高齢者の学び直しの観点から大きく見直したものであるため、「高齢者のリカレント教育」として記載した。一般的なリカレント教育

については、施策26や施策27以外の人材づくり等の施策にその精神が反映されている。

武内委員

- 1 施策27の主な取組に「高齢者の起業支援」がある。県では高齢者に限らず様々な起業支援事業を行っているが、なぜ高齢者に限った支援をする必要があるのか。通常の実業支援とどのように異なるのか。
- 2 「高齢者の社会参加の支援」は主に市町村が行うべきと考えるが、県は具体的に何をを行うのか。また、県が行う必要性はあるのか。
- 3 高齢農業者の活動促進とはどういうことか。支援が促進になったことも踏まえて、今までどのような支援をしてきたのか。また、促進とは何を促進するのか。
- 4 施策指標の65歳以上の就職確認者数について、目標の根拠では3,400人と記載されているが、3,700人とした根拠は何か。
- 5 「施策27 高齢者の活躍支援」の主な取組「フレイル予防も含めた食育の推進」について、食育に「フレイル予防」を入れた理由は何か。

産業支援課長

- 1 県では、創業・ベンチャー支援センター埼玉で起業支援を行っている。高齢者の起業支援については、50歳以上の方をターゲットとして、セカンドライフに起業という選択肢を考えていただけるように支援を行っている。一般的な起業支援と、内容として異なるものではないが、今までのキャリアを生かした起業につなげていただきたいということで支援をしている。

共助社会づくり課長

- 2 具体的には、「埼玉未来大学」などで学んで地域に貢献したいと思っている方を、県民活動総合センターにある彩の国市民活動サポートセンターの機能を生かし、実際の地域活動に結び付けていきたい。「何から始めたらよいか分からない」、「どこに相談したらよいか分からない」、「きっかけがない」といった声を多く聞くので、市町村のエリアを超えて、県がきっかけづくりに積極的に取り組んでいきたい。

農業支援課長

- 3 高齢農業者の活動促進については、高齢農業者がその経験や知識、技術を生かし営農を通じて地域で生き生きと活躍できることを目指している。これまでは、高齢農業者が営農継続できるよう、県農林振興センターの普及指導員が農業技術等の支援を行っている。例えば、高齢化でハウスでのキュウリ栽培ができなくなった農業者には今までの知識や技術が生かせる、ナスやアスパラガスなどへの品目転換を支援している。今後の促進については、高齢農業者が持つ経験や知識、技術を次世代の若い農業者に伝承する活動を更に促進するとともに、アシストスーツなどのスマート農業機械の導入により高齢農業者でも継続できる省力的な営農活動を促進していく。

人材活躍支援課長

- 4 新型コロナウイルス感染症の雇用情勢への影響を踏まえて、令和4年度の就職確認者数は令和2年度と同じ680人と想定した。令和8年度に過去最高値の800人となることを目指して、毎年度30人ずつ増えていくように目標値を設定した。

健康長寿課長

- 5 高齢期になると食が細くなり、体の栄養素の吸収率も低下するため低栄養になりやすく、これに伴う体重減少や筋肉量の低下は、転倒や骨折につながりやすくフレイルの原因となる。本県では65歳以上の低栄養傾向にある方の割合が増加傾向にあることから、重要性を鑑み、「施策27 高齢者の活躍支援」へ「フレイル予防も含めた食育の推進」を入れたものである。

武内委員

- 1 高齢者の起業支援について、主な取組に明記されているが、今までの起業支援に高齢者という枠も追加するという事なのか。
- 2 高齢農業者について、伝承活動を促進するとのことだが、具体的な内容はどのようなものなのか。
- 3 フレイル予防も含めた食育の推進については、施策25に記載するべきではないのか。

産業支援課長

- 1 施策27は高齢者の活躍支援なので、高齢者のセカンドキャリアの選択肢として、起業というものが考えられるのではないかとことから、主な取組に加えさせていただいたものである。

農業支援課長

- 2 県内25地域に明日の農業担い手育成塾を設置している。そこでは、豊富な知識や技術を持つ高齢農業者が新規就農者へ技術や販売方法などを教える指導者となり、自らの技術等を伝承する活動を行っている。このような活動により、新規就農者の収量、品質の向上を図っていく。

健康長寿課長

- 3 「施策25 生涯を通じた健康の確保」の主な取組に「食育の推進」を盛り込んでいる。ここには委員御指摘の「フレイル予防」の観点も含まれている。施策25の食育では、食塩の低減や脂質の摂りすぎを防ぐなどの食育も行っているが、とりわけ高齢者のフレイル予防に着目して重点的に取り組むため、施策27にフレイル予防も含めた食育を盛り込んだものである。

平松委員

- 1 施策25の主な取組「自殺予防対策の実施」について、コロナ禍の影響もあり、昨年度の小・中・高生の自殺者数が過去最悪という数字も出ているが、若者の自殺予防対策もこの施策に含まれているのか。
- 2 「施策25 生涯を通じた健康の確保」の主な取組「健康マイレージ制度の普及」について、普及が進まないことが課題なのか。これからの取組と目標は何か。

参事兼疾病対策課長

- 1 「自殺予防対策の実施」には、若年者の自殺対策も含まれている。

健康長寿課長

- 2 事業開始して5年目の本年10月末現在で、約130,000人の方々に参加いただい

ているが、目標の400,000人には到達していない。参加者数の更なる拡大が課題であり、更に普及を進めていきたいと考えている。今後の取組については、例えば、データを活用した健康づくりなどが注目されており、事業効果の検証をした上で、事業の在り方を検討していきたいと考えている。

平松委員

- 1 自殺予防対策の中には、若年層等を含めあらゆる世代が含まれているということだった。しかしながら、針路6のタイトルが「人生100年を見据えたシニア活躍の推進」であり、高齢者に特化しているように見えてしまうが、どのように考えているのか。
- 2 コバトン健康マイレージ制度の普及について、民間の優れたアプリが開発されるようになった中で、コバトン健康マイレージに優位性はあるのか。民間の優れたところについても、今後検討していくということなのか。

計画調整課長

- 1 自殺予防対策については、自殺の多くが心身の健康状態に大きく影響しているという観点から、「施策25 生涯を通じた健康の確保」に盛り込んでいる。この施策は、シニア活躍の基盤とも言える施策と考えており、人生100年時代を見据え、高齢者だけではなく、今後高齢者となっていく世代も含めた全ての人々の健康づくりに取り組んでいくものと考えている。そのため、「生涯を通じた健康の確保」については、高齢者が健康で豊かな生活を送ることができる生涯現役社会の実現を目指すという観点から、「針路6 人生100年を見据えたシニア活躍の推進」の表題でふさわしいと考えている。

健康長寿課長

- 2 コバトン健康マイレージは、県と市町村や保険者との共同事業で行っており、ねらいは、健康づくりに今まで取り組んでこなかった方にも取り組んでいただくことである。民間のアプリの良いところも研究しながら、取り込めるところは取り込んでいきたい。コバトン健康マイレージの特徴としては、民間のアプリにはない「歩数計」で参加でき、高齢者でも使いやすい状況である。そうした状況も含めて、今後の在り方について検討していきたい。

平松委員

針路6については、「人生100年時代を見据える」という大きな括りで考えているようなので、全てのことが該当するようにも感じる。どのように考えているのか。

企画財政部長

各施策を針路にまとめ上げるのは難しい作業であり、表題が全て網羅できるかというとなかなか難しい。ここは「人生100年」というところに着目して、高齢者に活躍してもらうにはどうしたらよいかという視点から体系を作っているのので、理解いただきたい。

井上委員

針路6について、SDGsのアイコンが記載されているが、ここにゴール10「人と国の不平等をなくそう」がある。このアイコンは、どの施策内容や主な取組に関わっているのか。

計画調整課長

施策27に高齢者の社会参加の支援がある。その中で、全ての人々に社会的、経済的、政治

的に参画できる力を与え、その参画を推進するとの観点から、このアイコンを記載した。

井上委員

答弁をいただいたが、どのようなことが不平等なのか。

政策・財務局長

このアイコンの解説によれば、2030年までに年齢、性別などの状況にかかわらず、全ての人々に社会的、経済的、政治的に排除されずに参画できる力を与え、その参画を推進することとされている。高齢者の方に対して不平等であるということではなく、あらゆる方々が参画できるようにするという観点から、当該アイコンを記載している。

井上委員

- 1 「排除されず」という説明があったが、誰もわざと排除しようとはしていないと思うが、どのように考えているのか。
- 2 「このSDGsのアイコンはどこに該当しているのか」と聞けば、計画調整課は回答できるということによいのか。

政策・財務局長

- 1 国際連合が定めた解説に記載はされているが、県として厳密に「この人が排除されている」というような対処はしていない。SDGsの理念が誰一人取り残さないということ地球規模で実施していくことであるから、その趣旨を捉えて取り組んでいく。
- 2 基本姿勢として全施策を横串で貫く観点からSDGsのゴールと各施策の関連を整理している表が118ページにあるので、そちらも参照していただきたい。

中屋敷委員

高齢者の活躍については、働くことと紐づいている印象を受ける。生産年齢人口の減少というのが喫緊の課題であるため、本県経済を支える人材として期待しているというような記載があつてしかるべきと考えるが、どのように考えているのか。

企画財政部長

針路6については、「人」に着目して施策を組み立てており、「高齢者がどうか」という視点から整理しているものである。

中屋敷委員

「高齢者が本県経済を支える人材である」という考え方がなくてもよいのか。

企画財政部長

委員の御指摘はそのとおりであるが、そのことについては14ページの「埼玉県の目指す将来像～2040年を見据えて～」で整理しているので、理解いただきたい。

秋山委員

「施策26 生涯にわたる学びの推進」の主な取組「新しい県立図書館の検討推進」について、「検討推進」には、ハード面とソフト面があると思うが、どのようなことを検討しているのか。方向性についてゼロベースなのか。

生涯学習推進課長

現在、県立図書館は熊谷市と久喜市に2館あり、老朽化、狭あい化が進んでいる。図書館2館と外部書庫の合計3か所に本を分散して保存している状況であり、また、今後デジタル化の進展などにどのように対応していくかという課題もある。こうした課題をどのように解決したらよいかという視点で、今後検討を進めていきたい。

「針路7 誰もが活躍し共に生きる社会の実現」

[企画財政部]

堀光敦史企画財政部長、中山貴洋政策・財務局長、竹内康樹計画調整課長、
北聡子地域政策課長

[総務部]

片桐徹也人事課長、松澤純一学事課長

[県民生活部]

真砂和敏県民生活部長、岩崎寿美子県民共生局長、渡邊淳一人権推進課長、
小川美季男女共同参画課長、菅原誠防犯・交通安全課長、

[福祉部]

山崎達也福祉部長、細野正福祉部副部長、横田淳一福祉政策課長、
佐々木政司社会福祉課長、藤岡麻里地域包括ケア課長、鈴木康之障害者福祉推進課長、
黛昭則障害者支援課長、大熊誉隆少子政策課長、松井明彦こども安全課長、
鈴木健一こども安全課児童虐待対策幹

[保健医療部]

高橋司参事兼疾病対策課長、川崎弘貴国保医療課長

[産業労働部]

山野隆子雇用労働局長、近藤一幸産業支援課長、田中健雇用労働課長、
澁澤幸人材活躍推進課長、檜山志のぶ多様な働き方推進課長、
益城英一産業人材育成課長

[農林部]

野口雄一郎農業支援課長

[教育局]

栗原正則教育総務部副部長兼総務課長、竹井彰彦参事兼特別支援教育課長、
臼倉克典県立学校人事課、鎌田勝之高校教育指導課長、阿部仁小中学校人事課長、
塩崎豊人権教育課長

[警察本部]

三浦孝一警務課長、小田智一人身安全対策課長

「針路8 支え合い魅力あふれる地域社会の構築」

[企画財政部]

堀光敦史企画財政部長、三須康男行政・デジタル改革局長、中山貴洋政策・財務局長、
竹内康樹計画調整課長、山口達也行政・デジタル改革課長、
石川高規行政・デジタル改革課デジタル政策幹、三橋亨情報システム戦略課長、
北聡子地域政策課長、梶一之市町村課長、

[総務部]

鶴見恒管財課長、小川裕嗣入札課長、

[県民生活部]

真砂和敏県民生活部長、大浜厚夫スポーツ局長、市川善一県民生活部副部長、
岩崎寿美子県民共生局長、小田恵美県民広聴課長、浅見健二郎広報課長、
田辺勝広共助社会づくり課長、加来卓三文化振興課長、

久保佳代子国際課長、廣川佳之青少年課長、浪江美穂スポーツ振興課長

[環境部]

大山澄男環境政策課長

[福祉部]

鈴木康之障害者福祉推進課長

[保健医療部]

坂行正医療整備課長

[産業労働部]

山野隆子雇用労働局長、近藤一幸産業支援課長、島田守観光課長

[農林部]

竹詰一農業ビジネス支援課長

[県土整備部]

小島茂県土整備政策課政策幹、高橋厚夫建設管理課長、落合誠道路街路課長、
相原秀行道路環境課長、長谷部進一河川環境課長

[都市整備部]

坂田直人都市整備政策課長、細田隆田園都市づくり課長、辻幸二公園スタジアム課長

[下水道局]

岸田秀参事兼下水道事業課長

[教育局]

関根章雄財務局長、阿部正浩福利課長、鎌田勝之高校教育指導課長、
阿部仁小中学校人事課長、渡辺洋平義務教育指導課長、小谷野幸也生涯学習推進課長、
衛藤一憲文化資源課長

[警察本部]

関根英勝広報課長、橋口真理子情報管理課長、三浦孝一警務課長、
會田雄一生活安全総務課長、松尾直樹サイバー犯罪対策課長、谷川裕保交通総務課長、
佐藤拓也公安第一課長

「針路9 未来を見据えた社会基盤の創造」

[企画財政部]

堀光敦史企画財政部長、中山貴洋政策・財務局長、西村朗地域経営局長、
島村克己企画総務課長、竹内康樹計画調整課長、北聡子地域政策課長、
石川護土地水政策課長、浪江治交通政策課長

[環境部]

小池要子環境部長、末柄勝朗環境未来局長、石塚智弘参事兼エネルギー環境課長

[県土整備部]

北田健夫県土整備部長、金子勉県土整備部副部長、水草浩一参事兼河川砂防課長、
小島茂県土整備政策課政策幹、落合誠道路街路課長、相原秀行道路環境課長

[都市整備部]

村田暁俊都市整備部長、関根昌己都市整備部副部長、坂田直人都市整備政策課長、
鳴海太郎都市計画課長、小島孝文市街地整備課長、細田隆田園都市づくり課長、
辻幸二公園スタジアム課長、若林昌善建築安全課長、中村克住宅課長

【議案に対する質疑（「針路7 誰もが活躍し共に生きる社会の実現」）】

逢澤委員

- 1 針路7の背景の中で、「特に本県では30代及び40代女性の就業率が全国に比べて低く」とあるが、働きたいと思っている女性が環境によって働けないということなのか。例えば、経済的に働く必要がないことから働かない方や、家で子育てをしたいと望む方もいる。環境であったり意欲であったり様々な要因があると思うが、その分析はできているのか。
- 2 針路7の2040年を見据えた方向性には、人権侵害や人権問題について県民に対する啓発活動のみ記載されているが、当事者に対する相談支援も重要であるため、個別施策の中で取組として記載されてはいるものの、背景にもしっかりと記載すべきではないのか。
- 3 施策29について、現行の5か年計画では「人権の尊重」に「配偶者などからの暴力防止対策の実施」とあるが、今回女性に絞り込んだのはなぜか。
- 4 女性の就業率の施策指標について、指標の説明の中で「推計値の誤差は大きくなる可能性があり、幅を持って捉える必要がある」と書かれているが、不明瞭な数値を施策指標とするのはいかがなものか。
- 5 女性の就業率については、現行の5か年計画の目標は達成しているものの、全国平均も同じように上がっており、依然として全国レベルに達していない。ウーマノミクス課を創設し、取り組んできた中で、施策の効果が余り見られないのであれば、抜本的に見直すべきではないか。

人材活躍推進課長

- 1 女性の無業者が求職活動していない理由が就業構造基本調査で分かっている。本県で一番多いのが「出産や育児のため」であり61.1パーセントで、その次は「急いで仕事に就く必要がない」が12.1パーセント、「病気・けがのため」が11.8パーセントとなっている。
- 4 労働力調査は標本調査であり、埼玉県では約2,000世帯が調査対象となっている。標本数が少ないことから、推計値では誤差が生じるおそれがあるため、施策指標として採用するに当たって、平成27年の労働力調査と国勢調査を比較した。その結果、全ての年代において、その数値に大きな差がなく、二つの調査結果はおおむね一致していた。全数調査ではないものの、国が行っている統計調査の結果であり、指標が不適切とは考えていない。
- 5 県内の女性の就業者数は平成24年度の133万6,000人から令和元年度は152万7,000人と14.3パーセント増加しており、全国平均の8.5パーセントの増加に比べると大きく増加している。また、都道府県の比較が可能な就業構造基本調査において、本県の生産年齢人口の女性の有業者数は、平成24年から平成29年にかけて5.9パーセント増加しており、増加率は東京都、沖縄県、兵庫県に次いで全国第4位となっている。女性の就業率については、核家族世帯の割合や県外就業者の割合、男性の長時間労働など様々な要因との関連が指摘されており、女性の就業率を上げる決定的な取組はないが、ほかの自治体の例も参考に一つ一つの取組を着実に進めていきたい。

人権推進課長

- 2 県民がそれぞれの人権問題を解決するためには、県民がそれぞれの人権課題に関する正しい知識を身に付け、相手を思いやり、相手の人権を尊重するという気持ちを持つことが大切であり、そのために人権啓発は欠かせないものである。そのため、各課題を所管する各課と連携しながら粘り強く啓発活動を行っていきたいと考えている。個別課題での支援についてはそれぞれの課で対応している。

男女共同参画課長

- 3 「配偶者などからの暴力防止対策の実施」は、現行の5か年計画と今回の5か年計画案の「施策3 1 人権の尊重」に記載してある。女性活躍、男女共同参画を進める上で、DVや性暴力、セクハラなど女性における様々な暴力が重大な阻害要因となっていることから盛り込んだものである。

企画財政部長

しっかりと簡潔に答弁するように努力する。

逢澤委員

- 1 女性の無業者が求職活動していない理由が分かっているということであるが、出産・育児が61パーセントということであれば、まず出産・育児の段階で取り組むべきであり、要因を分析してそこに特化して取り組んでいくことが必要であると思うがいかがか。
- 2 先ほどの質疑で、人権侵害や人権問題について当事者に対する相談支援も背景に記載すべきではないのかと指摘しているので、どのように考えているのか伺う。
- 3 女性に対する暴力は、性暴力、DVは犯罪にもつながるし、LGBTQのパートナーの暴力、交際相手からの暴力、セクハラなど様々である。その辺りをしっかり記載するべきではないか。
- 4 女性の就業率の施策指標について、誤差も大きくなると記載されているので、要因が分かっているのであれば、その数値を基に指標化してはどうか。
- 5 生産年齢人口の減少に由来する人手不足の問題を女性活躍と併せて進めていくのか、それとも、働く意欲があるのに働けない方の支援を進めるのか。他方、専業主婦を望む方への配慮も考えなければならない。働く意欲がある女性に特化して取り組むべきであり、指標化についてもそれを考えるべきではないか。

人材活躍推進課長

- 1 女性が働きやすい環境を整備することが一番大事である。出産・育児から復帰する企業の環境整備と働けるような就業支援を行う。
- 4 女性の就業の現状を示す施策指標としては、働ける女性だけというのではなく、広く女性全体の指標ということで考えている。女性の就業率の過去からの比較もできるようになる。
- 5 女性は働きたい方もいれば、働きたくない方もいる。個人の希望に応じた働き方が得られることを支援していきたい。

県民共生局長

- 2 人権全般については人権啓発をメインに事業を行っているため、2040年を見据えた方向性には、メインとなるものとして啓発を記載させていただいた。相談等の具体的な取組については施策3 1に記載させていただいている。

男女共同参画課長

- 3 現在、女性に対する暴力をなくす運動の期間である。女性に対する暴力防止は国でも展開しており、国際的な取組でもある。婦人相談センターやWith You さいたまでは、様々な女性に対する暴力についても相談に応じていることもあり、このような表現としたものである。

飯塚委員

- 1 施策28の施策内容に、「このため、企業におけるテレワークなどの柔軟な働き方への取組の支援を行うことで働き方改革を進めます。」とあるが、働き方改革は柔軟な働き方の推進のみでよいのか。
- 2 施策指標の就業率について、目標値が低すぎるのではないか。
- 3 施策指標の「県内大学新規卒業者に占める不安定雇用者の割合」における県内大学の定義は、県内大学の卒業生なのか、それとも県内の大学卒業者なのか。
- 4 自ら進んで不安定雇用を選択する者もいる。不安定雇用者の施策指標は県民ニーズに合致したものなのか。またその分析をしているのか。

多様な働き方推進課長

- 1 長時間労働の是正や有給休暇取得促進などにも引き続き取り組んでいくが、施策内容の「幅広い層への就業の支援」という観点から、女性や高齢者など幅広い層の労働参加を促すためには、テレワークをはじめフレックス勤務、短時間勤務など場所や時間を有効に活用できる柔軟な働き方の推進が有効であると考え。女性を例にすると、内閣府の報告書に、サテライトオフィスの制度が女性従業員比率を、在宅勤務の導入が女性管理職の比率を高める効果があるとの分析結果もある。新型コロナウイルス感染症の影響により、テレワークをはじめ労働者の柔軟な働き方へのニーズも高まっていることから、特に力を入れ取り組む事項として明記させていただいた。

雇用労働課長

- 2 目標としている令和元年の就業者数は398万4,000人と、労働力調査における1997年以降の最高値であり、また、同年の完全失業者数93,000人、完全失業率2.3パーセントは過去最低の数値と、深刻な人手不足の状況と認識している。一方、平成27年から令和2年までの生産年齢人口は横ばいであったが、令和2年から令和7年にかけて生産年齢人口は60,000人減少する。令和2年の労働力調査では、生産年齢人口における就業率は77.3パーセントであるが65歳以上の就業率は25.1パーセントに過ぎない。このような状況の中、過去20年で最高の就業率を目指すものであり、減少する就業率を補填し、更に確保していくもので、0.5パーセントの上昇に過ぎないが、決して低い目標ではない
- 3 指標の根拠は、文部科学省の学校基本調査であり、県内にある大学の新規卒業者数である。
- 4 御指摘のとおり、働き方は多種多様となっており、自ら希望してアルバイトやフリーランスとして働く方もいる。県内大学と意見交換を行っているが、現段階では県内大学の卒業生のほとんどが正社員を希望しているのが現状であり、こうした働き方を望む方は極めて限定的であることから、施策指標は県民ニーズに合っているものと考えている。こうした状況については、現在、十分な資料がないため、県内大学の状況を聞きながら分析をしていきたい。

飯塚委員

- 1 柔軟な働き方に対応する職種や業種とは何か。
- 2 現在の5か年計画の施策指標の進捗状況を見ると、策定時が58.4パーセント、最終値が61.2パーセントと、3パーセント程度上がっている。また、施策29での女性の就

業率の施策指標は30歳から39歳で3.5パーセント、40歳から49歳で2.9パーセント上がる目標となっている。なぜ就業率の目標は61.7パーセントにとどまるのか。

多様な働き方推進課長

- 1 テレワークは職種や業種による向き不向きがあり、エッセンシャルワーカーのような対面や現場での対応が求められる職種には適さない。しかしながら、子育てや介護との両立のための短時間勤務やライフスタイルに合わせて働く時間を選択できるフレックス勤務などについては、様々な業種で導入可能と考える。

雇用労働課長

- 2 令和元年の就業率は非常に高い状況である。また今後の人口構成を考えると、生産年齢人口が減少し、働かなくなる高齢者が増加することから、就業者は減る。女性の就業率の増加で就業者を補填しても、減少分が大きい。こうしたことから、何とか令和元年の水準に戻し、キープしていきたいと考え、この目標を設定したものである。

藤井委員

- 1 施策30の施策内容では、障害者の親も高齢化が見込まれているとあるが、それに対する施策の記載がない。施策内容に記載すべきではないのか。
- 2 主な取組に、「障害者の工賃向上への支援」とある。「工賃」ではなく「収入」という表現にすることはできないのか。
- 3 高次脳機能障害者への支援について、主な取組には記載があるが、施策内容には記載がないので明記すべきと思うがいかがか。
- 4 「障害者入所施設から地域生活へ移行する人数」が施策指標となっているが、一般の県民は「地域生活への移行」と言われても、すぐには理解できないと思う。ほかの指標は考えられないのか。
- 5 民間企業の障害者雇用率について、目標設定を法定雇用率以上とあいまいにするのではなく、具体的な数値を設定すべきではないのか。

障害者支援課長

- 1 親の高齢化への対応は多岐にわたるため、施策内容ではなく、主な取組として記載した。例えば、「住み慣れた地域で安心して暮らせる環境」の取組は、「障害者の住まいの場と日中活動の場の確保・充実」、「希望に応じて能力や適性を発揮」の取組は、「障害者の文化芸術・スポーツ活動の支援と普及」及び「障害者の工賃向上への支援」、「より安全で配慮の行き届いた社会」の取組は、「障害を理由とする差別の解消と合理的な配慮の提供に向けた啓発」となっている。
- 2 就労継続支援B型事業所における労働の対価として支払われた賃金が工賃であり、収入と同じ意味である。工賃という表現は、全国的に使われているものであることから、本県もそれに合わせ工賃という表現を使用している。
- 4 現行の5か年計画では、グループホームの利用定員数を施策指標として設定していたが、計画的に整備を進めてきた結果、現時点では目標を達成しており、順調に推移している。今後は住み慣れた地域で障害者が安心して暮らせるよう、地域移行の人数を新たに施策指標として設定したものである。

障害者福祉推進課長

- 3 施策内容については、発達障害、精神障害、難病患者といった代表的なものを挙げており、ここに「など」という形で表現している。この中に、高次脳機能障害者の支援が含まれている。高次脳機能障害者の支援にしっかりと取り組んでいくので理解いただきたい。

雇用労働課長

- 5 障害者雇用率については、障害者雇用促進法で少なくとも5年ごとに見直しをすることが定められており、その引上げ幅はまちまちである。設定した目標が法定雇用率を下回るようでは目標の意味がないと考えている。一方、令和2年の県内企業全体の障害者雇用率は法定雇用率を達成しているが、本年3月から対象企業が拡大になったことや新型コロナウイルスの影響で雇用情勢が非常に厳しいことから、今後の障害者雇用率の達成に関しては厳しい状況が予想される。また、県内企業の約50パーセントは法定雇用率を達成していない状況であるため、まずはこうした企業を引き続き支援し、法定雇用率を達成していただく必要があると考えている。さらに、既に法定雇用率を達成している企業に対しては、例えば、重度障害者の方を雇用していただき、法定雇用率以上を目指していただきたいと考えている。こうしたことから、具体的な数値ではなく、法定雇用率以上という指標設定にさせていただいている。

藤井委員

- 1 工賃については全国的に使用されている表現であるという答弁であるが、読み手が見て分かりやすいかという観点で意見を申し上げている。工賃に収入が含まれるのであればなぜ収入という表現にしないのか。収入という表現であれば、工賃以外に収入があると障害者も夢と希望が持てると思う。(意見)
- 2 入所施設から地域移行する人数を指標とするのであれば、入所施設から障害者を出そうとしているように感じてしまう。むしろグループホームや居宅介護を指標化すべきではないか。

障害者支援課長

- 2 重度障害者でも対応できるグループホームの整備やホームヘルパーの充実など、様々な取組により、障害者の地域生活を支えていくという考えであり、それらの取組の成果指標として、地域生活への移行人数を設定させていただいたものである。

宮崎委員

- 1 施策31について、インターネットによる誹謗中傷という記載があるが主な取組に特に記載がない。どのように取り組むのか
- 2 「近年、特にLGBTQが暮らしやすい環境づくりや性の多様性に関する児童生徒の理解促進などが課題となっています。」とあるが、児童生徒に限らず全ての人が対象となるのではないか。
- 3 「性の多様性を尊重した教育の推進」について、対象が児童生徒に対する教育ということなのか。それとも教員に対する研修のことなのか。
- 4 施策指標「人権啓発事業に参加して、偏見を持ったり、差別をしないよう行動したいと思った人の割合」について、アンケートの結果「思った」というような受動的な目標設定ではなく、行動するような目標設定を施策指標とすべきではないのか。
- 5 施策指標が、人権啓発事業参加者というもともと興味関心のある方によるアンケート結

果となっているが、施策指標として偏りがあるのではないか。一般の方を対象にした調査の方がよいのではないか。

- 6 施策内容にLGBTQの方々が暮らしやすい環境づくりとあるので、LGBTQの当事者の方に対し、暮らしやすいかどうかのアンケート調査を実施するなどして、当事者視点を盛り込んだ施策指標を作るべきではないのか。

人権推進課長

- 1 インターネットによる誹謗中傷については、県だけではなく市町村や関係団体とともに「人権尊重社会を目指す県民運動」として、引き続き各種啓発事業に取り組んでいく。
- 2 「LGBTQが暮らしやすい環境づくり」については、LGBTQの理解増進や相談体制の充実などが必要であり、その旨を記載した。また、児童生徒においては性の揺らぎがあるといわれており、よりきめ細やかな対応が求められていることから、特に「児童生徒の理解促進」と明記した。
- 4 イベントや研修会の内容によって、アンケート結果は変わってくる。したがって、受け身とは考えていない。創意工夫を図り、より効果的なイベント等啓発活動を実施していきたい。
- 5 今までの来場型のイベントにおいては、比較的関心の高い方が来場するという傾向があったが、昨今実施しているオンラインのイベントについては、人権問題に関心のない方でも参加しやすい形態としているので、幅広い方に参加していただきたいと考えている。

人権教育課長

- 3 性の多様性を尊重した教育については、児童生徒を対象としている。

県民生活部長

- 4 人権の尊重については、全体を含めた施策指標としているので、今までは参加者数だけのアウトプットを見ていたが、参加してどのような気持ちになったのかというアウトカムの指標にしたいと考え、このような施策指標にした。
- 6 LGBTQに関する指標を設定すべきという件については、昨年度アンケート調査を実施してはいるが、ここに記載できるような資料は持ち合わせていない。また、性の多様性に関してはいろいろな考え方があるので、理解増進をまず行い、人権全体を見渡して行動したいと思った方を増やしていきたいと考えている。

宮崎委員

- 1 インターネットによる誹謗中傷については、主な取組に記載がないということでよいのか。
- 2 「近年、特にLGBTQが暮らしやすい環境づくりや性の多様性に関する児童生徒の理解促進などが課題となっています。」という記述について、児童生徒だけでなく全ての人を対象ではないかという点について答弁がなかったようだがいかがか。

人権推進課長

- 1 インターネットによる誹謗中傷については啓発事業を実施しており、主な取組の「人権尊重社会をめざす県民運動の実施」の一環として実施する。
- 2 お見込みのとおり、LGBTQの理解促進は全ての方を対象としている。

中屋敷委員

施策指標の「人権啓発事業に参加して、偏見を持ったり、差別をしないよう行動したいと思った人の割合」について、今までは啓発事業の参加者としていたが、今回はこれに新たな視点をとということで設定したと思うが、勇気あることである。なぜなら、事業を実施するなら目標値を100パーセントとするのが当然ではないかと考えるからである。67.2パーセントという数字を指標として設けたときに疑問を感じなかったのか。このような事業なら繰り返し実施しても80パーセントにはならないと思うが、どのように考えているのか。目標の根拠の中に県民意識調査の結果が出ており、ここからアウトカムの指標を設定できるはずである。また、今まで実施していた人権啓発事業の参加者数だって立派な指標である。やはり「思った人」というのが非常に曖昧模糊としているのではないのか。この辺りの見解を伺う。

県民共生局長

委員御指摘のとおり、担当部局としても当然100パーセントを目指して取り組んでいきたいと考えている。現在が67.2パーセントという数値ではあるので、5年間ということを考えてこのような数値になった。参加者数という施策指標については、オンラインでの実施になってきているため、これまでとは違う数値になってしまう。今回は質の面で追求していきたいと考えている。

中屋敷委員

担当部局の考え方は分かったが、委員としてはぞっとする。偏見などを持たないようにしようと答えた方が67.2パーセントにしかならなかったというのは、事業としてどうなのかということのを改めて問い直さなければならない。これはアウトカムだと言い切れない部分があるのではないのか。また、施策指標として適切ではないと思うがどうか。

県民生活局長

施策指標は積極的な意思を持つ方の割合であるが、実際に割合として多いのは無関心の方ではないかと考えている。関心がないのが問題だと思っているので、関心と呼び起こして、人権問題に関して前向きになっていただけるように取組を進めていきたい。

中屋敷委員

今の質疑は、人権啓発事業に参加しているのに「偏見を持ったり、差別をしないよう行動したいと思った人の割合」が67.2パーセントであるということに問題意識を感じないのかというものであるので、改めて答弁をお願いします。

県民生活部長

委員の御指摘を重く受け止めたい。針路7の2040年を見据えた方向性の中では、人権問題について啓発活動を進めていくとさせていただいているので、施策指標としては確かに100パーセントにすべきなのかもしれないが、一方で、人権啓発事業を受けて、どのくらい効果があったのかという捉え方もできると考えている。この施策指標をもってしっかりと取り組んでいきたいと考えている。

中屋敷委員

部長の答弁であるのでこれ以上はないと思うが、私としてはやはり施策指標としてふさわ

しくないと考えている。人権啓発事業に参加しているのに、偏見を持ったり、差別をしないよう行動したいという気持ちにならないというのは余りにも寂しい。これから啓発を行っていくということだが、内容等について相当の見直しを行わないと目標には届かないと思う。
(意見)

橋詰委員

- 1 依存症対策が「施策30 障害者の自立・生活支援」に位置付けられている理由は何か。
- 2 依存症対策の取組内容はどうなっているのか。
- 3 障害者の入所施設から地域生活への移行についてだが、まだグループホームの整備を求める声は多い。もうグループホームの整備は行わないのか。
- 4 施策31の主な取組「子供・高齢者・障害者の権利擁護・虐待防止対策の強化」について、埼玉県虐待禁止条例に基づく虐待通報ダイヤル#7171があるが、今後どのように進めていくのか。

参事兼疾病対策課長

- 1 依存症が精神疾患や精神障害の一つであることから位置付けている。
- 2 依存症対策の内容は、相談支援体制の整備として県精神保健福祉センターを依存症相談拠点機関に指定しており、また、医療体制の整備は県精神医療センターを依存症治療拠点にしており、さらに、依存症専門医療機関として埼玉県済生会鴻巣病院等を指定している。加えて、回復支援体制に関しては埼玉ダルクなどの関係機関と連携を図りながら進めている。

障害者支援課長

- 3 グループホームは、地域生活への移行の受皿として重要なものであり、引き続き整備を進めていく。加えて、重度障害者にも対応できるグループホームの整備も進めていく。

福祉政策課長

- 4 虐待通報ダイヤル#7171は埼玉県虐待禁止条例第13条に基づき平成30年10月から運用を開始した。約3年が経過し、その間様々な意見をいただいた。その中で、利用者の負担軽減の取組として、本年10月から通話料を無料とした。虐待予防については、情報共有や関係機関との連携が大変重要である。今後も市町村や関係機関との情報交換を通じて、また、県民の声を聴きながらどのような取組が進められるか検討していきたい。

平松委員

- 1 障害者の工賃向上について、どのような取組を行っているのか。
- 2 平均工賃月額20,000円という目標は、令和8年度まで続くのか。

障害者支援課長

- 1 障害者優先調達法に基づき全庁を挙げて障害者就労施設からの優先調達に取り組んでいる。また、市町村へも優先調達に積極的に取り組むよう働き掛けている。民間からの発注が進むよう、障害者就労施設の製品や提供できる役務の情報を県内経済団体に提供している。工賃の状況であるが、令和2年度の平均月額工賃は20,000円の目標のところ14,006円であった。減少した原因として、コロナ禍の影響で企業からの発注が減ったことや、販売機会が減少したことによるものと考えられる。優先調達の実績は、令和2年

度において9,700万円を目標としたところ1億769万円であり、目標を上回ることができた。

2 今後の工賃の目標額については、状況を見て検討していくことになる。

平松委員

- 1 工賃の目標額について、令和8年度までの目標は定まってないということによいのか。
- 2 平均工賃月額20,000円より低い実績で推移しており、全国平均から見ても低いことが分かっている。そのため、新たな取組も必要であると思うがどうか。

障害者支援課長

- 1 第6期埼玉県障害者支援計画では、令和5年度まで平均工賃月額20,000円という目標を設定している。その後の目標額は決まっていない状況である。
- 2 県のホームページにおいて障害者就労施設の製品やサービスを紹介し、受注が進むよう取り組んでいく。

平松委員

工賃の目標額について、今回の5か年計画案の期間は令和8年度までであるが、令和8年度の目標についてはまだ検討中ということなのか。それとも、数値は定まっているのか。

障害者支援課長

今のところ令和8年度までの目標は定まっていない。

山根委員

- 1 施策指標の「就業率」について、平成27年から令和元年まで3.3パーセント上昇しているが、今後の5年間はなぜ0.5パーセントの上昇にとどまっているのか。
- 2 施策29の施策内容は、「働きたいと願う女性」に主眼を置いているように受け取れるが、キャリアアップや「もっと働きたい」と思えるまでには課題があると感じている。子育てについては、子育てクーポンなど様々なサービスがあるが、欧米諸国に比べ、女性の意識に「自分の子は自分が世話をしなければならない」といった固定観念があると思う。潜在的能力を発揮できる環境づくりとして、女性の意識改革も女性活躍推進に必要と考えるがいかがか。
- 3 「施策31 人権の尊重」において、LGBTQが教育の中での啓発に偏っていると感じている。当然啓発活動は今後も必要であると思うがもう一歩進んだ取組が5か年計画では必要だと思うがどのように考えているのか、計画にはどのように反映されているのか伺いたい。
- 4 パートナーシップ制度の導入が県内自治体で進んでいるが、そうした自治体との連携についてどのように考えているのか。
- 5 施策31の施策内容の中には外国人についての記載がなく、主な取組にはホームレスと女性への施策について記載がないが、どのように考えているのか。

雇用労働課長

- 1 今後、令和2年から令和7年にかけて生産年齢人口数が60,000人も減少することが一番大きな原因である。高齢者層のボリュームは非常に大きく、女性の就業率を引き上げて厳しい状況である。様々な取組を通じて就業率を補填し、更に上積みを図るもので

あり、実質的には0.5パーセント以上の上昇が必要になるものである。

男女共同参画課長

- 2 委員御指摘のとおり、個人の希望や能力からではなく、女性であるということ働き方や生き方の選択肢が狭められている状況がある。女性に対し様々な分野や政策決定への参画を促し、意識改革を図るとともに、力を付けていくための学習機会の充実を図っていく必要がある。一方で、男性に対しても意識改革が必要だと考える。男性も子育てや介護などに参画を促し、仕事以外の多様な経験を得ていただく。女性活躍推進に向けて、男性に対しても意識改革を図っていく。
- 5 主な取組のうち、女性に対する取組としては、「配偶者などからの暴力防止対策の実施」で推進していく。

人権推進課長

- 3 主な取組に「LGBTQに関する理解増進に向けた啓発活動」と記載しており、教育のみならず一般県民に対して理解増進を進めることとしている。
- 4 パートナーシップ制度については市町村で行っている婚姻届出制度に代わるものとして当事者が求めているものである。このため、市町村において十分議論をして導入の是非を検討していくことが必要だと考えているが、現在、市町村の約9割が導入又は検討している。県では市町村の進捗状況等を調査してその結果を市町村に情報提供するなど、導入に向けて市町村の支援や連携を図る。
- 5 外国人やホームレスなどに関する人権についても主な取組の「人権尊重社会をめざす県民運動」における啓発活動の中で人権全般として取り扱っている。

井上委員

- 1 施策28の施策指標に米印で「新型コロナウイルス感染症の大きな影響からの回復を目指す目標値」とあるが、このコロナ回復指標は今回の計画に幾つ存在するのか。
- 2 現行の5か年計画の施策指標の進捗状況を確認したときに、コロナ禍の影響を受けた指標は幾つかあるというやり取りがあった。執行部としては、コロナからの回復を目指す指標はこの三つしかないということなのか。ほかにはないという視点で三つになったのか。
- 3 回復とはどのような意味なのか。例えば5年後に目標値に達した時点で回復ということになるのか。そうすると回復には5年かかると県は考えていると思うが、その点はどのようになっているのか。また、目標値に達していなければ回復していないことになるのか。
- 4 今回の5か年計画案では、118ページ以降に将来像の実現に向けた基本姿勢という項目がある。ここでは、「①埼玉版SDGsの推進」として埼玉県版SDGsの達成に関わる主な取組、「②新たな社会に向けた変革」として、新しい働き方や新しい暮らし方、デジタル技術、これらに向けた変革に対応して取り組むべき視点が盛り込まれた主な取組が横串視点で記載されている。この新型コロナウイルス感染症の大きな影響からの回復を目指す指標を、この二つの項目に続いて3番目の項目として横串整理をすれば、今回の5か年計画案において、その進捗状況をより明確に示すことができると思うが、こうした議論はなかったのか。
- 5 施策指標の「障害者入所施設から地域生活へ移行する人数」について、入所施設からグループホームへの入居した方も地域移行者数に含まれるということでのよいのか。
- 6 「施策31 人権の尊重」の主な取組で「感染症を理由とした差別等の人権問題」とあるが、いわゆるワクチンパスポートで差別が助長されるのではないかという声もある。県の

施策が差別助長になってはならない。今後の5年間の中でワクチンパスポート事業を進めていくなれば、しっかりと差別助長にならないと示した上で進めることになる。上尾市で技術実証も行われたようだが、どのような現状だったのか。

- 7 施策31について、人権啓発イベントは年にどのくらい開催されているのか。また、合計参加者やアンケートの回答率はどのくらいなのか。
- 8 研修会の延べ参加者やアンケートの回答率はどのくらいなのか。
- 9 人権啓発イベントは一般の人に広報しているのか。教員や企業に呼び掛けて動員を行っているのか。

計画調整課長

- 1 コロナ回復指標の注釈がある施策指標は、施策28の「就業率」、施策33の「外国人観光客数」、施策48の「企業（製造業）が生み出す付加価値額」の3指標である。
- 2 新型コロナウイルスで落ち込んだ指標はこの三つ以外にもある。ただし、いずれも国の定める基準や過去の伸び率を勘案して目標値を設定した。先ほど申し上げた3指標は、コロナ禍での影響、あるいは新型コロナウイルス感染症の影響、社会経済動向に影響を受けやすいということで、今回の基準や伸び率で目標値を定めることが困難であった。こうした中であって、コロナ禍からの回復を目指すことが県民にとって最も分かりやすいと考え、コロナ禍前の水準を目標値として設定した。
- 3 目標値を達成すれば、指標としてコロナ禍前の水準に回復したと言ってもいいと考えている。まずはコロナからの回復を目指し、それぞれの施策に掲げる主な取組について、国や市町村などと連携して着実に実行し、指標達成に向けて全力を挙げて取り組んでいく。
- 4 16ページの「4 将来像の実現に向けた基本姿勢」にある「①埼玉版SDGsの推進」と「②新たな社会に向けた変革」の2点を基本姿勢として掲げており、全施策を貫く横断的な視点を反映しているものである。今回のコロナ回復指標については、特定の行政課題に関するものであるため、横断的な視点として反映する必要はないと考えており、議論することもなかった。

障害者支援課長

- 5 グループホームは、地域生活における大事な住まいの場と考えている。入所施設からグループホームへ入居した方も地域生活へ移行した人数に含まれる。

雇用労働局長

- 6 技術実証は、接種証明や陰性の証明のある方、又は何も持っていない方がそれぞれ安心して利用できるようにするというところで実施したものである。喫煙室のような狭いエリアを設定するようなものではない。アンケートでは、差別されていると感じたと答えた方は5.5パーセントと、ほとんどの方が差別と感じていなかった。引き続き結果を検証し、施策を進めていきたい。

人権推進課長

- 7 啓発イベントは年に1回開催しており、参加者は7,259人で、アンケートの回答率は10パーセントである。
- 8 研修会の参加者は延べ24,071人である。アンケートは事前申込みの研修のみ実施しており、回答率は90パーセントから100パーセントである。研修は来場型からオンラインに切り替えており、アンケートは来場型のみ行っている。

- 9 人権啓発イベントについての動員はない。来場型からオンラインに切り替えているところであるが、人権尊重社会を目指す県民運動のメンバー等に協力をいただきながら、市町村や関係企業や関係団体等に周知をしている。参加者は一般県民である。

井上委員

- 1 コロナ回復指標については、雇用、観光及び企業活動の分野であり、とても大切なものであるのを力を入れて取り組んでいただきたい。(意見)
- 2 技術実証で5パーセント程度の方が差別を感じたということだったが、差別というのは少数の方がされるものだと思う。5パーセントだからいいということではなく、県の5か年計画の中で、感染症を理由とした差別等の人権問題を起こさないということを挙げるのであれば、各部局はそれを踏まえて対応していかなければならないと思うがいかがか。
- 3 人権啓発イベントの参加者7,259人のうち10パーセントしかアンケートに答えていないとのことであり、その中の67.2パーセントということとなると啓発内容や質問の在り方もいろいろと工夫が必要だと感じた。ほかの指標は積み上げていくものが多いが、いわゆる一回きりのものであり特異である。その点を理解した上で人権に関する取組や施策指標の改定を行っていただきたいと考えているがいかがか。

雇用労働局長

- 2 5パーセントとはいえ、差別を感じている方がいるということは事実として重く受け止めたと思う。感染の第6波がいつ来るか分からないが、今後飲食店におけるワクチンパッケージなどを進める際には、今回の5か年計画案に記載されているような内容を踏まえて、差別意識を助長することのないように進めていきたい。

人権推進課長

- 3 御指摘のとおり、イベント自体は一回きりであるが、オンライン型など一般の方に広く見ていただいて、人権意識を高めていただけるように取り組んでいる。アンケートについても対象を広くして実施していくこととしているので、データについても問題なく収集できると考えている。研修会について、オンラインであってもアンケートを取ることにしている。

県民共生局長

- 3 人権啓発イベントは一回きりであるが、各テーマの研修会、例えば、LGBTQであれば県民向けや企業向けなど様々な研修を実施しており、そのアンケート結果についても施策指標に含めることとしている。

秋山委員

- 1 施策指標の「県内大学の新規卒業者における不安定雇用者の割合」では、正規雇用の採用枠を増やす取組などが必要と考えるがいかがか。また、そのための具体的な施策はどのようなになっているのか。
- 2 With You さいたまの男性相談体制と相談件数の推移と相談内容、メンズプロジェクトの具体的な内容と問題意識はどのようなになっているのか。
- 3 若年層の性搾取が著しい。いわゆるAV出演強要やJKビジネス問題について被害者への相談支援だけでなく、加害者への指導啓発が必要ではないのか。
- 4 手話の普及や啓発など、手話を使用しやすい環境整備について、手話でやり取りができ

る県庁になっているのか。上尾市では専任の手話通訳者を市役所に配置しているが、県庁は、ろう者の方がいつでも安心して訪れることができる状況となっているのか。現状を踏まえ、手話通訳者の養成に向けてどのように取り組んでいくのか。

- 5 新規採用職員研修で手話は言語であると伝えていると聞いているが、手話を言語として、挨拶や名前が言えるような県職員を増やすように取り組むべきではないのか。
- 6 手話通訳者は正規雇用の場が少なく、また、全国的にも女性が95パーセントを占めており、男性は非常に少ない。県庁で手話通訳者を正規雇用することはできないのか。
- 7 生理の貧困について、県有施設で取り組むよう広がりを持たせることが必要である。現在の配置状況はどのようになっているのか。
- 8 性的マイノリティの方や同性愛者への差別やヘイトは根深いものである。同性婚を認める法律が国で定められるべきだと考えるが、その補完として同性パートナーシップ制度が求められていると考える。主な取組で同性パートナーシップ条例の制定なども検討しているのか。目指しているのであればいいが、ちゅうちょしているのであればその理由や課題はどのようなものなのか。茨城県でパートナーシップ制度ができて、同県庁内でパートナーシップ制度を利用した場合に、福利厚生制度の対象となったり、配偶者として認められたりするとのことである。県立病院での手術の際の同意をする方にもなれるということである。このように積極的に取り組んでいただきたいが、本県はどのように考えているのか。

雇用労働課長

- 1 民間調査会社の集計によると、2022年春の大学新卒者の求人倍率は1.5倍となっており、新規卒業者の採用は底堅く、コロナ禍の影響は限定的とされている。このような状況から、学生の就職活動を支援する必要があると考えている。具体的には、県では、大学1年生から県内企業の方が登壇するPBL授業や企業インタビューなどを実施するとともに、就職活動が解禁となる3月には、大規模な企業説明会であるジョブフェスを開催している。また、企業が選考を開始する6月に合わせて、合同企業面接会を開催するとともに、埼玉しごとセンターに若者コーナーを設けており、新規卒業者の状況に応じたきめ細かな支援を行っている。さらに、県内大学とは、ほぼ毎月情報交換を行って状況を確認しているほか、県内企業と大学の交流会を開催し、大学とも連携しながら新規卒業者の正規就労を支援している。

男女共同参画課長

- 2 With You さいたまでは、電話相談で男女問わず対応しており、また、男性の臨床心理士による男性のための電話相談を実施している。昨年度の男性からの相談件数は1,306件で、全体の13.4パーセントである。前年度と比較し、19パーセント増加している。内容はこころの相談や夫婦に関する相談が多い。また、メンズプロジェクトは男性の男女共同参画への理解を広めるため、講演や対談形式で実施している。男性のライフスタイルで課題となっているテーマを取り上げ、これまで「男らしさ」、「介護」、「男性の痴漢被害」などを扱った。課題は、多くの男性に自分ごととして男女共同参画の必要性を理解してもらうことであり、今年度は「職場」をテーマに選定した。今後とも多くの男性に関心を持ってもらえるようなテーマを扱っていく。
- 3 With You さいたまで本年7月に性暴力セミナーを開催した。その講演において、AV出演強要やJKビジネス問題について加害者に非があるという啓発も行っている。
- 7 配布で終わらせず、困りごとにつなげる必要があると考える。With You さいたまでも生理用品を配置し、相談支援などにつなげている。また、当課が補助金を出して

いる性暴力被害者を支援する団体の取組がある。既に終了したが、昨年度その団体に県庁舎のトイレに相談案内カードとともに生理ナプキンを置いていただいた。今後ともそのような取組が広がるようにしていきたい。

障害者福祉推進課長

- 4 手話通訳者の高齢化等は課題であり、若い世代に関心を持っていただくことが重要である。そこで、小・中学校の児童生徒や大学の手話サークルの学生を対象とした手話普及リーキャンペーンを関係団体の協力を得て行っている。手話通訳者の養成講習の実施に当たっては受講者の利便性を考慮し、夜間開催や複数地域での開催など工夫を施している。
- 5 新規採用職員及び福祉部に新たに転入してきた職員を対象として、手話は言語であることを知ってもらうよう動画による研修を実施している。今後は、例えば、職員ポータルに動画を掲載するなどして、職員全員が研修できるように検討していきたい。
- 6 県庁内で手話通訳者を正規雇用するためには一定の業務量が必要だが、手話通訳者としてどれくらいの業務量があるかは把握しておらず、採用は困難と考える。

人権推進課長

- 8 パートナーシップ制度については、市町村で行っている婚姻届出制度に代わるものである。市町村で十分議論していただけるよう情報提供等行っていきたいと考えている。課題としては、利用した方のメリットの確保、サービスの拡充が挙げられる。より多くの方に制度を利用していただくためには、県民のLGBTQに対する正しい理解増進が課題だと考えている。県としては、パートナーシップ制度というカミングアウトが前提となる制度ではなく、幅広くLGBTQ支援ができるよう検討していきたいと考えている。

秋山委員

- 1 先ほどの答弁は、「正規雇用の枠はあるので、学生の意識を変えていく」という理解でよいのか。
- 2 同性パートナーシップ制度は市町村で進んでいるが、県が実施することで一気に進んでいくので、実施していただきたい。県庁内でどのようなことが課題なのか話し合っているのか。

雇用労働課長

- 1 正規雇用の枠自体はあるが、ミスマッチが存在している。大学に入学すると安心して就職活動は4年後と考えてしまう学生が多い。こうしたことから早い段階から就職に関する意識を持ち、自分の就職先をイメージしてもらい、就職先のミスマッチがなくなるよう、学生の就職への意識を高めてもらう施策を行っている。また、コロナ禍で就職に関する情報が入手しにくい状況でもある。このため、オンラインなどの手段を活用しながら、学生の就職活動を支援している。

人権推進課長

- 2 全庁を網羅する会議で検討を行っている。

【議案に対する質疑（「針路8 支え合い魅力あふれる地域社会の構築」）】

中屋敷委員

- 1 79ページの背景にある「働き方の見直しに伴う都市部から地方への新たな人の流れな

どが生じています。」の表記については、県内のことではなく、トレンドとして捉えて記載してあるのか。

- 2 本県に魅力を感じる県民の割合が半数程度にとどまっており、極めて憂慮すべき状態だと思う。本県に住んでいる方が魅力を感じていないというのは想像できないが、半数程度にとどまっているということを、ここではどのように解釈しているのか。魅力の調査、出典、実数、パーセンテージはどのようになっているのか。
- 3 施策36は行政手続のみを対象としているのか。県民の利便性としては、医療や介護も当該施策に含めるべきではないのか。

地域政策課長

- 1 本県への人の流れについて示している。具体的には、コロナ禍前まで、東京都から本県への転入者は、4年間ほど毎年60,000人程度で安定推移してきたが、コロナ禍後の令和2年で64,000人超と5パーセント以上の大きな伸びがあった。この点を念頭において記載している。

計画調整課長

- 2 魅力を感じる県民の割合の出典は毎年度実施している県政世論調査の結果である。令和2年度の調査において本県に魅力を感じるかという設問に対して、魅力を感じるが11.2パーセント、どちらかといえば魅力を感じるが48.0パーセント、合わせて59.2パーセントであるということ根拠としている。

行政・デジタル改革課デジタル政策幹

- 3 施策36は行政手続のみが対象ではない。医療や介護に関する施策は施策13で整理している。DXについては分野に関わらず幅広く進めるべきであり、連携して進める。

武内委員

- 1 施策32で多文化共生社会づくりを掲げているが、どのような定義なのか。共に地域を支え合うという言葉があるが、そのようなレベルにまで達しているのか。外国人の割合が2.7パーセントなので、言葉が先行している気がするが、どのような認識なのか。
- 2 取組が外国人のための施策に見える。そもそも県の施策として外国人支援を行う根拠は何か。
- 3 外国人留学生への支援は主な取組にあり、海外留学を目指す若者の支援も施策内容に記載されているが、主な取組には盛り込まれていない。県の施策の優先順位として、海外からの外国人留学生より県民の方が先ではないのか。県民への支援を記載すべきと思うがいかがか。
- 4 施策指標の「県が支援する海外留学奨学生数」は、毎年140人程度で5年間というのが目標とのことだが、これは適当なのか。毎年同じ数で5年間とはどのように決めたのか。
- 5 本県が始めた海外留学奨学金は国に影響を与えたほどであるが、国と県との棲み分けはどうなっているのか。県で実施する意味についてどのように考えているのか。
- 6 施策指標の「多文化共生を推進する人材の育成数」の目標値である5,000人の意味は何か。単純に1,000人を5年間育成するとしているが、最終的な目標はあるのか。
- 7 施策37について、「誰一人取り残さない社会」とあるが、この主語は誰なのか。
- 8 地域活動の担い手について「NPOなど」とあるが、具体的にどのような主体を想定しているのか。そこには企業が含まれているのか。

- 9 「県民、NPO、企業などあらゆる主体が連携して共助の取組を進めます。」とあるが、県としては共助の取組を支援するという立場ではないのか。
- 10 施策指標の「地域社会活動に参加している県民の割合」を過去最高値まで回復させるということについて、どのように考えているのか。
- 11 現行の5か年計画の中で、「地域社会活動に参加している県民の割合」の実績値が毎年下がっているが、今回の目標値はどのようにして達成するのか。

国際課長

- 1 定義については、総務省の「多文化共生の推進に関する研究報告書」で、「多文化共生とは、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」となっている。県もこうした考えを踏まえ、県民である外国人も日本人の立場を理解し、地域を共に担っていただける社会を目指して施策を進めていく。
- 2 県としては、「少子高齢化が進む中で外国人住民が増加し、その割合が増えている。県の活力を維持するためには、外国人を含む県民全てが暮らしやすいと感じ、それぞれの能力が発揮できる社会を目指すべきである」と考えている。また、日本人の県民の方が異なる文化に触れて多文化共生の意識を高めることは、柔軟な考え方を養うことにつながるなど、県民にプラスの側面もあると考えている。
- 3 海外留学支援は、主な取組の「子供や若者に対する多様な国際交流体験支援」の中で進めていくこととしている。言葉として「海外留学」は明示されていないが、現行の5か年計画においてもこの取組の中に位置付けて取り組んできた。今回の5か年計画でも施策指標として設定したことを踏まえ、一層しっかりと推進する。
- 4 埼玉発世界行きで120人、姉妹州友好州省への派遣で20人、毎年140人を継続して送り出すことを目標にしている。令和2年度以降新型コロナウイルス感染症の影響で世界的に渡航制限などもあり、海外留学へのハードルが非常に高くなっている。また、埼玉発世界行きの一部は企業からの寄附で実施しており、コロナ禍からの経済の回復状況の影響も受けると考える。これらを総合的に勘案しコロナ禍前の水準を維持し実施していくこととしたい。
- 5 国でも留学制度はあるが、県が海外留学を後押しすることは、県にそうした人材を呼び込み、育てたいというメッセージになると考えている。県の支援を受けた奨学生には、県の内外に関わらず、世界のどこにいても本県をふるさとと思い、奨学金で未来が開かれたことに思いを寄せつつ能力を発揮していただきたいと考えている。
- 6 5,000人を育成するという意味である。毎年400人を対象にやさしい日本語講座、600人を対象に外国人の日本語学習を支援する方への研修を実施する。これを5年間継続し、5,000人を育成する。令和2年度に実施した外国人住民意識調査によると、回答者の1.7パーセントが、「日本語を問題なく話せる」ものではなく、かつ相談相手がいない方であった。5年後の外国人住民数をこれまでの増加率を基に260,000人と想定し、これらの方が4,500人と見込まれるとした。この方々を支援するのに必要な人数の目安として5,000人と設定した。

共助社会づくり課長

- 7 主語は地域社会づくりに関わる全てのステークホルダーである。
- 8 いわゆる広義でのNPOであり、法人に限らずボランティア団体等も支援の対象である。
- 9 施策37は共助の社会づくりをメインテーマにしている。行政中心ではなく、地域の多

様な主体の連携が重要であるとしてこのように記載した。

- 10 平成26年度の41.5パーセントが過去最高値であったが、これは日本全体が東日本大震災の復興に向けて一丸となった年である。コロナ禍により割合が下がることが予想されるが、地域の重要性に気付いた方々を地域活動に結び付けていくためにも過去最高値の41.5パーセントを目標とした。
- 11 コロナ禍を受け、地域コミュニティの大切さが重要であると気付かれた方々がたくさんいると思われるので、こうした方々をしっかりと地域活動に結び付けていくことで、なかなか達成が難しい施策指標だと思うが過去最高値まで戻していきたい。

武内委員

- 1 県の施策として外国人支援を行う根拠をもう一度はっきり答弁していただきたい。
- 2 留学生支援について、コロナ禍前と同水準を目指すということだが、実際に希望者は多いのか。
- 3 国との棲み分けについて、仮に支援がなかった場合はどうなのか。
- 4 指標の説明の中に「NPO」という記載があるが、この中に企業は含まれないのか。
- 5 施策指標の「地域社会活動に参加している県民の割合」の目標値である41.5パーセントはなかなか達成が難しい数値であるとのことであるが、施策27の施策指標として掲げた高齢者の2人に1人が地域社会活動に参加することに期待しているということなのか。

国際課長

- 1 県では外国人との共生社会の実現を目指す施策を進めている。少子高齢化が進む中、外国人を含めた県民全員が活躍していただくことが県民に利益があると思っているので、そのように進めていきたい。
- 2 過去の倍率の推移を見ると、コロナ禍前の令和元年度は全体で3.7倍、平成30年度は3.8倍、平成29年度は4.7倍である。コロナ禍がなければ、より多くの方が希望されて海外に飛び立つ状況であると考えます。
- 3 県がそのような人材を育成するという強いメッセージになる。国にも海外留学の支援メニューはあるが、県の施策も一つのツールとして使っていただきたい。

共助社会づくり課長

- 4 支援対象として企業は含まれていない。企業はNPOと連携して地域社会づくりを進めることとしており、連携対象である。
- 5 年代別の数字等を見ると、70代の参加率が高い状況であり、70代の人口割合も増えていくことから、高齢者の参加割合は増えていくと考えている。

武内委員

施策内容に「県民、NPO、企業など」と記載されており、企業とあるので担当部局に産業労働部も入れた方がいいのではないかと。

共助社会づくり課長

産業労働部とも十分に連携していく。

宮崎委員

- 1 施策32について、海外留学がコロナ禍で通常の状態に戻せないということだが、オン

ライン留学については施策の中で取り組んでいくのか。

- 2 施策34に関して、施策内容の「文化芸術の県内外の発信」について、文化財の情報発信は主な取組に記載があるが、芸術分野の発信については主な取組に記載はない。どのように考えているのか。
- 3 伝統芸能について、今後、拡充を図る考えはあるのか
- 4 後継者の課題として施策19の主な取組である「伝統と文化を尊重する教育の推進」の考え方を伝統文化にも取り入れるべきでないのか。
- 5 国がDX化の一環として所蔵資料のデジタル保存の取組などを行っており、各地域との連携を進めたいとのことである。今後、国との連携について、主な取組「文化財の保存、活用、情報発信」の中でどのように取り組んでいくのか。
- 6 文化財の保存等について、最新技術を取り入れてどのように取り組んでいくのか。
- 7 文化芸術活動の世論調査は 内容についてどの程度のことを文化芸術活動としているか。趣味やカラオケなどのようなものも含んでいるのか。

国際課長

- 1 「子供や若者に対する国際交流体験」と「姉妹友好州省などとの国際交流の推進」の両方に係る取組だが、なかなか対面交流ができない中、全ての姉妹友好州省とオンラインでの緊密な交流を行っている。例えば、オハイオ州とは現地の大学と協力し、県民が英語で発信する力を養うオンライン講座を実施している。オンラインという選択肢が増えたと捉えて、今後一層県民にとってメリットのある取組を進めていく。

文化振興課長

- 2 主な取組の中で多岐にわたって取り組んでいる。
- 3 埼玉WABISABI大祭典などにより鑑賞や発表の機会の提供を進めてきたが、今後は鑑賞の提供だけでなく、高齢化など団体の抱える課題を一緒に考えていくような支援の拡充を図りたい。
- 4 主な取組の「次世代を担う子供や青少年の文化芸術活動の充実」で対応している。具体的な事業としては、県内小中学校にアウトリーチの取組を行っている。
- 7 自分で行う活動を対象としている。なお、カラオケは含んでいない。

文化資源課長

- 5 デジタル技術を活用した文化財の保存や活用、情報発信は必要であると認識している。所蔵資料のデジタル化についても、随時進めているところである。また、国においても様々な分野でデジタル化が議論されているところであり、その内容を注視しつつ、国との連携手法も考えていきたい。
- 6 今後、デジタル技術の活用によって、例えば、仏像の裏側や内部など通常目に見えない部分を画像で公開するなど、より文化財への興味や関心が高まるよう工夫していく。

宮崎委員

文化芸術活動について、カラオケは含んでいないとのことだが、どのような基準で線引きをしているのか。

文化振興課長

文化芸術基本法や条例を根拠にして、恣意的にならないように注意を払っている。活動の

内容には、趣味やサークル、体験教室なども含んでいる。

宮崎委員

県政世論調査を見ると全部「など」が付いている。自分の活動が文化芸術活動かどうか分かるようにしていただきたい。(意見)

平松委員

- 1 施策36について、「デジタル技術を活用した県民の利便性の向上」を掲げており、そのためには県民との共創が必要だと考えるが、共創をどのように進めるのか。
- 2 施策37について、「地域活動の担い手として期待される元気な高齢者」と言い切っているが、大学生についてはどのように考えているか。

行政・デジタル改革課デジタル政策幹

- 1 施策内容に「データ活用による新サービスの創出と地域の活性化支援」と記載している。具体的な取組等は検討中であるが、デジタル化によって、行政の透明性やサービスの向上、官民連携などが進むことが県民との共創につながると考えている。

共助社会づくり課長

- 2 大学生も地域の担い手として重要である。記載されている「元気な高齢者」はシニアに着目してシニア向けに重点的に施策を講じていくもので、主な取組にある「高齢者への学びの機会の提供など社会参加の支援」につながる表現である。「元気な高齢者」に限定した表現にさせていただきたい。

平松委員

施策37の施策内容に「あらゆる主体」という記載があるが、ここには高校も含まれるのではないのか。そのため、担当部局として教育局も入れておくべきではないのか。

共助社会づくり課長

施策37の地域社会づくりは地域の住民の方々、多様な主体の方々と進めていくことに特化したものであり、県民、NPO、企業及びシニアに重点を置いている。

柿沼委員

施策34について、施策指標が分かりにくい。また、5か年計画は本県としての計画なので、「埼玉県の文化にどれだけ触れたか」という施策指標があった方がいいと思うがいかがか。

文化振興課長

施策指標は、全ての県民が主体的に文化芸術活動に関わることを示すものとしている。施策全体の効果を表すアウトカム指標にもなっており、誰もが分かりやすく、これが適切と考えている。

柿沼委員

- 1 誰もが分かりやすい指標ではないということを指摘する。(意見)
- 2 5か年計画は県民が見るものになるので、「埼玉県の」という部分を付け加えることについて、どのように考えるのか。

文化振興課長

- 2 あくまで埼玉県民が活動している内容なので、これが適切と考えている。

白根委員

- 1 針路8では「新しい多様な働き方」としているが、施策37はNPOという文言だけである。多様な主体としている一方で、労働者協同組合に全く触れられていないことに違和感があるが、なぜこのようになっているのか。
- 2 「施策32 多文化共生と国際交流のSAITAMAづくり」から考えると、施策指標は多文化共生が先で、次に県の留学生支援の順番であるべきだ。ほかの施策はそのような順番であるが、なぜここだけ順番が逆なのか。
- 3 施策36について、「行政のデジタル化」としてまとめて施策の1項目に記載した方がいいのではないか。

共助社会づくり課長

- 1 働き方の問題については、施策33等で整理をしていると思われる。

雇用労働局長

- 1 多様な主体には労働者協同組合も含まれるが、施策28の主な取組の「勤労者や企業などへの労働関係法令の普及啓発」でしっかりと取り組んでいきたい。

国際課長

- 2 委員御指摘のとおり順番にする考えもあると思う。一方、本施策では、日本人と外国人が互いの立場を理解し合い、それぞれの個性と能力を十分に発揮して共に地域を支え合う「多文化共生」と、他国の人と交流することで互いの国についてよく知る「国際交流」の二つを掲げた。先に記載した施策指標「県が支援する海外留学奨学生数」の取組を進めることは、異文化の中で切磋琢磨することで他者を理解し、物事を柔軟に捉える力や課題を見つけ解決する力を持つ人材の育成につながると理解している。このような人材育成を支援することは国際交流体験の支援のみならず、多文化共生社会づくりの推進につながり、二つ目の施策指標「多文化共生を推進する人材の育成数」にも寄与するものと考えている。こうした考えで施策指標の順序を整理している。さらに、これまでは多文化共生に関する指標はあったため、新たな施策指標を前に整理させていただいた。

行政・デジタル改革課デジタル政策幹

- 3 デジタル化については、「総論4 将来像の実現に向けた基本姿勢」の「②新たな社会に向けた変革」で全施策に通じる横断的な施策としてまとめている。県全体のDX推進については、埼玉県DX推進計画の中で取りまとめるビジョン・ロードマップで位置付けて取り組んでいく。

白根委員

- 1 労働者協同組合法は持続可能な地域社会の実現に資することを目的として成立している。地域課題に取り組むという趣旨から地域の話だと思いがいかがか。
- 2 施策32の施策指標について、新規であるならば新規という文言をつけるべきではないのか。

共助社会づくり課長

- 1 労働者協同組合は働き方だけでなく地域社会に貢献する要素もあるので、地域社会づくりの多様な主体のメンバーの一つであり、連携の対象になる。

国際課長

- 2 施策指標の記載方法については、全体の構成の中で新規と記載することにはなっていない。今後、施策の取組内容を説明する際に、新規であることが分かるようにしていきたい。

権守委員

- 1 東京2020オリンピック・パラリンピックを契機とした障害者スポーツの普及・振興について、現行の5か年計画にも「障害者スポーツの普及・振興」の記載があるが、現行の5か年計画と今回の5か年計画案の内容の違いは何か。
- 2 今回の5か年計画案では新たな取組があるのか。
- 3 「障害者スポーツ」という言葉は「パラスポーツ」とした方がいいのではないのか。
- 4 多彩なスポーツ大会、イベントの誘致・開催としてあるが、具体的なイベントはあるのか。例えば、eスポーツ大会が各所で行われているが、eスポーツ大会も含めているのか。本県でeスポーツ大会の開催を予定しているのか。
- 5 スポーツを通じた社会的課題解決の推進とあるが、社会的課題とは何を考えているのか。

障害者福祉推進課長

- 1 現行の5か年計画においては、東京パラリンピック開催に向けたものとして記載しており、今回の5か年計画案では、実際にパラリンピックが開催されて障害者への理解も進んだことから、その機運を一過性とすることなく更に推進していくものとして記載している。
- 2 これまで進めてきた取組を拡充するなどして着実に進めていきたい。
- 3 「パラリンピック」という言葉が定着しているように、「パラ」という言葉が一般的になってきているとも思えるので、「障害者スポーツ」を「パラスポーツ」という言葉に変えられるか、今後検討していきたい。

スポーツ振興課長

- 1 障害者スポーツの取組については、トップクラスのパラアスリートの競技力向上や、障害のある方もない方も気軽にスポーツを楽しめるという生涯スポーツという観点など、共通することもあると考えている。関係部局や関係団体と協力して進めていく。
- 4 eスポーツについては、国の次期「スポーツ基本計画」の検討の中でも、スポーツとして扱うかどうか議論が分かれるところではあるが、eスポーツを実施している企業あるいは大学などと協力して取り組んでいく。
- 5 スポーツには人に楽しさや喜びを与える、あるいは人と人をつなぐという力がある。それらの力を使って、例えば、地域コミュニティの再生あるいは障害者の社会参加、青少年の健全育成などの社会的課題の解決の糸口になることを考えている。

藤井委員

- 1 施策33について、「県産品のブランド化と販路拡大」については施策指標とすべきではないのか。
- 2 主な取組に「埼玉観光局の設置促進の検討」など観光施策に関する組織の強化充実を盛

り込むべきではないのか。

- 3 施策33の主な取組「大宮スーパー・ボールパーク構想など、特色を生かし、地域の顔となる公園の検討・整備」について、公園の魅力を高めていくことは賛成であるが、この構想については令和3年度に公表すると聞いており、これから決まっていくものであるので例示として記載することはなじまないと思うがいかがか。
- 4 主な取組に「未利用県有施設の有効活用の促進」が新たに加わったことは大変有意義と考える。未利用県有地も未利用県有施設と合わせて有効活用に取り組んでほしいが、どのように考えているのか。
- 5 施策35の主な取組にもeスポーツについて盛り込むべきではないのか。
- 6 施策33の施策指標「人口の社会増の維持」について、市町村が指標化するのは理解できるが、県が施策として指標化をするのはなじまないと思うが、どのような議論があったか。
- 7 施策指標の「本県で観光・レジャーなどを楽しむ人の数」について、指標の説明には「県内の観光地及び祭り、イベントなどに訪れた人数」となっている。「楽しむ人の数」と「訪れた人数」の表現が合致していないのはなぜか。また、この指標にはバーチャル観光も含められると思うがいかがか。
- 8 主な取組に「大型ショッピングモールでの観光客誘致の推進」を入れるべきと思うがいかがか。
- 9 施策指標の「外国人観光客数」について、目標値の650,000人がコロナ禍前に戻すことを目的としていることは理解できるが、現行の5か年計画では最終目標100万人となっているので、もう少し高い目標値が設定できなかったのか。
- 10 未利用県有施設の有効活用を施策指標とすべきではないのか。
- 11 多彩なスポーツ大会、イベントの誘致や開催の中に、eスポーツと明記した方がよいのではないか。

観光課長

- 1 県産品の販売額を増やしていくことは重要であると考えているが、施策33の全体を把握するために「観光客1人当たりの観光消費額」を施策指標に設定している。「観光客1人当たりの観光消費額」は、宿泊、飲食、土産、レジャーなどを含んだ観光全般に係る指標であり、最もふさわしいと考え設定した。「県産品のブランド化と販路拡大」も含めて「観光客1人当たりの観光消費額」を上げていきたい。
- 2 観光施策に関する組織の強化については、埼玉県物産観光協会はDMOということもあり仕事の幅の拡大や人材育成に取り組んでいる。観光局の設置は様々な議論があり、すぐには難しい面があると思う。全国のDMOの成功事例を積極的に参考にしながらDMOとしての物産観光協会を強化していく。
- 5 当課としてはeスポーツイベントの来場者に周辺の観光をしていただいたり、土産を購入していただいたり、国内外への観光物産の魅力発信に取り組んでいる。そうした観光の観点で引き続き取り組んでいきたい。
- 7 施策指標の数値は国の定める「観光入込客統計に関する共通基準」に基づいている。「楽しむ人の数」と「訪れた人数」の表現の違いについては、県民の方に親しみをもっていただくということでこのような表現にした。自宅でバーチャル観光を楽しむ方などの人数は県として捉えづらいことから、この指標の数値には含めていない。
- 8 大型ショッピングモールには県内外から多くの来訪者があることから、PRの場としては重要であるとする。これまでも、イオンレイクタウンでの埼玉フェアの中で観光もP

Rしてきた。今後もこのような展開を続けていきたいと考えている。主な取組「県民・市町村・企業・団体など多様な主体との連携・協働による埼玉の魅力の創造・発信と観光客の誘致・回遊の促進」の中で、大型ショッピングモールとの連携も含めて取り組んでいきたい。

- 9 現行の5か年計画の目標値が100万人のところ、下回る目標値とすることについてどうなのかと我々も議論した。一部の国では渡航制限が解除されているが、なかなか見通しが立たないということや、観光関連事業者はコロナ禍により経営が弱体化した面もある。まずは、コロナ禍の大きな影響からの回復を目指し、コロナ禍前の水準に戻すのを一つの目標として考えたものである。

公園スタジアム課長

- 3 大宮スーパー・ボールパーク構想については、大宮公園再整備の一環として既に検討に着手しており、具体的に取り組んでいる。来年度からの5年間の中でも地域の顔となる公園として検討に取り組んでいくことから記載している。

管財課長

- 4 未利用県有施設の中には未利用地も含めて考えている。
- 10 未利用地には市街化調整区域内の土地など土地利用の制限が厳しいものや、国や市町村が所有する、いわゆる赤道や青道の整理が必要で売却困難な物件もある。また、地元市町村や自治会へ丁寧な説明を行って地域の理解を得られるようにしているので、売却までに時間を要する場合も多く、期間を定めて売却件数や売却額などの数値目標を設定することは難しいと考える。

計画調整課長

- 6 人口の社会増の維持については、立地や社会情勢などの複雑な要因の影響を大きく受けるもので、目標達成に向けての相関関係や因果関係を示すのが難しい施策指標である。しかしながら、少子高齢化が急速に進み、人口減少社会の到来に向き合う本県においては、その根本の課題である人口減少の対策の成果を示すものとして人口の社会増の維持による施策の進捗管理には欠かせないものと判断した。また、人口の社会増の維持に向けては就業、結婚、出産、子育てなど広域的な施策、あるいは市町村間の連携の促進など県が果たす役割は大きいと考えている。その役割を果たしながら市町村との連携により、地域の活性化に向けて県全体として取組を進めていくために、県が人口の社会増の維持を目標設定とすることは意味があるものと考えている。

スポーツ振興課長

- 11 eスポーツについては、国の次期「スポーツ基本計画」の議論の中でもスポーツの新たな価値を創出するという事で評価されつつも、ゲーム依存症の懸念が指摘されるなど評価が分かれており、スポーツとして捉えるに至っていない。本県においては、主な取組の「多彩なスポーツ大会・イベントの誘致」や「誰もが気軽にスポーツに親しめる機会と場の充実」に含めて記載している。

藤井委員

- 1 大宮スーパー・ボールパーク構想について、具体的に取り組んでいるとのことであるが、取り組んでいるのは検討であり、内容の定まっていないものが含まれているのはいかなるものかと思うがどうか。

- 2 社会増の維持の数値を捉えるのは大事だと思うが、様々な取組の結果として社会増が実現できるのであって、県の施策指標としてはなじまないのではないかと思う。移住促進などの取組の結果としての人口増など取組の積み重ねによって生じた自然増を施策指標とするべきだと思うがいかがか。
- 7 主な取組にアニメについても明記すべきではないのか。

公園スタジアム課長

- 1 大宮スーパー・ボールパーク構想は、大宮公園の主要施設である野球場などを活用し、試合がある日もない日も楽しめる公園とすることで、多くの方に本県を目的地として来ていただくことを主な目的としている。また、公園が核となり、人々が集まり、足を運んでもらうためには、周辺のまちづくりと連携し、公園が地域の顔となることが重要と考えている。このため、施策33の地域の顔となる公園の例示としては適切であると考えている。

計画調整課長

- 2 施策指標の設定については、施策全体の状況を勘案しながらどのように効果的に達成すべきかを考えて、施策を積み重ねてその結果どうなったかということをお県民に分かりやすく示すものを選定している。その結果、今の根本課題である人口減少への対策の成果を示していくものとして人口の社会増の維持を選定した。全部局で連携しながら総合的に取組を進めて指標の達成に向けて取り組んでいく。

観光課長

- 3 アニメは非常に重要な観光コンテンツである。本県が様々なアニメの舞台になっていたり、ところざわサクラタウンがポップカルチャーの発信拠点になっていたり、こうしたコンテンツを活用し連携してきた。今回の5か年計画案においても引き続きこうした取組を続けていきたい。主な取組に記載されている企業・団体などとの連携・協働や多彩なツーリズムの推進といった複数の取組を複合的に展開していきたい。そのため、アニメについては主な取組ではなく、施策内容に明記させていただいた。

美田委員

- 1 施策35について、施策内容は、国の「第2期スポーツ基本計画」の中にあるスポーツを「する」、「みる」、「ささえる」の構造を引用していると思われる。そうすると文章は「県民誰もがスポーツを様々な形で楽しむことができる機会を増やすため、スポーツ環境の充実を図るとともに、多彩なスポーツ大会やイベントを誘致・開催を図ります」となると思うが、どのように考えているのか。
- 2 「屋内50m水泳場及びスポーツ科学拠点施設の設置検討・推進」については、「設置検討・推進」というより「設置・推進」という表現が望ましいのではないのか。「検討」を入れている理由は何か。
- 3 スポーツを通じた社会的課題解決とは何か。
- 4 施策指標「週に1回以上スポーツをする県民の割合65%以上」の根拠は、国の「第2期スポーツ基本計画」であると聞いた。国の過去5年間の目標値を、県のこれから先の5年間の目標値としていいのか。また、スポーツ実施率について過去の県政世論調査を見ると平成30年以降上昇しているが、これはラグビーワールドカップや東京オリンピック・パラリンピックの影響が大きいと推察する。これらのことを勘案すると、施策指標は60パーセントが適切と考えるがどうか。

スポーツ振興課長

- 1 「スポーツ環境」には、スポーツの施設に限らずスポーツをする仲間、場所、指導者、情報など幅広い意味を包摂している。そのため、「スポーツ大会やイベント」とともに、包摂した幅広いものの充実を図るという表記にした。
- 2 基本計画策定後も、市町村や関係部局と様々な場面で議論を深め検討を進めなくてはならないためである。
- 3 今回の5か年計画の部門別計画である「スポーツ推進計画」の中で、具体的なものを掲げていく。具体的には、青少年の健全な育成、介護予防、希薄化した地域コミュニティの活性化等が挙げられる。
- 4 国の「第2期スポーツ基本計画」で掲げた目標65パーセントは達成できる見込みがないと聞いている。委員御指摘のとおり本県も目標は達成していない。そのため、オリンピックのレガシーを含めてこれからも高い目標を目指して取り組んでいく。

美田委員

- 1 この表記だと「スポーツ大会の誘致・開催」と「スポーツ環境の充実」は並列の扱いとなる。この場合、「する」、「みる」、「ささえる」の順番と整合が図れなくなると思うが、どのように考えているのか。
- 2 「屋内50m水泳場及びスポーツ科学拠点施設の設置検討・推進」について、いろいろ検討していかなければならないのは分かるが、「検討」が入っていると、設置するかしないかの判断があると感じてしまう。「検討」がなくても、推進をしている限りは、様々な課題に対して判断を下さなければならない場面は出てくるので、推進だけでもいいと思う。(意見)
- 3 施策指標「週に1回以上スポーツをする県民の割合65%以上」について、過去の目標は平成30年度を除き60パーセントとしている。その目標が達成していないので、これから先の5年間の目標は60パーセントでいいと思うが、もう一度答弁願う。

スポーツ振興課長

- 1 スポーツを「する」、「みる」、「ささえる」について、例えば、「イベントを誘致する」には「ささえる」という意味もある。そのイベントに参加する人は「する」という意味もある。また、イベントを楽しみに「みる」ということもある。はっきりと区分することが難しいことから、このような記載としている。
- 3 委員御指摘のとおり目標は達成していない。しかし、年代別のスポーツ実施率を見ると70歳以上では66.5パーセントと目標を達成している。一方、30代から50代の働き盛り・子育て世代は50パーセント台で達成していない。今後、達成していない世代が目標を達成するよう努めていく。

須賀委員

- 1 施策36について、デジタル技術の活用を進める際、今後5年間でデジタルデバイドの拡大が進む。高齢者や障害者への配慮をどのように考えているのか。
- 2 施策36について、主な取組の「マイナンバーの活用による行政手続の利便性向上」があり、施策指標に「県行政手続のオンライン利用率」の向上がある。前提として、どの程度のマイナンバー普及率を考えているのか。
- 3 施策36の施策指標について、「行政手続のオンライン化率」は施策指標として考えなか

ったのか。

行政・デジタル改革課デジタル政策幹

- 1 あらゆる人が恩恵を受けられることがデジタル化全般の前提であり、施策内容に「誰もが利用しやすい県民サービスの向上を推進していきます。」と記載している。デジタルが苦手な方がデジタルデバイドに苦しむことがないように取り組みたい。

情報システム戦略課長

- 2 行財政改革大綱の実施計画では来年度末で40パーセントという指標となっている。しかし、本年11月1日現在の県内の普及率は約4割となっており、指標についてはもう一度考えなければならないと考えている。
- 3 県民の利便性向上のためには、手続をオンライン化しただけでなく、オンラインによる申請が従来の申請に比べて便利である必要があると考えている。こうした考えに基づき、「行政がどれくらいの手続をオンライン化したか」という施策指標ではなく、「県民にオンライン申請がどれくらい使われたか」という視点の施策指標が適切ではないかと考えた。そこで、今回の5か年計画案においては、行政手続のオンライン化を進めた次のステップとして「県行政手続のオンライン利用率」を施策指標とした。委員御指摘の「手続のオンライン化率」も重要であり、事業の進行管理の中で活用していきたい。

井上委員

- 1 施策33について、本県の外国人観光客が650,000人となるためには、国全体が約3,250万人まで回復しなければならない。5年後に国全体で3,250万人に回復するという推計等は存在するのか。
- 2 本県が650,000人に回復させるために、かなり高いハードルだと考えるが、どのような見通しでこの目標を定めたのか。
- 3 目標を達成するのは並大抵なことではないが、このためにどのような取組を行うのか。

観光課長

- 1 650,000人という目標値を設定するに当たり、参考となるものを探した。国については、「明日の日本を支える観光ビジョン」において、令和12年の外国人観光客数を6,000万人にするという目標値を掲げているが、そこに向けて毎年の目標値はないと聞いている。
- 2 一部の国では渡航解除が始まっているが、感染のリバウンドが生じている国もあり、依然として不透明な状況であり明確な見通しは難しい。そこで目標の設定は、まずはコロナ禍による大きな影響からの回復を目指し、コロナ禍以前の水準に戻す目標値とした。
- 3 新型コロナウイルス感染症が収束したら日本へ、そして本県へ行ってみたいと思っただけのような効果的な情報発信を行っている。今後は徐々に渡航制限も解除され、まずは旅行者よりビジネス客の訪日先と考えており、東京都に近いという立地を生かしてビジネス客を本県へ呼び込んでいきたい。そして、リピーター客や観光消費額の多い国などに対して、重点的かつ戦略的にプロモーションし、本県に呼び込んでいきたい。

井上委員

今の答弁を聞くと、国では令和12年に6,000万人を目指しているが、5年後にコロナ禍前までに戻るといった保証はないと感じた。その上で、コロナ禍前に戻そうという意気込

みはよしとするが、最後に述べられたビジネス客から始めて情報発信を実施していくというのでは達成できないと考える。根拠が乏しいと感ぜられるので、意気込みだけではなく、目標を実現するための戦略が必要である。ビジネス客に力を入れるといっても、今回の5か年計画案のどこにも記載されていない。私が指摘した点も含めて、観光戦略についてどのように考えるのか。

観光課長

まだまだ観光地として本県は認識されていない。eスポーツを活用した海外への情報発信など、いろいろと工夫しながら戦略的に取り組んでいきたい。発信力を高めるため、隣接県と一緒に情報発信や観光ルートを造成する取組も行っている。創意工夫をしながら展開していきたい。

山根委員

「施策35 スポーツの振興」について、県民からサッカーグラウンドや野球場などスポーツをする場所が欲しいという要望をよく聞く。スポーツを楽しむための場所の整備を支援すること以外にもスポーツを楽しめる場の充実が必要であると考えがいかがか。

スポーツ振興課長

県政世論調査によれば、スポーツができない理由として、時間がない、機会がない、場所がない、体力がない、お金がない、仲間がいないなどが挙げられている。そのような障壁を取り除いていくことが、広い意味でスポーツ環境の整備であると考えている。プロスポーツチーム、市町村などと連携し、スポーツを楽しむための機会や場を創出していく。

橋詰委員

- 1 施策36の施策指標「県行政手続のオンライン利用率」について、今までの指標は申請件数だったと思うが、なぜオンライン申請率にしたのか。
- 2 行政手続のオンライン化はどこまで進んでいるのか。
- 3 施策指標の数値は県の手続だけか。それとも、市町村や県警察も含めた数値なのか。

情報システム戦略課長

- 1 前回は県が運営する電子申請システムの利用件数を施策指標とした。今回は県が運営する電子申請システムだけでなく、他のシステムの利用も含め、県の行政手続について全申請数に占めるオンラインによる申請数の割合を施策指標とした。
- 2 本年4月1日現在でオンライン化が済んでいるものが53.3パーセント、来年度くらいまでにオンライン化が見込まれるものが15.5パーセントであり、合計で68.8パーセントとなる。このほか、方針検討中のものが18.3パーセントであり、対応困難なものは13.3パーセントとなっている。
- 3 県の手続だけである。

橋詰委員

今の答弁だと、約8割の手続がオンライン化されていくということによいのか。

情報システム戦略課長

方針検討中の18.3パーセントについては、オンライン化されていくか未定である。

秋山委員

- 1 施策32で「多文化共生を推進する人材の育成数」が施策指標にもなっているが、気になるのが、外国人の方が本県で増えていけば、学校に外国人の子供たちも増えていく。県の施策として多文化共生推進員という制度があるが、実際に県立高校の中で十分充足されているかが不安であり、これを5か年計画の中でどのようにして解決していくのかということである。現在、多文化共生推進員の必要数が確保できているのか。要望に対する設置割合はどのようになっているのか。また、今回の5か年計画案の中で十分に確保するという検討がされているのか。
- 2 施策36のうちマイナンバーについて、個人情報の保護がどの程度図られるのか不安である。個人情報保護の取組をどのように強化していくのか。
- 3 施策36の施策内容の「誰もが利用しやすい県民サービスの向上」に関して、先ほどの答弁で「必要な取組を進める」とあったが、具体的な支援策はあるのか。

高校教育指導課長

- 1 多文化共生を推進する人材ということで、高等学校で日本語を指導したり、言葉の問題で課題を抱えている生徒の相談役をしたりする多文化共生推進員を配置しているが、今現在、県立高校では38校に40名を配置している。日本語の指導が必要な生徒が2人以上在籍している学校には全て配置している。また、一人以上在籍している学校には、全てポケットークという翻訳機器を配置しているのが現状である。今年度の新しい取組として、リモートで日本語を指導するという試みも始めたので、そのような対策も含め、主な取組の「外国人の日本語学習支援及び日本文化の理解促進」の中で取り組んでいく。

情報システム戦略課長

- 2 県で扱う個人情報のうちデジタルなものは「埼玉県情報セキュリティポリシー」に基づき管理している。個人情報の中でも重要なマイナンバーに紐づく情報に関しては、システム面と運用面で保護している。システム面では、マイナンバーを使用するシステムはインターネットから分離された独自のネットワークで管理している。マイナンバーを利用するシステムについても静脈認証とID、パスワードを組み合わせた二要素認証をしないと利用できない仕組みとなっている。また、個人情報は特定の組織で一元管理することはせず、従来どおり各行政機関で分散管理している。運用面では、「埼玉県特定個人情報等の安全管理に関する基本方針」を定め、職員に周知するとともに、個人情報の取扱いが適正になされているか定期的に監査している。このようにシステム面と運用面の両方で個人情報の保護を行っている。

行政・デジタル改革課長

- 3 県では民間企業と包括的連携協定を締結しており、その1社である株式会社NTTドコモと連携してスマホ体験や利用教室を行っている。

秋山委員

マイナンバーは、守秘義務の関係から公務員の方だけに扱ってほしいと考えているが、民間の方が扱うことがあるのか。

情報システム戦略課長

マイナンバーは法律でどの分野でどの機関が利用できるか決まっており、それ以外では利用できないことになっている。ただ、民間会社の経理部門において雇用者の年末調整等でマイナンバーを記入してもらうことはある。これはマイナンバーそのものを利用してはいるものではなく関係事務ということで実施している。

【議案に対する質疑（「針路9 未来を見据えた社会基盤の創造」）】

中屋敷委員

- 1 針路9の背景と2040年を見据えた方向性について伺う。背景の部分の表記について、最初に道路網に言及していて、続いて鉄道に言及しているが、個別施策の順番とは逆になっている。背景の順番と同じでよいと考えるが、どのような考えで記載しているのか。
- 2 背景の「超少子高齢社会を背景に、生活を支えるサービスの低下やインフラの老朽化、地域経済の衰退などの様々な課題が生じることが懸念されており」とある。要因は超少子高齢化だけではないと思うが、どのように考えているのか。
- 3 埼玉版スーパー・シティプロジェクトは、一般質問など議会でも議論している最中である。今回の5か年計画案で表現を認めたということになると議会が認めたということになり、議論の深まりが見込めない。まちづくりの方向性なのであれば、この言葉を使わなくてもいいのではないのか。

計画調整課長

- 1 分野別施策の掲載順は、針路の実現に向け、まず広い面としての考え方を表す施策である「まちづくり」を掲載した。そして、その次に住民の日常生活の足として必要不可欠であり、「まちづくり」と一体となる施策を表す「公共交通網」を掲載した。その後、まち同士を結ぶ個別の線としての施策である「道路ネットワーク」を掲載する順番とした。また、針路の背景であるが、文章として分かりやすく、かつ読みやすく伝わるように、時代の潮流の「充実していく交通ネットワーク」を受け、現在の本県の強みである道路交通網の状況について記載し、今後更なる利便性の向上が期待されている鉄道の状況という時系列での順番で記載した。
- 2 生活を支えるサービスの低下あるいはインフラの老朽化、地域経済の衰退といったところで、産業の空洞化、地方自治体の財政難などの影響も考えられる。具体的な根拠というものではないが、人口減少をテーマとする今回の5か年計画案において、超少子高齢化の影響が根底にあるということで、背景として記載した。

参事兼エネルギー環境課長

- 3 本県は2040年までの間に急速に少子高齢化が進む。市町村と意見交換をしているが、既に人口が減少していることからバスが撤退、スーパーマーケットや商店街が閉鎖してしまうなどの課題が顕在化している。このような諸課題に対し、持続可能で住み続けられるまちづくりをしていく必要がある。それを具体化していく事業が埼玉版スーパー・シティプロジェクトであり、計画に記載したいと考えた。

中屋敷委員

- 1 埼玉版スーパー・シティプロジェクトに関して、3要素が全てそろっているのであればそうした展開もあるのかもしれないが、そのように進んでいるのかは分からない。文言を載せる必要性については、深めていく部分が必要なのではないか。これは見解の相違だと

思う。コンパクト、スマート、レジリエントの3要素全て揃ったものが埼玉版スーパー・シティプロジェクトなのか。

- 2 2040年を見据えた方向性の中で、「バス路線の維持・確保を図ります。」となっているが、既存の枠組みの中で考えているのではないかと思ってしまう。自動運転などが広がっていくなど、いろいろと状況が変わってくる5年間だろうと思う中で、見据え方として足り得るものなのか。

参事兼エネルギー環境課長

- 1 このプロジェクトはコンパクト・スマート・レジリエントが大きな柱であり、いずれも少子高齢社会には必要な要素と考えている。現在のまちにおいては、まだそろっていないという認識である。人口減少の中で公助だけでは対応できないところは共助の必要があり、集落が散在していく、あるいは空き家が増えていくなどにより人と人との結び付きがなくなる中ではコンパクトは必要であり、スマートの技術は利便性向上のため必要であり、レジリエントは安心・安全のために必要であると考えている。

交通政策課長

- 2 いわゆる「バス」といった場合には民間路線バスを思い浮かべることも多いが、ここでいう「バス路線」という表現には、コミュニティバスや一部の市町村が自家用有償旅客運送として運営している市町村営バスも含むものであり、委員御指摘の自動運転によるバスの運行など新しい交通手段も広く含むものと解している。様々な施策を講じることにより、広い意味での「バス路線」の維持を通じて持続可能な地域の足を確保していきたいという趣旨を込めている。

中屋敷委員

埼玉版スーパー・シティプロジェクトの趣旨は分かっている。そうではなくて、コンパクト・スマート・レジリエントが全て整っているところが対象なのかと質疑したので、答弁願う。

参事兼エネルギー環境課長

コンパクト化、スマート化、レジリエントに優れている、その3要素が既にそろっているのであれば、少子高齢社会のまちづくりに対応できているという認識にはなるが、まだそろっていないという市町村がほとんどであるので、3要素が揃ったまちづくりを目指していきたい。

武内委員

- 1 埼玉版スーパー・シティプロジェクトについて、議会としては、コンセプトや内容が現時点で明確になっていないという認識である。表現としてまちづくりに取り組むとか、プロジェクトを推進するということに記載されているが、これは適切ではない。例えば、実施に向けて取り組むとか、調査研究するなど、まだその段階であると思うが、どのように考えているのか。
- 2 施策指標について、新しい指標として取り組む市町村数とあるが違和感がある。46市町村となっているが、プロジェクトの中身が分からない段階で、取り組む意向を示せない市町村もあると思う。取り組むとしている市町村もあるが、全市町村としない理由は何か。また、「取り組む」とはどのような意味なのか。

参事兼エネルギー環境課長

- 1 少子高齢社会は急速に進行していて、諸課題に対するまちづくりは急務であると考えている。一方、まちづくりは市町村が主体で行われるものであり、県としてこのまちづくりプロジェクトをどのように進めていくのか丁寧な議論が必要だと考えている。そこで、昨年一年かけて、まちづくりの有識者等で構成した有識者会議を開催し、県内各地域における人口減少や高齢者の増加傾向などについて様々な角度から意見をいただき、基本的な考え方をまとめた。これについては、令和3年2月定例会の環境農林委員会等で報告したところである。
- 2 我々の想いとしては全市町村に取り組んでいただきたいと思っている。説明会後のアンケートで「取り組みたい」、「難しいが取り組んでみたい」と回答したのが46市町村であり、残りの17市町村はまだ「難しい」という意見だった。市町村のまちづくりなので強制的に実施してもらうのは難しいため、意向のあった46市町村とした。「取り組む」という考え方について、埼玉版スーパー・シティプロジェクトに取り組む市町村にはエントリーシートというものの提出をお願いしている。これは、コンパクト・スマート・レジリエントの大まかな方向性や地域について記載するものである。提出されたものについては、全庁の各課に対して、法的な整理や県施策との整合性について意見照会を行い、最終的には公表していきたい。その段階が、「このプロジェクトに取り組む」ということで考えている。

武内委員

意向は分かったが、コンパクト・スマート・レジリエントが県民には非常に分かりにくい。一般論に近づけるのであれば、効率的なまちづくりやデジタル技術等を活用した利便性、実性の高いまちづくりなどとした方が分かりやすいのではないのか。

参事兼エネルギー環境課長

このプロジェクトについては、コロナ禍もあり、今年度から本格的に市町村に説明できたところであり、県民に向けた整理が足りていないと認識している。今後、まちを構成する県民にも内容が分かるように丁寧に説明していきたい。

須賀委員

- 1 施策39について、主な取組に「地域公共交通活性化への支援」とあるが、県の考える「地域公共交通」とは何を指しているか。
- 2 2040年を見据えた方向性に記載のある「バス路線の維持・確保」について、市町村のコミュニティバスも含まれるとの答弁があった。市町村が運行しているコミュニティバスの赤字補填までも県で支援していくことなのか。
- 3 駅ホームのホームドア設置番線数について、そもそもホームドアの設置が必要となる番線数の総数は幾つか。それに対して令和8年度末で113番線ということは、達成率は何パーセントになるのか。

交通政策課長

- 1 昨年度、地域公共交通活性化再生法が一部改正され、地域の輸送資源を総動員していくという考え方の中で、「地域公共交通」という表現には、路線バスのほか、タクシーやデマンド交通、自家用有償旅客運送や企業送迎バスなど、あらゆる輸送資源を想定している。
- 2 主な取組にある「生活交通を支える路線バスの維持・確保対策」については、県が主催し

ている協議会があり、真に必要な路線というものを協議した上で、市町村や国と協調して赤字補填しており、一義的にはそうした過程を経たものを対象として想定している。

- 3 本県におけるホームドアに対する補助の対象要件は1日の利用者数10,000人以上の駅としており、対象は合計で393番線である。令和8年度末の113番線の割合は約28パーセント強、30パーセント弱となる。

須賀委員

令和8年度末におけるホームドアの設置割合は、余り高くない数値のような気がするが、これは鉄道事業者との兼ね合いでこの数値までしかできないということなのか。

交通政策課長

ホームドアの設置の考え方として、基本的には鉄道事業者に設置を進めていただくものであり、これに対して国と地元自治体と協調して県で支援をしているものである。まず、鉄道事業者にしっかりと計画を策定していただくことが大事であり、そうしたところを粘り強く働き掛けていきたい。

美田委員

- 1 施策40について、道路交通網の活性化は必ず渋滞を生むことになるが渋滞の視点がない。指標の説明では渋滞について言及があるが、内容や取組において渋滞の解消について言及すべきではないのか。鉄道との立体交差による渋滞解消については記載があるが、なぜ渋滞の観点がないのか。
- 2 施策指標「県管理道路整備箇所の混雑時平均旅行速度」において、目標の根拠には全国平均を目指すとなっている。都市と地方では人口密度によって渋滞の度合いが異なる。近隣の東京都、神奈川県、千葉県など似通った地域と比較するという議論はなかったのか。

県土整備政策課政策幹

- 1 92ページの主な取組で掲げている「高速道路をつなぐ地域高規格道路の整備」や「幹線道路のミッシングリンク解消や多車線化」など道路整備を着実に実施することで、交通の円滑化が図られ、交通渋滞の緩和につながると考えている。
- 2 本県の混雑時平均旅行速度は、全国ワースト4位となっている。東京都が全国ワースト1位、神奈川県が全国ワースト2位、千葉県が全国ワースト8位となっており、本県は一都三県のうち遅い方から3番目となっている。本県では県全体の発展を見据え、予算の重点投資による道路整備を推進しており、近隣都県と比較した上で、適切に評価する指標として全国平均を目標とした。

美田委員

- 1 近隣都県と比較し、見比べながら全国平均を目指すとはどのようなことか。全国平均を指標としたい理由は何か。
- 2 主な取組により渋滞解消になると思うが、橋の架換えやボトルネックの解消、交差点の改良など渋滞解消を掲げれば取組に入るのではないか。産業の振興や地域の活性化につながるはずの道路ネットワークの構築をより生かしてほしいため、渋滞解消の視点を持つてほしいが、なぜその視点を持たないのか。

県土整備政策課政策幹

- 1 県民にとって分かりやすい指標として設定している。
- 2 鉄道との立体交差による渋滞の解消を掲げており、これらを含め包括的に推進していく。

美田委員

鉄道との立体交差による渋滞解消は幹線道路の渋滞解消とは違うと思う。取組の中に「など」が付いていないため、包括的に対策を推進するのは難しいのではないか。

県土整備政策課政策幹

渋滞対策は県としても重要と考えており、施策40の取組全体の中で渋滞解消の対応をしていく。

柿沼委員

- 1 「施策38 住み続けられるまちづくり」について、埼玉版スーパー・シティプロジェクトを中心に推進していくと思う。本県は地域で大きな違いがあるが、どのような考え方で進めていくのか。
- 2 施策40の施策指標「県管理道路整備箇所の混雑時平均旅行速度」について、全国平均を指標としているのは意味がないと思われる。地域や県により状況が違うため、本県として独自に目指す数値を設定すべきではないのか。

参事兼エネルギー環境課長

- 1 我々もそのように認識している。県南地域、県央地域、県北地域、秩父地域など全く異なっており、画一的にできるとは考えていない。まずは市町村の地域特性、歴史、文化、地形及び人口推移などの状況は様々であるので、それぞれに合わせたまちづくりを県で支援したい。また、同じ市町村内でも駅周辺や郊外でもまちの様相は異なっていると考えているので、それに応じたまちづくりとして支援していきたいと考えている。

県土整備政策課政策幹

- 2 本県の混雑時平均旅行速度は全国平均との乖離があるため、主な取組に掲げられている道路整備を着実に実現することで、今後5年間の県管理道路整備箇所における混雑時平均旅行速度をまずは全国平均まで向上させ、県内の道路交通状況を改善し、利便性の向上を目指したいというところから、全国平均という分かりやすい指標とした。

柿沼委員

全国平均に合わせると分かりにくいと思う。例えば、鳥取県や北海道は無関係である。本県に近いところで比較することや、本県独自の指標を設定すべきではないのか。現行の5か年計画も全国平均を目指すとしており、今回の5か年計画案でも同様とした理由は何か。

県土整備政策課政策幹

施策指標は県民目線で分かりやすさが必要だと思う。また、アウトカムが示せるもの、毎年定量的に把握できるもの、全国比較ができるものという視点で設定している。本県は全国的に見て低い数値となっており、全国平均を目指すことは容易ではないが速度向上を目指し、この指標を設定した。

山根委員

施策39に関して、JR川越線の複線化については、現在荒川橋りょう複線化仕様での架換えに関する協議会の開催など、県の立場からもJR川越線複線化に関する取組がなされている。今後5年も非常に重要な時期と考えており、県の立場から複線化に関わる取組がなされていくのであれば、今回の5か年計画案でも何か示すべきと考えるがいかがか。

交通政策課長

JR川越線の日進駅以西の複線化については、施策39の施策内容にある「公共交通の安全性・利便性を向上させる取組を促進する」というのが基本的スタンスであり、この中でしっかりと粘り強く実施していく。荒川橋りょうの架換えの事業主体は国であり、また、橋りょうの複線化については現在調査を行うなど協議会において方向性が決まっていな段階であることから、今回の5か年計画案に荒川橋りょうの複線化を具体的に記載することはなじまないと考え、記載は控えている。

権守委員

- 1 施策39について、現行の5か年計画の施策指標の単位は駅数だが、今回の5か年計画案で番線数に変わった理由は何か。
- 2 ホームドアは利用者が1日当たり10,000人以上の駅が対象ということだが、1日当たり3,000人以上の駅の内方線付き点状ブロックの整備率はどうなっているのか。

交通政策課長

- 1 現行の5か年計画の指標である「駅ホームの転落防止設備整備率」については、1日利用者数10,000人以上の駅におけるホームドア又は内方線付き点状ブロックの整備率としており、令和2年度に100パーセントとして目標を達成している。駅ホームからの転落防止対策については、ホームドアの設置が最も効果が大きいため、今回の5か年計画案ではホームドア設置番線数を選定した。国も、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく基本方針における令和3年度からの次期目標として、ホームドアの番線数を数値目標として設定したこともあり、これに合わせて番線数に変更した。加えて、現在は、一つの番線にホームドアが設置された場合、他の番線に設置されていなくても設置済み駅としてカウントしている。番線数に改めることにより、県内におけるホームドアの設置状況がよりきめ細かく把握できるものと考えている。
- 2 3,000人以上10,000人未満の駅の整備率については、令和2年度末現在で71.1パーセントである。

権守委員

71.1パーセントということだが、今回の5か年計画案で施策指標にしてもいいと考えるがいかがか。

交通政策課長

まずは転落防止設備の中で最も有効なホームドアの整備に専心させていただき、内方線付き点状ブロックについても、主な取組の「ホームドアの設置など安全で快適な鉄道駅の整備支援」の中でこれまでどおりしっかりと支援していきたいと考えている。

井上委員

先ほど、埼玉版スーパー・シティプロジェクトという名称を使用することについては、議論の途中であるから時期尚早だという意見があった。一方、「令和3年度当初予算案における主要な施策」には、埼玉版スーパー・シティプロジェクトの推進という事業が掲げられており、そこにはプロジェクトの三つの要素としてコンパクト・スマート・レジリエントという説明がある。こうした説明資料のある予算案が、予算特別委員会を経て令和3年度当初予算として成立していると思うがいかがか。

企画財政部長

委員御指摘のとおり、「令和3年度当初予算案における主要な施策」は記者発表資料であり、議会や県民には資料のとおり説明し、令和3年度当初予算として成立している。したがって、改めてこの施策を推進させていただきたいということで今回の計画案に入れて諮っている。

秋山委員

- 1 施策39に関して、ホームドアの設置については鉄道事業者が実施するものということで、今回の5か年計画案の施策指標は113番線としているが、主な取組に県として整備を支援していくと記載されているので、今回の5か年計画案の中で、県として具体的に独自の努力をしていくということがあれば、その支援の内容について示してもらいたいがいかがか。
- 2 ニューシャトルはコロナ禍で打撃を受けているが、定期代への補助など経営安定化に向けた支援の具体的な内容はどのようなものなのか。

交通政策課長

- 1 施策指標とした113番線は鉄道事業者が策定したホームドア整備計画を全て盛り込んで設定している。その上で、我々としては鉄道事業者に対し、ホームドアの整備計画のある駅についてはできる限り早期の整備をお願いし、また、整備計画のない駅については早期の整備計画策定を行うよう毎年要望を重ねるなど、粘り強く働き掛けて努力していきたい。加えて、鉄道事業者の整備に対し、地元市町村を通じて補助を交付することにより、ホームドアの整備について働き掛けを行っている。
- 2 コロナ禍の影響で公共交通事業者が厳しい状況に置かれていることは認識している。個別の事情について本委員会でお答えすることはなじまないと思うが、県としては、新型コロナウイルス感染症の収束状況を見ながら、今後の経営が安定的に推移するよう取締役会や経営安定化会議といった機会を捉えてしっかりと経営状況を注視しながら対応していきたい。

「針路10 豊かな自然と共生する社会の実現」

[企画財政部]

堀光敦史企画財政部長、中山貴洋政策・財務局長、竹内康樹計画調整課長、
北聡子地域政策課長、石川護土地水政策課長、浪江治交通政策課長

[総務部]

鶴見恒管財課長

[環境部]

小池要子環境部長、石井貴司環境部副部長、末柄勝朗環境未来局長、
石塚智弘参事兼エネルギー環境課長、大山澄男環境政策課長、
深野成昭温暖化対策課長、宮原正行大気環境課長、山井毅水環境課長、
堀口浩二産業廃棄物指導課長、佐々木亨資源循環推進課長、
河原塚啓史みどり自然課長、

[保健医療部]

関本建二保健医療部長、仲山良二保健医療部副部長、橋谷田元生活衛生課長

[農林部]

強瀬道男農林部長、唐橋竜一農林部副部長、横塚正一農林部副部長、
西村恵太農業政策課長、竹詰一農業ビジネス支援課長、島崎二郎農産物安全課長、
野口雄一郎農業支援課長、長谷川征慶生産振興課長、佐野且哉森づくり課長、
稲場康仁農村整備課長、

[県土整備部]

北田健夫県土整備部長、金子勉県土整備部副部長、水草浩一参事兼河川砂防課長、
武澤安彦県土整備政策課長、小島茂県土整備政策課長、高橋厚夫建設管理課長、
落合誠道路街路課長、相原秀行道路環境課長、長谷部進一河川環境課長、

[都市整備部]

辻幸二公園スタジアム課長、若林昌善建築安全課長、中村克住宅課長、
松井直行営繕課長、大澤春樹設備課長

[企業局]

鈴木喜弘水道管理課長

[下水道局]

岸田秀参事兼下水道事業課長

[教育局]

関根章雄財務局長、鎌田勝之高校教育指導課長、渡辺洋平義務教育指導課長

[警察本部]

坂本正憲生活経済課長

「針路11 稼げる力の向上」

[企画財政部]

堀光敦史企画財政部長、中山貴洋政策・財務局長、竹内康樹計画調整課長、
北聡子地域政策課長

[総務部]

小川裕嗣入札課長、吉村正則入札審査課長

[県民生活部]

真砂和敏県民生活部長、大浜厚夫スポーツ局長、市川善一県民生活部副部長、
岩崎寿美子県民共生局長、小田恵美県民広聴課長、浅見健二郎広報課長、
田辺勝広共助社会づくり課長、加来卓三文化振興課長、

[環境部]

大山澄男環境政策課長

[保健医療部]

縄田敬子保健医療政策課長

[産業労働部]

板東博之産業労働部長、目良聡産業労働部副部長、小貝喜海雄次世代産業幹、
高橋利維経済対策幹、藤田努産業労働政策課長、大熊聡商業・サービス産業支援課長、
近藤一幸産業支援課長、斉藤豊先端産業課長、秋山純企業立地課長、番場宏金融課長、
田中健雇用労働課長、益城英一産業人材育成課長

[農林部]

竹詰一農業ビジネス支援課長、佐野且哉森づくり課長、稲場康仁農村整備課長

[県土整備部]

小島茂県土整備政策課政策幹、高橋厚夫建設管理課長、落合誠道路街路課長、

[都市整備部]

村田暁俊都市整備部長、堀井徹都市整備部副部長、細田隆田園都市づくり課長、
松井直行営繕課長、大澤春樹設備課長

[企業局]

磯田和彦企業局長、鈴木柳蔵管理部長、佐藤和央地域整備課長

[教育局]

鎌田勝之高校教育指導課長、渡辺洋平義務教育指導課長

「針路12 儲かる農林業の推進」

[企画財政部]

堀光敦史企画財政部長、中山貴洋政策・財務局長、竹内康樹計画調整課長、
北聡子地域政策課長

[産業労働部]

近藤一幸産業支援課長、秋山純企業立地課長

[農林部]

強瀬道男農林部長、唐橋竜一農林部副部長、横塚正一農林部副部長、
吉永光宏食品安全局長、西村恵太農業政策課長、竹詰一農業ビジネス支援課長、
島崎二郎農産物安全課長、野澤裕子畜産安全課長、野口雄一郎農業支援課長、
長谷川征慶生産振興課長、佐野且哉森づくり課長、稲場康仁農村整備課長

[教育局]

鎌田勝之高校教育指導課長、松中直司保健体育課長

【議案に対する質疑（「針路10 豊かな自然と共生する社会の実現」）】

飯塚委員

- 1 施策4-1について、農地の違反転用対策に取り組むべきと考えるが、取り組む考えがあるか。
- 2 都市と農山村の連携による森づくりにおいて、市町村同士のマッチングは県が森林環境

譲与税を活用して取り組むということによいのか。

農業政策課長

- 1 農地の違反転用については農業の生産基盤が不法に損なわれるものである。周辺環境への影響や社会秩序の維持という観点からも、厳しく対応していくべきものと考えて取り組んでいく。その上で、今回の5か年計画案の中での構成上の整理であるが、違反転用対策も一義的には農業生産基盤である農地を確保する施策として捉えており、針路12の施策52「優良農地の確保」の主な取組の中で取り組んでいく。

森づくり課長

- 2 県としては都市部と山間部の自治体の連携が進むよう市町村間のマッチングを進めるため、本年8月に埼玉県山とまちをつなぐサポートセンターを設置し、今後は森林環境譲与税を活用しながら、同センターを通じて都市部と山間部の町村のマッチングに取り組んでいきたい。
- 3 森林環境譲与税については、法律で配分基準が森林面積50パーセント、人口30パーセント、林業就業者数20パーセントの割合と決められており、やむを得ない部分もあるが、サポートセンターをはじめ、都市部に配分されたものをできる限り森林整備につなげていくようにしていきたい。

飯塚委員

- 1 農地の違反転用について、しっかりとした条例や罰則を制定して対応していくという方向性は考えられるのか。
- 2 森林環境譲与税の公平性が分かるように配分してほしいが、その点についてどのように考えているのか。

農業政策課長

- 1 全国の自治体の中に、違反転用の防止につながるような条例を定めて取り組んでいる事例があることを承知している。そのような事例を勉強し県内のニーズをよく踏まえながら研究し、検討していく。

森づくり課長

- 2 森林環境譲与税については、法律で配分基準が森林面積50パーセント、人口30パーセント、林業就業者数20パーセントの割合と決められており、やむを得ない部分もあるが、サポートセンターをはじめ、都市部に配分されたものをできる限り森林整備につなげていくようにしていきたい。

宮崎委員

- 1 「施策41 みどりの保全と創出」の主な取組「豊かな緑を保全・創出する公園整備」における「公園整備」について、市町村が行う公園整備も支援するのか。
- 2 針路10の2040年を見据えた方向性で「民間事業者等と連携し、」とあるが、公園については、民間活力による賑わい創出のためパークPFIの活用は考えていないのか。
- 3 主な取組の「さいたま緑のトラスト運動の推進」について、主な計画規模はどのようなものなのか。また、5年間でどのようにしていくのか。
- 4 施策41の施策指標「身近な緑の創出面積」について、目標の根拠にトップクラスとあ

るが、首都圏に位置している本県とほかの都道府県を比較する意義は何か。

- 5 「身近な緑の創出面積」の年間50ヘクタールとしている目標値について、創出する一方で喪失する面積があるとすれば、年間どのくらいの面積が喪失しているのか。また、年間の整備量はこれで十分なのか。本来はもっと整備が必要なところ、予算の都合でこの数値にとどまっているのか。
- 6 施策44の施策内容に「都市住民との交流」という記載があるが、都市住民との表現は適切なのか。
- 7 施策内容に農山村の人口減少、高齢化について記載されているが、この主な取組を行うことで歯止めを掛けることができるのか。
- 8 活力ある農山村には後継者が重要だと思うが、主な取組に後継者育成も盛り込むべきではないのか。
- 9 耕作放棄地の解消に向けた取組はどのようになっているのか。
- 10 施策44の施策指標「農山村の多面的機能を発揮する共同活動の実施面積割合」で、実施面積割合が3割となっているが、本当に実施されているのか。高齢化により活動できる方がいないのではないのか。
- 11 施策44の施策指標は、実績を基に毎年2ポイントで12ポイントの伸びを目標としているが、これまでの実績に基づいて増加するものなのか。
- 12 施策45における災害廃棄物の処理等への体制強化についてどのような取組を考えているのか。処分場の確保等は含まれているのか。
- 13 一般廃棄物の1人1日当たりの最終処分量を減らしていくことを施策指標としているが、一般廃棄物の処理は市町村の事務ではないのか。県の5か年計画案に記載している意義はどのようなものなのか。

公園スタジアム課長

- 1 市町村の公園においても、みどりの保全や創出に資するものと認識している。このため、市町村から公園整備について相談があったときなどは技術的支援を行っている。
- 2 民間活力の導入については、主な取組の「豊かな緑を保全・創出する公園整備」の項目の中の整備手法の一つと考えている。パークPFIに限らず、民間活力の導入に向け、さまざまな可能性を探っていきたいと考えている。

みどり自然課長

- 3 トラスト保全地は14か所、約74ヘクタールあり、その維持管理に年間約3,200万円かかっている。トラスト基金の募金活動については、毎年企業等から約3,000万円弱の寄附をいただいている状況であるが、維持管理が大変厳しい状況であり、今後5年間はトラスト保全地を新規取得することは考えていない。今あるトラスト保全地をどのように保全していくかということに主眼を置き、力を入れていきたい。募金活動については、寄附を依頼する企業の見直しや、「緑のトラスト写真・動画コンクール」の実施などで、更に充実させていきたい。
- 4 創出面積は、県の緑化計画届出制度、市町村の制度及び県が独自に補助して創出した面積を合計したものだが、このうち県の届出制度が7割程度を占めている。本県では1,000平方メートル以上の敷地における新築等に緑化計画の届出を課している。同様の緑化計画の届出制度は、本県のほかに12都府県で行われているが、たいていは3,000平方メートル以上の敷地に義務付けており、1,000平方メートル以上を対象にしているのは、いずれも大都市圏の本県、東京都、大阪府、兵庫県及び京都府の5都府県のみである

ことから、トップクラスと言えると考える。このうち、創出目標を定めているのは京都府だけで、10年間で50ヘクタールを目標としているが、本県は1年間で50ヘクタールを目標にしており、この点からもトップクラスと言っていると考えている。

- 5 身近な緑の喪失に関してはデータがないため、施策指標は創出面積に限った数値としている。年間の整備量に関しては、これまで校庭の芝生化や民間施設の緑化などを進めてきたが、県自ら都市部に緑を創出するのはなかなか困難であり、毎年2ヘクタールから3ヘクタールの創出にとどまっている。このため、緑化計画届出制度を適正に運用して、年間50ヘクタールの創出を確保していきたいと考えている。

農業ビジネス支援課長

- 6 施策44で表現している都市住民とは、農山村地域との交流地域として都市部に居住している方ということで、都市住民と表現している。農林水産省の都市農業に関する調査や内閣府の農山漁村の世論調査でも都市住民という表現を使用している。
- 9 農業委員会が実施している利用状況調査及び利用意向調査の支援や、農地所有者への耕作放棄地解消の働き掛けを関係機関と連携して行っている。また、地域の農地利用の姿を明確にしていく人・農地プランの策定や見直しの支援とともに、農地中間管理事業を活用して、耕作放棄地の解消対策に取り組んでいる。

農業政策課長

- 7 農山村の人口減少や高齢化については、今回の5か年計画案の「時代の潮流」にも記載があるが、今後長く見通されている強い潮流であり、農山村もこの潮流の中にあると考える。そのような状況にあるからこそ、この潮流の影響をできるだけ小さくして、農村の活力を維持、向上するための施策が重要であると考え、施策44を整理している。施策44の主な取組については、農村の住環境の改善、産業振興、移住の促進などを通じて、人口減少、高齢化の度合いや影響を緩和する効果を発揮できるものであると考えている。

農業支援課長

- 8 施策44は、農林業、農山村における生活環境の充実や都市住民との交流など、地域政策の取組をまとめた施策である。後継者育成については、針路12の施策52「農業の担い手育成と生産基盤の強化」の中で取り組んでいく。

農村整備課長

- 10 市町村によって実施面積割合は10パーセント程度から90パーセント以上と差があるのが現状で、3割も実施していないと感じる地域もあると思う。活動状況については、実施状況報告などにより、令和2年度末で17,826ヘクタールの農地が適切に保全管理されていることを確認している。高齢化などにより活動参加者の確保に苦労している組織もあるが、何とか人を集め、活動していただいている。
- 11 過去の伸び率を基に目標値を設定しているが、条件が悪いところが残っており、共同活動を行う既存の組織がない、地域のリーダーや世話役となる方がいないなどの地域となっている。今後はこのような地域を推進していくことになるため、これまでと同等な伸びであっても相当な努力が必要であるが、この数値を目標値として推進していきたいと考えている。

資源循環推進課長

- 12 災害廃棄物の処理等への体制強化についての取組は、処理体制を構築するため災害廃棄物の撤去、収集、建物の解体撤去などの専門的な知識が必要となる。そのため、県は埼玉県環境産業振興協会等各種団体と協定を結び災害時に備えている。そのほか、市町村に対し災害廃棄物処理計画を策定するよう働き掛けており、現在未策定の3市町村に対して策定に向け支援するなどの取組を行っている。また、処分場や仮置場は市町村が確保するものであるが、県では市町村に対し様々な調査を行って、まだ確保していない市町村に対して市町村説明会等で働き掛けをしている。
- 13 一般廃棄物は市町村に処理責任がある。廃棄物処理法第4条には、県の役割は市町村の責務が十分に果たされるように技術的援助を与えるとある。また、国や市町村と共に廃棄物の排出抑制、適正処理を確保するため、国民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならないと規定されている。これに基づき県では、市町村同士で広域化を検討する際に助言したり、廃棄物処理施設を整備する際の交付金申請や合意形成について助言したりしている。災害廃棄物処理計画の策定について支援する取組も行っている。

宮崎委員

- 1 施策4-1における施策指標の目標値について、5都府県で比較をしてトップクラスと定義付けたと答弁があったが、比較対象を5都府県に絞ることに余り意義を感じられないが、どのように考えているのか。
- 2 耕作放棄地に関する具体的な取組について答弁をいただいたが、大変重要な課題だと思っているので、主な取組に盛り込むべきだと考えるがいかがか。

みどり自然課長

- 1 1,000平方メートル以上に緑化計画届出を義務付けているのは、身近な緑の創出が難しい大都市圏のみであり、その中でも年間50ヘクタール以上を創出する目標値は意義があるものと考えている。

農業ビジネス支援課長

- 2 耕作放棄地対策は「施策5-2 農業の担い手育成と生産基盤の強化」の主な取組にある。「優良農地の確保と農地中間管理事業の活用などによる担い手の農地利用集積・集約化の促進」で対応する。

藤井委員

- 1 施策4-2指標について、現行の5か年計画の水質に着目した施策指標からSAITAMAリバーサポーターズの個人サポーター数としたのはなぜか。
- 2 施策4-4における学校ファームは、農林部と教育局が連携して実施している事業だと思うが、なぜ教育局が担当部局の中に含まれていないのか。
- 3 施策4-7において石綿の対策が必要となってくるが、本県には最終処分場がない。今後、最終処分場の設置等について取り組む検討はしていくのか。
- 4 主な取組にディーゼル車運行規制の実施があるが、どのような取組をするのか。
- 5 PM_{2.5}の施策指標について、本県としてどのような取組をするのか。

水環境課長

- 1 河川の環境基準の達成率が90パーセントである状況が続いている。今回の5か年計画

案では、「恵み豊かな川との共生」を施策として掲げており、将来に向け良好な環境を残していく必要があるという視点で、施策指標の見直しを行った。水質の向上には合併処理浄化槽への転換や工場や事業場への規制といった事業に継続して取り組んでいく。

農業ビジネス支援課長

2 教育局とは学校ファームの取組状況の把握や学校からの要請に応じ営農指導の支援、資材や補助教材の提供などで連携して取り組んでいる。引き続き教育局と連携して取り組んでいく。

産業廃棄物指導課長

3 石綿などの産業廃棄物の処理は、民間の許可業者による広域処理となっている。本県には、石綿の中間処理施設や埋立地はないが、全国には必要な数の施設が運営されている。現状、県内で発生した廃石綿や石綿含有産業廃棄物は、このような広域処理体制の下で適正に処理されていくものと考えている。

大気環境課長

4 ディーゼル車の運行規制の取組は大きく二つあり、幹線道路でのビデオ調査と高速道路等での車両検査である。違反車両があった場合には、所有者に対し通知等を行うことにより改善を促している。

5 PM_{2.5}について、平成31年3月に開催された中央環境審議会大気・騒音振動部会微小粒子状物質等専門委員会によると、中国からの流入は削減されてきており、国内での発生の寄与が5割から7割の状況である。現在では更に国内での割合が上昇していると考えている。PM_{2.5}は個別の物質の名称ではなく小さい粒子の総称である。対策としては、このような粒子を大気中から減らすことであり、従来実施してきた工場及び事業場の規制を徹底する。また、家庭でもスプレー缶などから原因物質が放出されるため、家庭や個人へ周知することで汚染物質を削減するよう取り組んでいく。

藤井委員

1 施策42について、施策のアウトプットとしての水質を重視して施策指標とすべきではないのか。また、現行の5か年計画では全国水質ワースト5の河川という施策指標があった。水質の施策指標が河川で活動するSAITAMAリバーサポーターズのやる気にもつながるのではないのか。

2 学校ファームについて、答弁どおり教育局と連携しているというのであれば、教育局を担当部局に入れた方がいいのではないのか。例えば、学校内の花壇や鉢で簡便に済ませている学校が増えて、形骸化してきているのではないのかという指摘がある。今回の5か年計画案では「促進」と記載されているが、どのように促進していくのか。

3 施策47について、環境基本計画では、今後、多量の産業廃棄物が発生し不法投棄が懸念されるとある。処理施設は必要数あるとの答弁であったが、今後の見込みについてどのように考えているのか。

4 ディーゼル車の中には、クリーンディーゼルのように性能の良い自動車もあると思うが、現在の記載だとそれらの車両も規制の対象としているように思える。これについては問題ないのか。

5 PM_{2.5}について、本県の取組はどれだけ寄与しているのか。また、施策指標としてなじむのか。

水環境課長

- 1 水質の改善は重視すべき事項であることは認識している。県内河川の水質を公表しているが、県民に対してより分かりやすくするように努めていく。全国水質ワースト5河川は相対的な指標であり、水質改善が進んでワースト1位から6位以下は同様の水質となっているため、現在の施策指標がふさわしいと考えている。水質に関する施策指標は環境基本計画で適切に進行管理を行う。

農業ビジネス支援課長

- 2 農林部は、学校ファームでの農業体験活動の促進を働き掛ける立場であることから、担当部局を農林部としている。実施に当たっては、教育局と連携して進めていく。バケツで稲を育てる、花の苗を植えて花壇をつくる、土づくりからジャガイモの苗を植え付けて収穫までを行うなど、学校ごとに取組の差はある。取組を充実させるために教員向けの栽培動画を作成し、その動画を見ることでいつでも栽培支援ができるようにしている。優良事例の紹介などにより、取組の充実を図っていきたい。

産業廃棄物指導課長

- 3 国土交通省の推計によると、石綿を使用している民間建築物の解体工事はこの先増加し、令和10年頃がピークで約100,000棟になると試算している。県としては、建設リサイクル法の立入検査を実施していくとともに、研修会等を通じて、排出者に対して、石綿の適正処理に関する啓発に取り組んでいく。また、最終処分場の新設については、事業の収益性や地元調整の困難度を考慮して民間事業者が進めるもので、計画の中に、最終処分場を建設するといった記載をする考えはない。

大気環境課長

- 4 クリーンディーゼルなど環境性能の高い自動車は除かれている。規制の対象は平成10年代までに生産されたものである。クリーンディーゼルの環境性能が高いことは把握しているが、今後、クリーンディーゼルのみならず、化石燃料の使用を少なくしていくというのが世界的な流れである。自動車対策全体としてはガソリン車を含めて規制されていくものと考えている。
- 5 成分分析を行うことで工場や事業場に由来するものについては影響を把握している。PM_{2.5}は空気中で化学変化するので、それ以外の場所に由来するものの把握は難しいが、揮発性有機化合物、すなわちVOCと窒素化合物が原因物質であることや発生源が自動車や一般家庭であることが分かっている。自動車の性能は改善していることから、家庭からの汚染物質の使用を減らすよう働き掛けていくことを考えている。

藤井委員

- 1 学校ファームを充実させていくとのことだが、先進事例の紹介は以前から実施していることである。形骸化も加速されているようなので、「促進」と記載している以上は、しっかりと教育局に加わってもらい取組を行う必要がある。農林部は前向きだが、教育局はなかなかできないという話もあるので、担当部局に教育局を含めた方がいいのではないかと。
- 2 PM_{2.5}について、幾つか発生源の状況は分かっているが、どのように直結しているか分からないという答弁であったが、把握しているデータを代替の施策指標にすることはできなかったのか。

唐橋農林部副部長

- 1 今回の5か年計画案の中では教育局に働き掛ける立場で農林部を担当部局としているが、しっかりと働き掛けて強力に進めていくと考えている。

大気環境課長

- 2 PM_{2.5}は工場や自動車排ガスに由来する大気汚染物質の代表格であり、これを下げることが重要である。5か年計画という大きな計画の中では個別の物質ではなく、PM_{2.5}が有効な施策指標であると考えている。

権守委員

- 1 「施策4-1 みどりの保全と創出」の主な取組のうち「豊かな緑を保全・創出する公園整備」について、この公園整備は新設公園を対象としているのか。それとも、維持管理も対象としているのか。新設公園を対象としているのであれば、この5年間でどのくらい整備する予定なのか。また、公園整備を進めるのであれば施策指標に盛り込むべきではないのか。
- 2 森林環境譲与税の活用について新規事業でマッチングのサポートセンターを設立し、連携に向けた打合せや調整を行うとのことであるが、現状と5年間の見通しや目標についてどのようになっているのか。
- 3 主な取組「森林の病虫獣害防止対策の実施」について、カシノナガキクイムシの撲滅は可能なのか。
- 4 「森林の病虫獣害防止対策の実施」に関して、早期発見、早期対応について市町村等に対してどのように周知しているか。
- 5 カシノナガキクイムシによる被害のあったナラは活用しているのか。
- 6 施策指標である「身近な緑の創出面積」について、現行の5か年計画の目標値を令和2年度末で既に超えているが、今回の5か年計画案においても同じ目標値としているのはなぜか。

公園スタジアム課長

- 1 公園の新設も維持管理も両方含んでいる。新設については、緑の創出に資するものであり、維持管理は緑の保全に資するものである。今後の整備であるが、さきたま古墳公園で約8.9ヘクタール、権現堂公園で約10.7ヘクタールの開園を予定している。施策指標については、公園による数値だけでなく、全体の数値として身近な緑の創出面積があるため、現在の指標が適切であると考えている。

森づくり課長

- 2 本年8月にマッチングのサポートセンターを立ち上げ、アンケート調査を市町村に行ったところ、20市町がマッチングを望んでいた。山側市町村と都市部の市町が半々程度でマッチングを希望している。5年間の見通しや目標は特に定めていないが、少しでもマッチングが進むよう努める。
- 3 古くから発生しているため撲滅は難しい。
- 4 各市町村に通知を出し周知するほか、成虫が飛散する前に市町村職員を対象とした研修を行っている。
- 5 高齢で大径化したナラがナラ枯れ被害を受けやすいので、そのような大径木の広葉樹の活用を進めていくよう努める。

みどり自然課長

- 6 指標である創出面積のうち、大半を占める緑化計画届出制度による創出面積が平成29年度と令和2年度とでは約30パーセント以上減少している。現行の5か年計画の計画期間と同様の緑を今後も創出していくことは難しい状況だが、豊かな緑を都市部に創出するために緑化計画届出制度を適切に運用して、何とか令和2年度の実績の8割程度までは死守したいということで、今回の5か年計画案でも250ヘクタールを目標としている。

権守委員

- 1 埼玉県山とまちをつなぐサポートセンターについては目標を設定しないのか。
- 2 市町村へ譲与される森林環境譲与税の約7割が基金に積まれているが、マッチングも含めて森林整備にも活用してほしいが、どのように考えているのか。
- 3 施策指標の「身近な緑の創出面積」について、創出された緑はその後も残っているのか。

森づくり課長

- 1 目標はないが、都市部の森林環境譲与税を少しでも森林整備につなげていくことが趣旨であるため、少しでも多くマッチングができるように努めたい。
- 2 森林環境譲与税は令和元年から市町村に対して譲与されており、令和元年度に用途が積立となっているものが全体の71パーセント、令和2年度が69パーセントである。令和3年度の執行見込では63パーセントということで積立額は徐々に減っている。市町村が森林環境譲与税を活用できるよう、マッチングのサポートセンターの設置、市町村への呼び掛け及び毎年の研修などを行っており、そのような中で活用されるよう働き掛けたい。

みどり自然課長

- 3 平成28年度に完了報告のあった緑化計画届出制度により創出された緑の状況を、令和元年度に確認した。その結果、9割近くの緑が維持されていることが確認できた。令和2年度と3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で現地確認が難しかったため確認ができなかったが、来年度以降はしっかりと確認していきたいと考えている。

山根委員

- 1 施策42について、SAITAMAリバーサポーターズと川の国応援団の違いは何か。
- 2 施策指標のSAITAMAリバーサポーターズの個人サポーターの数をどのようにカウントするのか。
- 3 施策46において、カーボンニュートラルが脚光を浴びる中、エネルギーの利活用などは一般県民には難しい。県が正確な情報提供を行い、啓蒙することが重要であると考えますが、どのように取り組むのか。

水環境課長

- 1 SAITAMAリバーサポーターズは川の国応援団も含めて、企業と個人の参加にも拡大しようという取組である。応援団がなくなるわけではなく、サポーターズの一つの取組として残っている。
- 2 個人サポーターは企業や団体に属している人も含まれる。登録はLINEの友だち登録で簡単にできる。その他SNSの登録者を合わせて個人サポーター数としてカウントする。

温暖化対策課長

- 3 主な取組として「脱炭素社会の実現に向けたライフスタイルへの転換や環境学習の推進」を掲げている。この取組を推進することで家庭部門の温室効果ガス排出削減に取り組んでいく。

柿沼委員

- 1 「施策43 生物多様性の保全」の施策指標「生物多様性の認知度」の目標値75.0パーセントは、「言葉の意味を含め知っている」と「言葉は聞いたことがあるが、意味は知らない」と回答した県民の割合となっている。言葉の意味を知らないのに認知されていると考えているのか。これでは施策指標として意味がないのではないか。
- 2 現行の5か年計画では、施策指標に「森林ボランティア活動に参加する延べ人数」があったが、今回はなくなっている。この施策指標の達成評価がDだったが、今回はどのような取組で施策指標の達成ができると考えているのか。また、森林ボランティアの施策指標は必要だと思うが、成果の検証や今回削除した理由についてどのように考えているのか。

みどり自然課長

- 1 当該施策指標については、国家戦略の指標にもあり、国も「意味を知らないが言葉は聞いたことがある」を含めて認知度としている。国と比較するためにも県も同様の指標としている。

森づくり課長

- 2 この施策指標は、里山・平地林整備事業で整備した森林の管理に必要なボランティア活動として設定したもので、新型コロナウイルス感染症の影響を除けば、順調に推移していた。コロナ禍の関係で令和2年度は大きく落ち込んだところである。森林ボランティアの自発的な活動が定着したことから、一定の役割を果たしたと考えている。また、森林環境譲与税の市町村への配分に伴い、同事業の役割が徐々に市町村へ移行することから、事業と連動した施策指標を継続することが難しいということで廃止した。

柿沼委員

- 1 国と同じ指標とのことだが、県としてそれでいいと考えているのか。言葉の意味をしっかりと理解してもらう必要があるのではないのか。
- 2 森林ボランティアについて、達成評価がDになっている。コロナ禍の影響があるのは分かる。もう1年継続してその成果を検証した結果、一定の役割を果たしたというのなら理解できる。そのことについてどのように考えているのか。

みどり自然課長

- 1 生物多様性は非常に難しい概念なので、まず言葉を認知し、生物多様性が大切だということを知ってもらうことが一つのステップとなると考え、この施策指標とした。

森づくり課長

- 2 平成29年度から令和元年度までは、100パーセントを超えるような達成率があった。令和2年度からはコロナ禍で外に出ることを控え、ボランティア活動そのものができなかったことから、落ち込んでしまったのはやむを得ないと考えている。ただ、このボランティア活動については重要だと考えているので、森林ボランティア活動の育成の支援等を引

き続き行っていきたい。

平松委員

- 1 施策42における施策指標に「民間事業者などによる河川空間の利活用件数」があり、主な取組に「自然や生物、景観に配慮した河川整備」がある。一方、施策43では生物多様性をいかに保全していくかが非常に重要な観点であり、民間事業者などによる河川空間の利活用が生態系を破壊してしまう懸念もあるのではないかと思う。生態系の保護、生物多様性の保全と、河川空間の活用をどのようにしてバランスをとるのか。
- 2 施策47におけるディーゼル車運行規制について、この標記ではディーゼル車全般が規制の対象と見える。誤解を与えるので、記載方法を改める必要があるのではないのか。

河川環境課長

- 1 河川の利活用については、治水上の影響のない範囲で利用したい民間事業者の意見を聞きながら、河川を利用するための護岸整備や水際の広場などの整備を行い、継続的に河川の利活用が推進されて賑わいのある河川空間を創出するものである。この取組を行うことで、民間事業者が生み出した利益の一部をごみ拾い活動や地域の活性化に使い、水辺をつくりながらきれいな環境が継続されるという良い循環をつくっていきたいという狙いがある。また「自然や生物、景観に配慮した河川整備」は河川整備を進める上での基本的な考え方で、川が持つ自然や生物が持っている力を残しながら河川整備を行うものである。河川の利活用は河川空間の限られた一部であり、この部分を自然や生物に配慮しつつ、引き続き人間が利用させてもらうということを考えている。

大気環境課長

- 2 ディーゼル車運行規制については、首都圏一都三県で平成15年から20年近く実施しており、広く認知されていると考えている。

平松委員

県民の方々が全て認知しているというのは県の判断である。記載方法を工夫することはできるのではないのか。

大気環境課長

ディーゼル車運行規制に乗用車は対象になっていない。そこは広く認知されていると考えている。

白根委員

施策46における次世代自動車の普及について、ほかの都道府県では国と併せて補助事業を実施している。本県では電動車導入への補助金を実施していくのか。

大気環境課長

補助金が電動車購入のきっかけになることは確かである。しかし、電気自動車や燃料電池自動車の車種が少なく、消費者側の選択肢がほとんどない。現在、各メーカーが電動車開発に取り組んでいるため、その間は電動車の魅力を伝える啓発活動に努めていきたい。

白根委員

- 1 県として電動車の普及促進をしなければならないのではないか。県の認識はどのようなものか。
- 2 県では温暖化対策に関して融資を行っていると思うが、その内容はどのようになっているのか。

大気環境課長

- 1 電動車への転換は世界的な潮流であるため、行政としても取り組んでいかなければならないと考えている。選択肢がない現状では電動車の魅力を伝えていきたい。

温暖化対策課長

- 2 埼玉県環境みらい融資資金を実施しており、基準金利年1.5パーセント、融資利率年0.3パーセントの差である年1.2パーセントを利子補給している。令和2年度は79万円を執行している。

橋詰委員

- 1 施策42における施策内容で、最初にグリーンインフラという言葉がある。このグリーンインフラについては、二酸化炭素削減や防災・減災など複合的に進めて行く観点から非常に重要ということで、最初に記載されていると思う。グリーンインフラを進めるに当たって、様々な施策や取組等があるが、国のプラットフォームとの連携をどのようにしているのか。
- 2 主な取組「浄化槽台帳を活用した適正な維持管理の促進」について、浄化槽台帳のデジタル化については非常に重要と考える。今後の取組はどのようになっているのか。
- 3 施策指標「SAITAMAリバーサポーターズの個人サポーター数」の目標値である24,000人というのは、団体や企業等に属する個人も加えるが、参加した方も登録することで人数がカウントしやすいから選定したということによいのか。

河川環境課長

- 1 グリーンインフラ官民連携プラットフォームは令和2年3月19日に設立され、官民が連携したグリーンインフラに関する取組を推進するというものである。グリーンインフラの考え方を取り入れて実施していくものも多いので、内容を確認して活用できるものについては積極的に取り入れながら推進していきたいと考えている。

水環境課長

- 2 浄化槽の数は多く、台帳で適切に管理する必要がある。県では現在、保守点検業者や清掃業者の維持管理情報を収集するシステムを構築中であり、既存の浄化槽台帳と連携し、適切な維持管理につなげていく。
- 3 SAITAMAリバーサポーターズは、県民の方に幅広く取組に参加してもらいたいというのが基本にあり、個人に情報を発信し、その個人が企業や団体の活動に参加することで、川の国応援団の活動も活発化し、企業のメリットにもなるという趣旨で個人サポーター数を施策指標として設定している。

橋詰委員

- 1 グリーンインフラ官民連携プラットフォームについて、情報は把握しているとのことで

あるが、会員になるという考えはないのか。県内で会員となっているのが、さいたま市、朝霞市及び和光市と聞いているが、県単位で加入していくことが推進につながると考えるのがいかがか。

- 2 川の国応援団の中には休止しているところもある。既存の川の国応援団にはどのように対応するのか。

河川環境課長

- 1 グリーンインフラについては、河川だけでなく公的施設の中で捉えるという考え方である。プラットフォームに入ることによる有用性がどの程度なのかを踏まえながら考えていくこととなる。

水環境課長

- 2 川の国応援団には熱心に活動いただいているが、コロナ禍で活動が制限されていると聞いている。川の国応援団の活動に対して、資材等の支援は継続している。また、SAITAMA リバーサポーターズのポータルサイトも立ち上げており、SNSも含めて、川の国応援団の活動を情報発信し、多くの方に活動に関心を持ってもらい、川の国応援団になっていただける方を増やして活性化していく。

井上委員

- 1 「施策4-1 緑の保全と創出」に街路樹に関する記載がない。街路樹は非常に身近な緑だと思うが、ここに記載がない経緯はどのようになっているのか。
- 2 「施策4-3 生物多様性の保全」について、生物多様性の考えを浸透させるためには子供の頃からの教育が大事だと思うが、子供に対するアプローチをどのように考えているか。また、教育局との連携はどのようになっているのか。

道路環境課長

- 1 街路樹については、景観向上、木陰の形成、防災など多くの機能を有している。このような機能を維持するために、「施策3-3 地域の魅力創造発信と観光振興」の主な取組「魅力ある街並みの創出する道路の整備」の中で適切な維持管理を行っていく。

みどり自然課長

- 2 県の自然ふれあい施設で、生物多様性に関する講座やイベントを実施し、その意義などを周知しており、子供や親子連れの参加もある。また、今年度、小学校高学年向けに「みどりと生き物の学習コンテンツ」を作成している。作成に当たっては教育局と緊密に連携しており、完成後は授業でも活用してもらう予定である。

井上委員

県政世論調査は18歳以上が対象であり、子供たちの認知度を調べることができないことを踏まえて、しっかりと生物多様性の大切さとその意味を伝えてほしいのがいかがか。

みどり自然課長

将来を担う子供たちに生物多様性の大切さとその意味を理解してもらえよう、しっかりと取り組んでいく。

秋山委員

- 1 施策4-1の主な取組「見沼田圃の保全・活用・創造」について、見沼田圃内の田んぼは全体の何パーセントなのか。
- 2 今回の5か年計画において、見沼田圃をどのように保全し、活用していくのか。
- 3 耕作者に対しては、今後どのような支援を考えているのか。
- 4 施策4-3における動物愛護について、殺処分削減のためにはペットショップなど動物販売業者の規制が必要と考えるが、どのように検討しているのか。
- 5 殺処分を減らすために新たな施策を講じているのか。
- 6 動物愛護団体への支援状況や県として努力していることは何か。
- 7 施策4-5の主な取組に「産業廃棄物排出事業者・処理業者への指導強化」があるが、悪質業者が後を絶たない中、指導強化については新たにどのように強化していくのか。また、実際の課題を5か年計画の中でどのように解決していくのか。
- 8 施策4-6の主な取組「太陽光やバイオマス、地中熱などの再生可能エネルギーの普及拡大」について、地産地消を進めていくという内容だと理解しているが、地産地消や地域産業への支援をどのように考えているのか。
- 9 ソーラーシェアリングは、今回の5か年計画案に入っているのか。

土地水政策課長

- 1 6パーセントである。
- 2 保全としては、引き続き土地利用規制や公有地化を行っていく。活用としては、田んぼだけでなく畑も含めた全体を農地として捉え、NPO団体に管理していただいている中で、農業体験を行っていく。
- 3 冠水しやすい見沼田圃の特性に合わせた新しい農産物の栽培につなげる取組を行っているので、今後もしっかりと実施していく。

生活衛生課長

- 4 法改正により動物取扱業者の規制が強化され、数値規制など新たな基準も設けられた。この基準は、既存業者については来年6月から適用されることになるため、経過措置期間内に確実に対応されるよう、保健所が各施設を巡回するなどして、基準の周知に努めている。
- 5 殺処分削減に向けて、引取の抑制、返還の推進、譲渡の推進という三つの取組を推進するとともに、野良猫の不妊や去勢手術に係る補助事業を展開し、野良猫の繁殖抑制対策事業の推進を図っていく。
- 6 譲渡活動を行うボランティア団体を支援するため、県庁や県動物指導センターで譲渡会を開催して会場を提供するほか、商業施設の一角で譲渡会を開催してもらえるよう企業とのコーディネートなどに努めている。また、不妊や去勢などの活動費用を補助することで支援している。

産業廃棄物指導課長

- 7 産業廃棄物行政の最重要のベースとなるもので、次期5か年計画期間においても、状況変化に応じたカスタマイズを行いながら、引き続き、しっかりと進めていく。排出事業者や処理業者への定期的な立入検査や改善指導の実施、不適正処理業者への行政指導や行政処分の実施は、これまでと同様に緩めることなく厳格に対応していく。産業廃棄物の不適正処理現場は、かつての暴力団関係者が山中や鋼板塀の囲いの中で不法投棄や野焼きなど

の違法行為をするといった分かりやすいものは姿を消し、有価物の保管と称して行政や住民を欺きながら、徐々に質の悪いもの、更には明らかな廃棄物を持ち込むような事例が目立つようになってきた。新手の悪質な行為者は、県境をまたいで違法行為を繰り返し、また、悪い意味で行政慣れしており、行政の指導をはぐらかしながら行為を続ける。外国人が関わっているケースも増加している。そこで、事案対応能力の向上を目的とした職員研修などで立入検査や監視の質を上げ、また、他県との連携を強化して、このようなケースの対応を強化していく。本県では既にドローンの活用は実施してきているところだが、更なるデジタル化の推進も指導強化手段の選択肢となる。

参事兼エネルギー環境課長

8 分散型エネルギーとは地域で作るエネルギーであり、その利用はもちろん、産業の活性化などにもつながる取組になることが望ましいと考える。昨今では2050年カーボンニュートラルの実現に向け、中小企業にもサプライチェーンの中において事業で使用するエネルギーを再生可能エネルギーにするよう要請されている例がある。県としてはそのような要請に対し、県で作られた再生可能エネルギーが活用されるよう進めている。また、太陽光発電については、なるべくパネルの設置や調達から県内事業者が関わり、利用も含めて経済循環に貢献する仕組みになるよう努めることが大事だと思っている。せっかく地域でエネルギーが作られているので、平時の利用はもちろん、災害時の地域電力の確保という視点でも推進していきたい。

農業政策課長

9 営農型太陽光発電は本計画に含まれていると考えている。営農型太陽光発電は、再生エネルギーの普及拡大に資するとともに、発電設備の下で適切に営農を行う中で、農地の有効利用や農業者の所得向上も図られる取組と考えており、平成26年から始まり、令和2年度末時点で123件となっている。今後も関心を持つ方が広がる可能性があると考えており、営農型太陽光発電の取組が良い効果を生み出すよう、情報の周知などに取り組んでいく。今回の5か年計画案においては、施策46の太陽光発電など再生可能エネルギーの普及拡大とともに、針路12の農業振興施策にも織り込まれるものと考えている。

秋山委員

「産業廃棄物排出事業者・処理業者への指導強化」について、他県との連携は具体的にどのようなものなのか。また、今後はどのような強化が図られるのか。

産業廃棄物指導課長

現在、広域協議会である「産廃スクラム」において、東北や関東甲信越の都県及び政令市と連携して、高速道路での車両検査や情報交換の会議を行っている。引き続きこれを強化して対応していきたい。

逢澤委員

- 1 施策42において、県は流域下水道の推進を行っているが、施策では市町村が主体となって行う公共下水道について記載されているのはなぜか。
- 2 県生活排水処理施設整備構想では農業集落排水施設の整備予定はないが、なぜ主な取組に農業集落排水施設の整備と記載してあるのか。
- 3 農業集落排水施設について、市町村の維持管理費用が増大しているが、それに対してど

のように支援していくのか。

- 4 浄化槽台帳について、県で管理している自治体と、市で管理している自治体が半々と聞いた。県と市はクラウドで台帳がつながっているとのことであるが、そのメリットは何か。
- 5 主な取組に「自然や生物、景観に配慮した河川整備」があるが、実際は浮遊ごみの解消に至らず、景観に配慮されていないという現実がある。県管理河川について、抜本的対策をどのように考えているのか。
- 6 施策43における主な取組「動物の愛護と適正飼養の推進」について、施策1にもあるが、災害時のペット同行避難の認知度を指標化すべきではないのか。

参事兼下水道事業課長

- 1 「恵み豊かな川との共生」の実現には河川水質の保全が必要であり、下水道事業としては下水道の普及率を高めることが必要であり、そのためには公共下水道の整備促進が必要である。県としては、公共下水道の整備について、技術的助言など支援を行うことで事業を推進しており、流域下水道だけで施策が実現できるものではなく、このような記述をさせていただいた。

農村整備課長

- 2 県生活排水処理施設整備構想で農業集落排水を計画した地区は全て整備済みであり、今後新規に整備する地区の予定はない。新設は予定していないが、老朽化により更新時期を迎える施設が増えてきており、保全対策、改築更新、施設の統廃合などを計画的に実施する必要があると認識している。農業集落排水により、家庭雑排水の農業用水路への流入が減少し、農村の豊かな生活環境が保全されていることから、この施設の機能を今後も維持保全していくことは重要であり、今回の5か年計画案に位置付けたものである。
- 3 維持管理コストを抑えるため、地区の統廃合や下水道への接続などの検討を支援していく。

水環境課長

- 4 クラウド型の浄化槽台帳は、全国浄化槽団体連合会が提供しているシステムで、県と市で同じシステムを利用していれば、同じ情報を共有でき、現在作成を進めている維持管理情報の収集システムのデータのやり取りも簡単にできるメリットがある。

河川環境課長

- 5 ペットボトルなどのごみが浮遊して河川の景観を損ねていることに関しては、河川管理者としても大変苦慮している問題と思っている。河川はオープンスペースで、なかなか強制的にごみを捨てられないようにすることが難しい空間である。河川管理者としては、地域と連携しながら河川にごみが捨てられないように看板を設置したり、地元の川の愛護団体の方々と協力しながら河川の清掃活動などを行ったりしているところである。景観に配慮した河川整備として、ごみ問題についても地元自治体や地域住民と連携して川にごみを捨てられないような河川愛護の機運醸成を図って良好な河川整備空間の創出に努めたいと考えている。

生活衛生課長

- 6 取組の成果を把握するには、今回の5か年計画案の施策指標が最もふさわしいと考える。なお、下位計画である「動物愛護管理推進計画」の中で、同行避難に関する飼い主等への啓

発事業を進めることとしているため、本事業の進行管理の中で、提案いただいた指標についても、活用を検討したい。

逢澤委員

- 1 公共下水道の普及が必要というのは理解できるが、県が主体的に行う流域下水道の観点が必要だと考える。下水道局は、経営戦略やストックマネジメント計画などがあり、流域下水道の安定的かつ持続的な経営に取り組む姿を記載するべきではないのか。
- 2 農業集落排水施設について、答弁には維持保全という表現があったが、新設整備がないのであれば、主な取組の表現は整備ではない方がよいのではないのか。
- 3 浄化槽台帳について、クラウド型台帳の利用は県と6市町と聞いているが、利用していない市町村に利用を誘導していく考えはあるのか。
- 4 景観に配慮した河川整備について、啓発も大事であるが、抜本的な対策になっていない。しっかりと対策を講じてもらわないと、いつも川が汚い状態になってしまうので抜本的な対策を全県下で講じていただきたいと思うがいかがか。

参事兼下水道事業課長

- 1 施策が「恵み豊かな川との共生」であり、未処理で放流される汚水を減らすという観点から、公共下水道の普及拡大という施策を挙げている。流域下水道をしっかりと経営していくことは当然で、ストックマネジメント計画を推進し、持続的な経営を努めていきたい。

農村整備課長

- 2 老朽化が進んだ施設については、更新整備や改築など、ハード的な整備が必要となることなどから、整備という表現にしている。

水環境課長

- 3 市町で独自のシステムを開発しているところもあるので、それ以外の市町村には利用を促していきたい。

河川環境課長

- 4 河川管理者として非常に悩ましい問題であると思っている。河川の場合は上流の方が捨てた物が下流に来て、下流の人が悪いのではないが下流が困るという状態があり、また本県の場合、潮の影響もあって下流から上流に流れる場合もある。そのような意味で、加害者と困る人が一緒ではないという意味で悩ましい問題であることを我々も認識している。ただ、河川管理者として、それを前提に何かを講じるというのは望ましいことではないと考えている。基本的にはごみを捨てないように地域の方と連携し、また、ごみがあるところについては地元の川の愛護団体の方々とごみ拾いなどに取り組んでいる。場所によっては、ごみの回収など実施している。様々な取組を行う中で河川の景観が良好に保てるように努めていきたいと考えている。

美田委員

- 1 「施策4-3 生物多様性の保全」の主な取組の「侵略的外来生物の計画的防除」について、特定外来生物の計画的防除としなかったのはなぜか。また、基本的には市町村が実施しているものと思われるが、県の役割は何か。
- 2 施策指標の「生物多様性の認知度」について、ほかの施策指標を検討しなかったのか。

- 3 犬猫殺処分ゼロを達成している東京都などでは、動物愛護管理推進計画に幼少期での動物愛護教育施策を明記している。生物多様性の保全と同様に、長いスパンで教え込んでいくと効果があると思うが、今回の5か年計画案の動物愛護施策において、教育をどのように考えたのか。

みどり自然課長

- 1 県では特定外来生物のアライグマやクビアカツヤカミキリの防除を行っているが、希少動植物を保護するため、保全団体と協力した侵略的外来生物の防除も実施している。例えば、ムサシトミヨの保全のため、侵略的外来生物であるアメリカザリガニの駆除などを地元保全団体と連携して実施しており、取組としては、広い概念である侵略的外来生物の計画的防除とした。また、県の役割であるが、例えば、アライグマは県が防除計画を策定した上で市町村への財政的支援を講じている。また、クビアカツヤカミキリについても技術的支援や財政的支援を行っている。
- 2 認知度については、生物多様性は非常に難しい概念なので、まず言葉を認知し、生物多様性が大切だということを知ってもらうことが大事なことと考えて施策指標とした。具体的な施策指標も検討したが、生物多様性は多種多様な取組があり、様々な取組のアウトカム指標として認知度を選定した。

生活安全課長

- 3 これまでも県動物指導センターにおいて、ふれあい教室や小学校等での出張講話などを通じて、命の大切さについて学ぶ機会を設けてきたところである。今後、5か年計画を進める中で、教育現場との連携をしっかりと図り、教育世代へ命の大切さを伝える取組を継続的に行っていきたい。

美田委員

- 1 動物愛護施策については、担当部局の中に教育局も含めるべきだと思うがいかがか。
- 2 特定外来生物について、まずは特定外来生物を中心として防除の計画を策定した方がいいのではないかと。また、アメリカザリガニの駆除もしているのか。

生活衛生課長

- 1 動物愛護施策に関しては、裾野が広く様々なフィールドにおいて接点があるため、特に関係性の高い部局が記載されている。教育局に関しては記載していないが、事業の実施段階でしっかりと連携を図りながら取り組んでいきたい。

みどり自然課長

- 2 確かに県が中心となって実施しているのは特定外来生物であるが、希少動植物を保護するためには、例えば、ムサシトミヨの保全のために侵略的外来生物であるアメリカザリガニの駆除などにも対応しており、広い概念である侵略的外来生物の計画的防除とした。

武内委員

先ほどの質疑において学校との連携の話が出ているが、担当部局の基本的な考え方はどのようなものなのか。

計画調整課長

担当部局は主な取組に掲げる事業を所管する部局としている。なお、計画に基づき事業を進める段階では主な取組を担当している部局以外にも関係している部局があり、施策実現に向けて各部局が連携して取り組んでいく。

武内委員

予算との関係はどのようになっているのか。

計画調整課長

主な取組に掲げている部局では、予算として事業が行われている。

武内委員

担当部局は予算事業を所管しているということによいか。

計画調整課長

予算事業を所管している部局もあるが、予算がなく人で対応している部局もある。

武内委員

- 1 施策45の主な取組「プラスチックを資源とした循環的利用の推進」について、リサイクルにはマテリアルリサイクルやケミカルリサイクル、サーマルリサイクルという概念があるが、これら全ての概念を含めた循環ということなのか。また、マイクロプラスチック対策について、主な取組には記載がないが、どのように考えているのか。
- 2 主な取組「建設廃棄物や建設・浄水発生土などの再資源化推進のための各種リサイクル法等の的確な運用」のうち、各種リサイクル法等の運用と不法投棄の関係で、市街化調整区域に法の規制外である鉄くずなどのヤードが設置され、騒音や粉塵が生じているものがある。ここでは、法の規制に係るものの取組について記載されているが、法の規制外であるが害があるものへの取組はどのようになっているのか。
- 3 産業廃棄物処理業界のイメージアップについて、現行の5か年計画では、環境産業へのステージアップとなっているが、ステージアップが達成したのでイメージアップと人材確保としたのか。
- 4 太陽光パネルについて、太陽光パネルが大量に廃棄されることは明らかだが、処分あるいは資源化に係る研究開発の取組についてどのように考えているのか。

資源循環推進課長

- 1 サーマルリサイクルについては、循環的利用を否定するものではなく、経済的、技術的にリサイクルが難しいものについては、サーマルリサイクルに回すものもあるかと考えている。今回の5か年計画案で挙げた取組については、現在サーマルリサイクルに回しているものであっても、例えば、きれいなプラスチックは再利用や再生利用に回せるものもあることから、適切に回収してそのような循環利用を進めていくとしている。マイクロプラスチック対策については、主な取組の「ごみを減らすライフスタイルの普及」に位置付け、この中で、例えば、県政出前講座などでマイクロプラスチック対策についても普及啓発を行っていくものである。

産業廃棄物指導課長

- 2 「建設廃棄物や建設・浄水発生土などの再資源化推進のための各種リサイクル法等の的確な運用」と「産業廃棄物排出事業者・処理業者への指導強化・適切な行政処分、処理施設の適正な維持管理の促進」の中で対応していく。有価物と称しても法違反の可能性がある。騒音や粉じんなどの問題については、関係機関と連携して、各種リサイクル法の規制がかからない個別の事案に対しても対応していく。鉄くずなどの金属スクラップは有償取引されているのが一般的で、廃棄物処理法における廃棄物として規制は受けない。また、建設廃棄物の保管場所については、300平方メートル未満は届出の義務はない。このような現場を全て把握することは困難であるが、「不法投棄110番」、市町村からの通報及び監視パトロールなどによって把握できるよう努めていきたい。また、苦情があった場合には現地調査を行うこととしている。
- 3 環境産業へステージアップすることが現行の5か年計画の目標であるが、幾つかのリーディング企業が達成し始めている。一方で、産業廃棄物処理業界全体では、社会に必要な産業であるが、きつい、汚い、危険、怖いといった悪いイメージが払しょくできていない。また、中小企業が多く経営基盤が脆弱であり、従業員の離職率が高い。事業者の自助努力だけでは、業界のイメージアップを図ることは困難であり、県として適切な支援をしていきたいと考え、取組の表現を見直してより具体化した。悪いイメージが薄れて、多くの優秀な人材が業界各社に集まり、定着して活躍していくようになると、業界全体もステップアップしていくと考える。
- 4 太陽光パネルは、2030年代後半に廃棄のピークが来るといわれている。県としても、太陽光パネルのリサイクル体制の構築は重要と考えており、「各種リサイクル法等の的確な運用」、「業者への指導強化」及び「施設の適正な維持管理の促進」で対応したい。試験研究については、下位計画の「第9次埼玉県廃棄物処理基本計画」において、太陽光パネルのリユースやリサイクルの体制を確立するため「埼玉県太陽電池モジュールリサイクル協議会」を設置し、官民連携や国とも連携した効率的な回収ルート構築や高度なリサイクル施設の整備支援、使用可能なリユース品やガラス等の再生品の需要創出に取り組むと目標を掲げている。

武内委員

- 1 マイクロプラスチックは河川に流出してしまうが、どのような対策を講じるのか。
- 2 先ほどのヤードへの指導に係る質疑の答弁について、ヤードの把握はできないとのことであったが、市町村と情報共有するなど把握する努力はできないのか。
- 3 先ほどの太陽光パネルに係る答弁について、下位計画にはその取組が盛り込まれているとのことであったが、大きな問題であるので、5か年計画にも記載するべきではないのか。
- 4 先ほど議論していた施策43の担当部局に教育局が入るということでいいのか。

水環境課長

- 1 5か年計画の中では、「ごみを減らすライフスタイルの普及」や「プラスチックを資源とした循環的利用の推進」の取組の中で、そもそもプラスチックの排出を抑制していくこととしているが、プラスチックはポイ捨てや収集場所からの飛散などにより流出することもある。したがって、抜本的に環境中に入るのを全て止めるのは難しいが、川の国応援団やSAITAMAリバーサポーターズの取組を通じて、川や海への排出を抑制していく。また、マイクロプラスチックは川を通じて海に流れていくことについて啓発活動も継続して

いく。

産業廃棄物指導課長

- 2 ヤードについては、「不法投棄110番」の設置、市町村との連携、監視パトロール、委託パトロール、通報協定により把握に努めていく。
- 3 太陽光パネルのリサイクルについては、国のガイドラインもあるので、これを踏まえて進めていく。5か年計画では、主な取組の「各種リサイクル法等の的確な運用」においてしっかりと対応していく。

計画調整課長

- 4 主な取組に関連する事業の所管部局を担当部局として記載している。教育局はその観点では含まれない。誤解を生じさせやすい表現であることをお詫びする。

須賀委員

施策46における主な取組「EV・PHV・FCVなど電動車の普及促進」にFCVが入っているが、世界的な潮流としては、EVシフトが進んでいる。水素ステーションの設置も進まない状況である。FCVについて、県としてどのように取り組む意図をもって記載したのか。

参事兼エネルギー環境課長

FCVは燃料電池で発電した電気で走るもので、EVと同様、環境負荷が小さく、また、航続距離がガソリン車と同様に長いというメリットがある。2050年カーボンニュートラルという高い目標があり、世界のEVシフトの中、FCVもその中に含まれているということで記載した。水素ステーションは高いコストがかかること、また、水素そのものにかかり補助金が入っており、効率上とても難しいという認識はある。FCVについては議会から附帯決議を受け、大幅に修正した上で予算執行を認めていただいた経緯があり、水素技術の進展を見極めながら慎重に進めていく。

【議案に対する質疑（「針路11 稼げる力の向上」）】

逢澤委員

- 1 施策48における主な取組に「SKIPシティを活用した映像関連産業の振興」とある。NHKが首都直下地震を想定して補完機能を含めた機能移転をすると聞いているが、詳細はどのようになっているのか。
- 2 施策48の施策内容の「豊かな田園環境と調和した産業基盤の整備」は田園都市産業ゾーンのことだと思うが、具体的にどのようなことを指しているのか。
- 3 スタートアップ企業の支援や大学との連携など行う中核支援拠点を整備する考えはなかったのか。
- 4 主な取組に「企業誘致の推進」とあるが、施策指標には「企業立地件数」とあり、どのように使い分けているのか。
- 5 施策指標「企業（製造業）が生み出す付加価値額」について、目標値が現状値と同じ4.8兆円であるが、もっと高い方がいいのではないのか。

商業・サービス産業支援課長

- 1 NHKからそのような話は今のところ聞いていない。

田園都市づくり課長

- 2 県では平成18年に「田園都市産業ゾーン基本方針」を定め、圏央道の交通優位性を生かした企業立地を進めてきた。今回の5か年計画案においても、引き続きこれまでの取組をしっかりと進めていくということで「豊かな田園環境と調和した産業基盤の整備」とさせていただいた。

次世代産業幹

- 3 農業大学校跡地に隣接した地域を整備するため、本年7月に基本構想を定め、その中で社会課題の解決に資するロボット開発を支援する拠点施設を整備することとしている。その中で、ロボット開発に関するスタートアップ企業への支援や大学との連携ということについても対応していくと考えている。

企業立地課長

- 4 新たに一定の面積要件を満たした工場等が立地した場合、「企業立地件数」としてカウントしており、工場等が建つという事実を指している。「企業誘致」とは、企業に立地してもらうために県が行う様々な支援やPR活動のことを指している。

産業労働政策課長

- 5 「企業（製造業）が生み出す付加価値額」については、11月17日の本委員会で井上委員の質疑に対して計画調整課長が答弁しているが、コロナ禍での影響、今後の新型コロナウイルス感染症の影響、社会経済動向に影響を受けやすく、過去の伸び率等で目標値を定めることがなかなか難しいということで、県民にとって最も分かりやすいコロナ禍前の水準である4.8兆円を目標値として設定させていただいた。

逢澤委員

- 1 田園環境と調和した田園都市産業ゾーンについては、これまでの取組を推進していくとのことだが、主な取組に「圏央道以北地域などへの企業誘致の推進」とある。田園都市産業ゾーンの考え方に圏央道以北地域は含まれているのか。
- 2 具体的にスタートアップ企業の支援や大学との連携など行う中核支援拠点の整備を記載してはどうか。
- 3 「新規の企業立地件数」の250件に県内移転は含むのか。
- 4 「企業（製造業）が生み出す付加価値額」は社会経済動向の影響を受けやすいとのことだが、そのようなことも踏まえた上で、5か年計画で様々な施策を展開して成長をしていくというものであるから、付加価値額の目標値が現状値と同じというのはいかがなものか。

田園都市づくり課長

- 1 平成18年の方針開始時は、圏央道の沿線のみを対象としていた。その後、圏央道以北地域への産業誘導方針を定め、現行の5か年計画では圏央道以北地域も田園都市産業ゾーンに含まれている。なお、県南地域については、その他地域として扱っており、今回の5か年計画案においても、県が支援する市町村の産業基盤づくりは全県を対象としている。

次世代産業幹

- 2 「農業大学校跡地などを活用した」の「など」で位置付けており、実際の事業を進める中

で対応していきたいと考えている。

企業立地課長

3 県内移転についても、面積要件等を満たしたものは立地件数に含めている。

産業労働政策課長

4 付加価値額は、経済産業省の工業統計調査から出している数字であり、最新値は令和元年の4兆7,561億円である。県内の鉱業あるいは製造業における生産の動きを指数化したものとして、別に鉱工業生産指数がある。こちらは令和2年の指数を公表しており、対前年比12.6パーセント減少している。あくまで試算であるが、この比率を使って、来年の夏に公表予定の令和2年の付加価値額を試算すると、4兆1,568億円、すなわち約4.2兆円となる。これがスタートなので、4.8兆円はかなりの努力が必要な数字であり、かなり高い数字であるという認識を持っている。

逢澤委員

新たな産業を誘致することを目的としているので、県内移転を企業立地件数に入れるのは意味ないのではないか。250件の企業立地件数のうち、県内移転は何件を想定しているのか。

企業立地課長

企業誘致の目的としては県内経済の活性化や税収の確保、雇用の確保があり、一定規模の拡張を伴う県内移転については、新規投資と同等の効果があると考えている。250件のうち県内移転はおおむね3割程度である。

宮崎委員

- 1 施策内容50について、「他業種に比べて労働生産性が低い商業・サービス産業」の表現方法に問題はないのか。「商業・サービス産業分野においては、他業種に比べて労働生産性の向上が課題となっている」などの表現に変えた方がいいのではないか。
- 2 「商業・サービス産業のデジタルトランスフォーメーションを後押しします。」という記載があるが、何をもちって後押しと考えているのか。

商業・サービス産業支援課長

- 1 施策内容については、「他業種に比べてデジタル化が喫緊の課題」と表現を使っている。一般的には、サービス産業の労働生産性については、製造業や建設業に比べて低い状況にある。本県においても、直近の県民経済計算から算出した労働生産性については、製造業が611万円、建設業が410万円に対して、サービス産業全体で391万円という状況になっている。労働生産性の向上にはデジタルツールの活用が有効とされており、ツールの活用により業務の省力化や業務プロセスの効率化を図ることで、労働生産性の向上が期待できる。また、コロナ禍において、デジタルツールの需要が高まっていることから、デジタル化が喫緊の課題という表現にしている。
- 2 サービス産業事業者の大多数を占める中小企業者の中には、DXに関して興味を持っているが何をしたらいいかわからない、デジタル化の知識がないという声が多くある。そのため、初期段階の支援が必要と考えている。事業者に対しては、セミナーによりDXの導入の意義や、取り入れやすいツールの実践例など、DXの基本的事項の普及啓発も行って

いる。DXのきっかけにつながるように取り組んでいる。関心はあるけれども方法が分からないという事業者に対して、DXに向けて一歩踏み出してもらうために背中を押し、そのような事業を増やすことを含めて、サービス産業全体のDXを後押しするという考えで、このような表現にした。

藤井委員

- 1 施策50の施策指標「サービス産業の労働生産性」で、459.2万円を目標としている。これまではかなり低い状況で推移しているが、この目標が達成できるのか。達成できるとした根拠はどのようなものか。
- 2 目標の根拠の中に、サービス分野の生産性向上の取組により、サービス産業に従事する就業者1人当たり県内純生産額が毎年度2パーセント以上向上することを目指していくとしているが、インフレ上昇率を加味した目標になっているのか。

商業・サービス産業支援課長

- 1 労働生産性の向上については、付加価値の向上と業務効率化の取組が非常に重要になる。デジタル技術の活用による業務効率化やDXの取組による経営改善が労働生産性の向上に役立つものと考えている。特に、サービス産業の4割を占める卸・小売業については、DXに取り組んでいる事業者が23パーセントにとどまっているという統計もあるため、DXに取り組むことで経営改善が進むと期待される。県としては、セミナーによる啓発や専門家の伴走支援等で事業者を支援し、デジタル化を推進することで、労働生産性の向上を図り、その成功事例を波及させたい。ほかの取組としては、地域商業の基盤となる商店街の人材育成、担い手づくりを通じて支援していく。また、経営革新計画の策定を進めることで、サービス産業の労働生産性の向上につながっていくと考えている。さらには、観光の振興によって県外需要を取り込んだり、地域への波及が生まれる企業誘致を推進したり様々な取組を行いながらサービス産業の振興に取り組んでいきたい。
- 2 当該指標については、県内純生産の名目値を使っているのので、物価上昇率は含まれている。サービス産業の伸び率は0.8パーセントで、全産業でも1.5パーセントという状況である。目標として全産業の水準を参考に、デジタル化の進展による上積みを検討して2パーセントとしている。今後の物価変動の想定は非常に困難であり、現在できる限りの想定の中で、目指すべき目標として設定した。

中屋敷委員

- 1 中小企業の支援に力を入れなくてはならない。その中で、公共調達について、平成25年に障害者優先調達推進法が施行されて障害者優先調達に努めるということが定められているが、施策49の主な取組のどこに含まれるのか。
- 2 施策49の主な取組に「ビジネスマッチングなどによる成長が期待されるベンチャー企業の育成」とあるが、現行の5か年計画の「成長が期待されるベンチャー企業の育成」から「ビジネスマッチングなどによる」を加えた理由は何か。
- 3 「入札参加資格審査での企業評価の実施」について、今までも実施してきたが5か年計画には記載されてこなかった。今回の5か年計画案に記載した意図は何か。
- 4 「海外市場の新規開拓や現地の支援拠点によるビジネスサポート」についてはジェトロも行っているが、棲み分けはどのようにしているのか。
- 5 海外展開する中で、中・小企業、特に小規模企業は、国際的に知的財産が守られないと勝負にならないと考えている。国際的な知的財産の保護は、主な取組のどこに含まれている

のか。

- 6 「北部地域振興交流拠点の検討推進」を「変化に向き合う中小企業・小規模事業者の支援」に掲げた理由は何か。
- 7 「北部地域振興交流拠点の検討推進」については、現行の5か年計画の中で修正を加えた部分であるが、同じ文言で掲載されている。修正を加えたということは、「そのときの状況としてはよろしくない」と判断した」と認識していただいているはずである。ゼロベースでこれを考え直して取り組んでいくということなのか。

入札課長

- 1 主な取組の「公共事業における県内企業の受注機会確保や県産品の利用促進」に該当する。主には、「施策30 障害者の自立・生活者支援」の主な取組のうち「障害者の工賃向上への支援」が大きく関わっている。基本的には、地方公共団体における調達は、より良いものをより安く調達しなければならないため、一般競争入札が原則とされている。例外として、障害者施設等から調達する場合には、地方自治法施行令により、競争の方法によらないで任意に特定の者を選定してその者と契約を行う随意契約が可能とされている。県としては、障害者優先調達推進庁内連絡会議において関係部局と連携し、取り組んでいく。

産業支援課長

- 2 創業して間もない企業やベンチャー企業にとって、人材育成や資金調達、販路拡大等が主な課題として挙げられている。このような課題に対応するため、プレゼンテーションの場や企業同士が会う場を設定するなどのビジネスマッチングの機会を増やしていくことが大切であると考えている。そのため、「ビジネスマッチングなど」という例示をさせていただいているものであり、限定したものではない。
- 5 海外の知的財産については、主な取組の「産学官連携や知的財産活用などによる新技術・新製品の開発支援」で対応したい。県では埼玉県産業振興公社に知的財産総合支援センターを設置し、総合的な窓口として企業からの知的財産に関する相談を受けている。こちらでは国際的な特許の出願などの支援もさせていただいているので、こちらで対応させていただきたい。
- 6 現行の5か年計画の原案では「施策40 活力を生み出すまちづくり」の主な取組に掲げていた。現在、県内企業を取り巻く環境は、SDGsやカーボンニュートラル、DXなど大きく変化している。北部地域に産業拠点施設をつくり、企業のイノベーションを後押ししていくことは県北全体の活力を高める上で重要と考える。企業支援、産業支援の重要性を鑑み、今回の計画案では、施策49に位置付け、検討を推進させていただきたいと考えている。
- 7 SDGsやカーボンニュートラルへの対応など、産業支援施設に今何が求められているか中味の検討をさせていただくため、まずは5か年計画に掲げさせていただいて、施設の在り方等について検討させていただきたいと考えている。

入札審査課長

- 3 県内中・小企業、特に建設業においては担い手確保などが大きな課題となっている。入札参加資格審査での企業評価には「担い手確保」や「女性活躍・子育て支援」などの評価項目がある。これら企業評価を通して県内中・小企業の持続的発展につながるよう今回記載した。

企業立地課長

- 4 令和元年11月にジェットロ埼玉が開設されたことに伴い、ジェットロのサービスを最大限活用しながら、県は補完する役割分担となっている。海外拠点があるベトナムやタイにおいても同様で、貿易投資相談や商談会出展支援などはジェットロが実施し、それ以外の現地での困りごと相談や視察代行などジェットロでは対応していないサービスを県が補完することで進出している企業を支援している。

中屋敷委員

- 1 ジェットロとの棲み分けについて、ジェットロのサービスがある中で、海外にサポート拠点を設置する必要性はどのようなものか。
- 2 「入札参加資格審査での企業評価の実施」について、企業評価に新たな視点を取り入れ、県の考え方を企業に伝えていくことが必要と考える。その点についてどのように考えているのか。
- 3 北部地域振興交流拠点について、過去の経緯を見ると、内容の部分で図書館の問題があった。そのような判断がどのように扱われるかによって方向性が変わる可能性もあるので、あえてゼロベースかと聞いたところである。改めて答弁願う。

企業立地課長

- 1 サポート拠点のサービスについては企業のニーズを把握し、それに合った見直しを行う必要があり、令和2年度においても役割分担の見直しを行った。一方、コロナ禍で海外渡航ができない中において、サポート拠点から企業に対して現地の有益な情報を提供することができるなどの有用性も見出せた。今後も、常に企業ニーズを把握するなど、サポート拠点のサービスについて考えていきたい。

入札審査課長

- 2 令和5年度と令和6年度の入札参加資格審査に向け、県内中小企業の抱える課題解決につながるような企業評価を検討していく。

産業支援課長

- 3 5年前とは社会経済情勢が変化しているので、まずは、今回の5か年計画に掲載させていただいた上で、変化に対応した施設の在り方について、地元や専門家の意見等を聞きながら、ゼロベースで検討を進めていきたいと考えている。

須賀委員

- 1 施策5-1について、高等技術専門校はものづくり人材の育成を支えているが認知度が低い。新しい施策などに取り組んでいくのか。
- 2 DXの社会実装の進展に伴い、デジタル技術を活用できる人材の確保というのは様々な産業で必要となってくる。この人材の育成は、数値で目標を設定しているのか。また、指標化はできなかったのか。

産業人材育成課長

- 1 コロナ禍の影響やデジタル化の潮流を踏まえ、従来型の職業訓練をより効果的なものに見直していく必要があると考える。認知度が低いとの御指摘については、県内企業とのつながりを深めていくことや、PRを積極的に行うなど力を入れて取り組んでいく。

経済対策幹

- 2 デジタル人材については、現状においても業種、規模、経営層から現場の労働者まで求められる人物像が非常に多種多様である。また、デジタル技術の進歩が急速に進む中、デジタル技術を活用できる人材像も5年間という期間においては大きく変容していく可能性があるものと考えている。このため、デジタル技術の活用方策の変化に応じた事業を展開していく中で、適切に目標を定め、取り組んでいきたい。

平松委員

- 1 日本は諸外国と比べて、起業に対する関心が低く、ベンチャーを起こす割合が低くなっている。今あるベンチャーへの支援、起業をしたいという顕在ニーズに対応することも大切であるが、その前段階の裾野を広げていくことが重要と考えている。子供たちに起業という選択肢があることを知ってもらうため、既に「出前起業家講座」を実施しているが、若い段階から起業への意識を高める取組を更に充実させていく必要があると考えている。このことについてどのように考えているのか。
- 2 施策51において、デジタル人材の確保の記載がないが、主な取組のどこで行うのか。
- 3 より戦略的に産学官連携など様々な方法でデジタル人材を育成していく取組が重要であると考えているが、その認識はあるのか。

産業支援課長

- 1 県では「出前起業家講座」を実施しているが、県内の中学校や高等学校へ、県の施策に関与いただいた起業家に訪問していただき、起業体験を語っていただくことで、生徒に起業に対する関心を高めている。今年度は現時点で3,000人を超える生徒に受講していただいているが、生徒へのアンケートでは「何かにチャレンジしてみたくなった」、「新しい事業を創造することに関心が高くなった」などの良い評価をいただいている。今後もこれらの事業を積極的に進めて、若い世代の起業への関心を高めていきたい。

雇用労働課長

- 2 デジタル人材の確保については、主な取組の「県内中小企業の人材確保支援の拡充」で取り組んでいく。現在、デジタル人材など高度な人材確保については、県ではプロフェッショナル人材戦略拠点事業を実施している。この事業では、県内中小企業が必要とする高度な人材を、県が登録している民間人材会社等に紹介してマッチングを行うという仕組みで、高度な人材の確保支援を行っている。

経済対策幹

- 3 本県では現在「DX推進支援ネットワーク」を立ち上げ、県のほか、国、経済団体、埼玉県産業振興公社等の支援機関が一堂に会したネットワークを構築した。それぞれのデジタル人材支援について、いろいろな支援策を持ち寄り、幅広く提供し、県内企業のニーズに応えていきたい。そのようなネットワークを令和3年9月定例会の補正予算で認めていただき、今回立ち上げた。今月中にも第1回目の会議を開催し、そのような取組を具体化していきたい。今回の5か年計画案では「デジタル技術を活用できる人材の育成」の中で取り組んでいきたい。

白根委員

施策50について、政府は2025年までに全決済のうちキャッシュレス決済を40パーセントにするという目標があると聞いているが、令和2年6月に経済産業省で、キャッシュレス支援を打ち切ってしまった。小規模事業者で困っているのは、決済手数料が負担になっている点であり、本来、国が支援するべきと考えるが、現在のキャッシュレス決済の普及率はどのくらいなのか。

商業・サービス産業支援課長

キャッシュレスの普及率に関しては、都道府県別のキャッシュレスの支払割合というデータがあり、本県は26.9パーセントである。

白根委員

その割合は全国の中で低いのか。

商業・サービス産業支援課長

全国平均は出てないが、一都三県では、東京都が31パーセント、千葉県が31.2パーセント、神奈川県が31.2パーセントとなっている。

白根委員

それは低い状況である。このような低い状況で県が事業者の支援に取り組んでいるのは評価できる。本来、国としても後押しする必要がある。県としても小規模事業者に光を当ててほしい。(意見)

権守委員

- 1 施策48における施策指標「新規の企業立地件数」に県内企業の移動もカウントしているとのことだが、施策指標は県の取組による成果としているので、県が立地に関わっているならカウントしていいが、関わっていないものをカウントするのはいかがか。
- 2 施策内容に「市町村や金融機関等」と記載されているが、「等」とは何か。
- 3 施策内容に「オール埼玉」と記載されているが、「オール埼玉」としているのはなぜか。
- 4 現行の5か年計画では、ナノカーボン、医療イノベーション、ロボット、新エネルギー、航空・宇宙など先端産業分野の研究開発支援となっており、これまで先端産業創造プロジェクトとして長期にわたりかなりの予算を投じて取り組んできているところである。しかしながら、今回の5か年計画案ではロボット等の文言は残っているが、どのような考えでこのような表現にしたのか。なぜこれまでの表現を残さなかったのか。

企業立地課長

- 1 企業立地件数としてカウントしているのは、敷地面積1,000平方メートル以上、建築面積500平方メートル以上という基準のもので、県外からの移転も県内での移転も同じ効果と捉えている。また、県の関わり方としては、何も無いところから関わる場合もあるが、ある程度計画ができてきてから、困りごとについて支援をするなど、県が関わっているものをカウントしている。
- 2 建設会社や不動産業者など、企業との間に入っている関係者を指している。
- 3 企業誘致は県だけが旗を振っていても成果は上がらない。市町村や金融機関、建設会社や不動産業者など様々な業態を巻き込んで、みんなで支える体制の中で本県に工場等を建

ていただきたいと考えている。

先端産業課長

4 県では平成26年度から「産業振興・雇用機会創出基金」を財源に、医療や航空などの5分野に対し、「先端産業創造プロジェクト」として重点的に支援してきた。しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による社会情勢の変化や基金残高などを勘案し、令和3年度においてはプロジェクトの趣旨は変わらずにデジタル技術を主な支援対象として事業を見直したところである。このため、主な取組を「デジタル技術を活用した製品等の開発・実証支援」に見直し、次期計画期間においても先端産業に対する支援を実施していきたいと考えている。

権守委員

企業立地件数について、施策指標は件数だけを捉えているが、例えば、立地企業の売上高や経済波及効果などを施策指標としないのか。

企業立地課長

施策指標としては分かりやすい企業立地件数としているが、立地に伴う投資額や新規雇用者数、税金などを捕捉することで、立地の効果を捉えている。

橋詰委員

施策49において、SDGsの推進に取り組む企業を支援するとあるが、具体的にはどのようなことを行っていくのか。

産業支援課長

県内企業のSDGsへの理解は進んできているが、何を行っていいのかわからないという状況と理解している。県内中小企業に、SDGsとは何なのか、自分たちの取組がどのようにSDGsにつながっていくのかを理解していただきたいと考えており、SDGsによる経営の普及のため、セミナー等を開催している。そのような事業を進めることで、SDGsを企業経営に生かす取組を進めていきたい。

環境政策課長

企画財政部が実施している「SDGsパートナー登録制度」以外にも、環境部として「環境SDGs取組宣言企業制度」を昨年度から開始しており、現在200社が宣言している。今回の5か年計画案においても、引き続き取り組んでいく。

橋詰委員

「SDGsパートナー登録制度」でパートナー登録していただいた企業に財政支援などはないのか。

計画調整課長

金融機関と連携して低利での貸付制度を設けており、パートナー登録していただいた企業に対して支援している。

秋山委員

高等技術専門校の入校者の推移とその特徴はどのようなものか。また、高等技術専門校の抱える課題とそれに対する取組はどのようなものか。

産業人材育成課長

2年コースと短期コースにおける過去5年間の平均入校率はいずれも90パーセントを超え、トレンドとして高い水準を維持しているが、1年コースは平均84パーセントで減少傾向にある。1年コースは金属加工科などで応募者数が低調であることが影響している。課題は、本県のものづくり産業の基礎的な部分を担う、金属加工や機械系などの訓練科の応募者の減少である。企業側からは多くの求人がありながら、十分に人材を輩出できないといったギャップがある訓練科について、高等技術専門校のPRや高校等との連携、地域との一層のつながりにも取り組み、課題の解決に努めていく。

【議案に対する質疑（「針路12 儲かる農林業の推進」）】

武内委員

- 1 針路12の背景と2040年を見据えた方向性については、農業と林業の二つに分かれている。農業については、いろいろな課題が背景で述べられ、それを受けて方向性や取組が記載されている。高齢化や後継者不足で農業者が減っており、そのために新規就農や女性農業者など多様な担い手の確保、熟練農業者の技術や知識を見える化し、次の世代へ傳承していくとの記載があるが、この背景の記述だと取組や方向性につながらない。儲かる農業というテーマは次の世代への傳承に直結しないのではないのか。また、農業者不足を補うために、意欲ある農業者への農地の集約による大規模経営化やICT技術を活用した生産性の向上が必要ということを背景に記載した方がよいと思うが、どのように考えているのか。
- 2 針路12の背景について、木材価格の長期低迷等を原因としているが、具体的な課題が見えない。いきなり2040年を見据えた方向性でスマート林業の生産性向上とサプライチェーンが記載されている。この方向性を背景に加える必要があったのではないのか。例えば、長期低迷によって木材価格が供給コストに見合わない状況が続くとか、需要に応じた安定的な供給の体制が不十分だったなどが入った上で方向性が出る。記述についてどのように考えているのか。
- 3 施策54の施策内容の最後に、木材利用拡大のために公共施設などにおける利用推進とあるが、「など」は何を指すのか。
- 4 令和6年度から住民から森林環境税が徴収されることになるが、森林環境譲与税が基金に積み立てられている状況が続いている。これは市町村が行うものであるが、県が市町村を後押しすることや計画的に運用できるようにすることなどが書かれていないが、どのように考えているのか。
- 5 2040年を見据えた方向性の中にサプライチェーンの実現が記載されているが、施策にはそれに相当するものが見受けられなかった。キーワードとして記載する方がいいのではないのか。
- 6 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律が改正されているので、CLTも必要な課題となってくるが、どのように考えているのか。
- 7 市町村に木造建築技術アドバイザーを派遣する制度があるが、どの程度活用されているのか。そして、今後申請があったら派遣するのではなく、プッシュ型など力を入れていく必要があるのではないのか。

8 公共施設や民間住宅での木材利用を施策指標にできないのか。

農業政策課長

- 1 背景に記載している農業者の減少が本県の農業を取り巻く課題の中でも重要であると考えている。農業者が減少していく中で、新しい担い手を確保し農業構造を一定の水準で維持、できれば向上していく。そして、次の担い手の方々はしっかりと技術習得し農業ができるようになる。どのようにしたら新しい担い手を確保できるのかということの処方箋としては、所得が一定程度確保でき、儲かる農業でなければならない。これを背景に記載している。そして、その儲かる農業の実現を図るための具体的な内容を方向性に記載している。

森づくり課長

- 2 背景に「木材価格の長期低迷等」という言葉が記載されているが、本県の林業の課題は、木材価格の低迷により木材収益から再造林を賄うことが困難であること、森林所有者の経営管理に対する意欲がないなど、「木材価格の長期低迷」に起因するものがほとんどであると考えられる。そのために端的に課題を表現するために「木材価格の長期低迷等」とした。
- 3 「など」には、中高層を含めた非住宅建築物が含まれている。
- 4 主な取組としてスマート林業技術の導入と県産木材の公共施設での利用拡大などに森林環境譲与税を活用している。なお、県の森林環境譲与税の用途は、市町村が行う森林の整備や木材の利用に係る施策の支援とされている。
- 5 サプライチェーンの実現は、施策54における主な取組の「スマート林業技術の導入・普及」及び「県産木材の安定な供給体制の整備」に含まれている。ICTの活用により、森林資源、生産、流通、加工の情報の共有化をして、安定供給体制の構築に努めていく。
- 6 CLTの活用についても、埼玉県農林水産業振興基本計画において、「木造による中規模建築物の建設を可能にするJAS材の利用やCLT、重ね柱などの新たな部材の活用を促進します。」と記載し、県の施策として位置付けている。
- 7 木造建築技術アドバイザーの取組については、市町村の公共施設での県産木材の利用拡大の方策の一つである。制度の周知については、県のホームページに掲載するほか、令和2年度に職員が全市町村を回って財政担当や管財担当に対し説明した。実績としては、平成元年から始まっており、大きな建物としては小鹿野町新庁舎についてアドバイザーが設計や材工分離の方法などを助言した。なお、令和2年度は9市町について派遣を行った。
- 8 木材は、公共施設や民間住宅、土木資材など様々な用途に供されているため、その全体像を把握するために、「県産木材の供給量」を施策指標としている。公共施設における県産木材の使用に関する指標は、埼玉県農林水産業振興基本計画の中で、「県産木材を利用した公共施設数」を指標として設定している。民間住宅については「埼玉の木みんなを使って豊かな暮らし応援事業」で県産木材使用に対する補助を受けている物件以外では、事業者自体が木材の産地を把握する義務や根拠がないことから、数値の管理が困難であるため指標とすることは難しいと考える。

武内委員

- 1 先ほどの答弁において、公共施設などの「など」とは、非住宅、民間の事業所のことなのか。
- 2 サプライチェーンについて、スマート林業の技術の中には、情報共有を生産から供給ま

でスマート化する広い概念なのか。

- 3 木造建築技術アドバイザーは余り活用されていないようであるが、強化していくのであれば、主な取組に入れた方がいいのではないか。

森づくり課長

- 1 お見込みのとおり、事務所や店舗のことである。
- 2 下流は工務店、上流に行くと製材所、山側の生産者まで幅広い範囲で川上、川中、川下までをつなげていく。
- 3 木造建築技術アドバイザーは、今後活躍してほしいと考えている。単に建築だけでなく原木、プレカットなど材料調達、全体のコーディネートを行う専門家が現在21名いる。市町村を対象に小鹿野町新庁舎の見学なども考えていきたい。

武内委員

- 1 公共施設などの「など」は、民間の施設でもよいと思うがいかがか。
- 2 民間の建物も含まれるとすれば、担当部局に都市整備部や産業労働部も加わるのではないか。
- 3 サプライチェーンというキーワードは、主な取組の中に入れたいということなのか。

森づくり課長

- 1 「など」の中に民間の施設も含めると考えている。
- 2 現在、13部局38課で彩の国木づかい連絡促進協議会を開催し、補助事業やCLTなどの最新情報を共有し、各部局で公共建築物の木造化に取り組んでいる。
- 3 2040年を見据えた方向性にあるとおり、生産者の顔が見えるサプライチェーンの実現に取り組んでいきたい。

武内委員

- 1 担当部局の考え方について再度答弁願う。
- 2 サプライチェーンは5か年計画の計画期間中には実現しないのか。

計画調整課長

- 1 施策実現に向け、施策ごとに関わりの深い内容や主な取組を記載しているところである。主な取組に関連の深い部局を担当部局として記載しており、施策54は「林業の生産性向上と県産木材の利用拡大」であるから、最も関わりの深い農林部を記載している。教育局や都市整備部との連携は重要であるため、今後も連携を図っていく。

森づくり課長

- 2 サプライチェーンの取組は、主な取組である「スマート林業技術の導入・普及」や「県産木材の安定的な供給体制の整備」の中に含まれているので、5か年計画の中で実現していくと考えている。

宮崎委員

- 1 施策53の施策内容について、地産地消推進の進捗状況はどのようになっているのか。
- 2 主な取組の「産地を支える戦略的試験研究の実施」について、農業技術研究センターの機能強化が必要であると考えますが、現状はどうなっているか。

- 3 新品種の開発の現状はどうなっているか。
- 4 主な取組「衛生管理の徹底による家畜の損耗防止」について、「損耗」という表現はアニマルウェルフェアの観点から、物のような扱いで不適切ではないのか。
- 5 主な取組「県産農産物や加工食品のブランド化と輸出促進による販路拡大への支援」について、PR戦略を積極的に行うという記載をすべきではないか。
- 6 ブランド化や販路拡大について指標化ができないのか。
- 7 施策53の主な取組「生活様式の変化に対応した販路の開拓」の具体的な内容はどのようなものなのか。
- 8 需要と供給のバランスを考慮した作付け転換や、高収益作物への転換の推進という項目について、主な取組の中に入れるべきではないのか。

農業ビジネス支援課長

- 1 地産地消については、消費地と生産地が近いという本県の強みを生かし、県民に県産農産物を知って、買って、食べていただける取組を進めている。特に県産農産物が旬を迎える11月を地産地消月間に設定し、量販店や飲食店などでの取扱いの拡大を進めている。また、県産農産物を取り扱う小売店、飲食店に「県産農産物サポート店」の登録を進めており、令和3年7月時点では2,647店舗となっていて、平成28年の2,451店舗から約200店舗増加している。また、主原料に100パーセント県産農産物を使用し製造された「ふるさと認証食品」の認証を進めており、令和2年度末時点では553製品であり、平成28年の484製品から約70製品増加している状況である。
- 5 県産農産物のPRについては、メディアプロモーションや関係者が一体となったキャンペーンを展開するとともに、WEBやSNSを活用して県産農産物の魅力を広く情報発信している。また、県産農産物のPRを行う「埼玉わっしょい大使」を5名認定し、県内の産地や直売所、飲食店などを訪れて、県産農産物を使った料理の写真や感想などを、Instagramを通じて県産農産物の魅力を発信してもらっている。
- 6 ブランド化と販売拡大は、農業の収益力を高める取組であるため、施策指標としては農家1戸当たりの生産農業所得で代表させている。また、下位計画の埼玉県農林水産業振興基本計画において、県民が県産農産物を購入する場を拡大する観点から、施策指標として県産農産物コーナー新規設置店舗数を設定している。
- 7 農業者がインターネット販売を活用して新たな販路の確立に取り組むため、ECサイトの立ち上げや消費者の買いやすいサイトづくりへの支援を行っている。また、インターネット販売等に対応した農業者のサイトを紹介する県ホームページの充実やWEBやSNSを活用した農産物の販売促進キャンペーン等を実施している。

農業政策課長

- 2 農業技術研究センターをはじめとする県の試験研究機関においては、「気候変動など環境変化に対応した技術の開発」、「埼玉ブランドとなる品種の育成と普及」、「省力・低コストなどの生産技術の開発」、「地域の特性を生かした技術開発と指導」の四つの柱とする方針の下で研究課題に取り組んでいる。
- 3 品種の育成については、本県の立地や気候に適しており、かつブランド価値の持てる品種の育成、普及という観点で取り組んでいる。例えば、首都圏に位置するという立地条件に適した観光直売向けのおいしいイチゴの品種や、本県の暑い気候でも育てやすく、食味の良い米の品種の育成で一定の実績を上げている。

畜産安全課長

- 4 家畜は病気になると、死ぬことはなくても出荷できる頭数や出荷体重が減ったり、乳牛では乳量が減ったりすることがあり、これらを総じて家畜の損耗と表現している。家畜衛生分野など畜産の一般的な用語として広く使われているため、計画の中でも使用している。

生産振興課長

- 8 需要と供給のバランスを考慮した作物の作付け転換の推進は重要な取組と考えている。高収益作物として、野菜など作付けから収穫までが年に数回できるものや、需要があり安定的な生産ができるものが考えられる。このため、高収益作物などへの転換については、主な取組の「加工・業務用野菜、飼料・米粉用米など新たな需要も踏まえた品目ごとの産地体制の整備支援」の項目で取り組んでいきたいと考える。

宮崎委員

- 1 農業技術研究センターではいろいろな研究機能を果たしているということだが、久喜市におけるイオンアグリ創造株式会社の取組について、地域農業へどのような貢献をしているのか。
- 2 PR戦略は他部局との連携が必要ではないのか。担当部局が現在の3部局で足りるのか。ほかの部局も入れるべきではないか。

生産振興課長

- 1 久喜市で行っている次世代施設園芸の地域への貢献については、次世代技術実証普及センターで高品質多収栽培に係る実証内容を研修会や視察を通じて、県内生産者への技術の普及を努めている。研修会は月1回行っており、新型コロナウイルスの影響で一時休止もしたが、これまで34回開催され、1,150名が参加しているほか、視察も受け入れている。人材育成にも取り組み、農業大学の学生の研修を受け入れ、またトマト生産を希望する生産者の受入れも行っている。

計画調整課長

- 2 県産農産物のPR戦略については、事業を進める段階で、県民生活部等の各部局と連携して進めていきたい。

飯塚委員

- 1 施策指標にある「農家1戸当たりの生産農業所得」について、農家とは「経営耕地面積が10a以上の世帯又は販売金額が年間15万円以上ある世帯」を指すとしている。この「年間15万円以上」という基準は適正なものなのか。
- 2 農家には兼業農家も含むとなっているが、収益力ある農業の確立という施策に関する指標を設定する上で、なぜ兼業農家を含んだ数を指標とするのか。専業農家に着目した数値を採用することはできないのか。

農業政策課長

- 1 この指標は、生産農業所得という県全体から生み出される農業所得から、農家1戸当たりの数値を算出している。あらゆる農家から生み出される生産農業所得なので、幅広い農家で割るという数値を採用している。また、150,000円以上という基準については、国の農林業センサスで採用している定義である。150,000円というのは、一般的に

10アール程度の経営耕地面積の場合の収益は150,000円程度になるということで、農林業センサスで使用している。県全体の生産農業所得と対比するために幅広い農家を捉えようとするところから、この定義を採用する案となった。

- 2 生産農業所得に着目すると、どのような属性の農家でどの程度の所得を生み出しているかという統計データがないため、専業と兼業に分けて数値を出すということができない。

飯塚委員

施策53の題名が「強みを生かした収益力ある農業の確立」になっている。例えば、1,000万円以上稼いでいる農業者や収益性の高い作物の生産に着目した指標にしてはどうか。農家の定義の中に「販売金額が年間15万円以上ある世帯」があるということは分かるが、「収益力の高い農業の確立」というのであれば、もう少し高い指標にした方がいいのではないか。また、農家には、販売している農家や生産するだけの農家等、様々な形態があるのは分かるが、しっかりとした仕分けをする中で数値設定をしなければならないのではないのか。そうでなければ、PDCAサイクルが回せないのではないのか。

農業政策課長

収益性ということを踏まえ、所得に着目することで生産の向上や販売の拡大だけでなく、コストの削減といった政策努力の効果が施策指標に反映できる。また、1戸当たりという数字に着目することで、農家数といった農業構造の変化等も指標に反映できる。この指標の数値を追うことで、本県の農業の状態が把握しやすいという発想に立って、指標の案としている。5か年計画の下位計画である埼玉県農林水産業振興基本計画では、販売農家数に占める販売金額が1,000万円以上の農家数の割合を指標として位置付けている。最上位計画である5か年計画で包括的に政策努力を反映できるものを位置付け、側面の指標については基本計画に位置付けて全体でPDCAサイクルを回していきたいと考えている。

逢澤委員

- 1 都市農業の観点が必要に感じられるが、どのように考えているのか。
- 2 農業と福祉の連携を拡大していくためにも、福祉部との連携が必要ではないかと考えるがいかがか。
- 3 施策52において、明日の農業担い手育成塾について新規就農者に対する偏りが見られる。農家の後継者の育成も重要なことであるから、後継者育成について何らかの施策を講じるべきだと思うがいかがか。
- 4 主な取組「担い手育成に取り組む農業大学校・高等学校の教育施設の整備・充実」について、次世代にマッチングした施設整備を教育機関が行っていくということだと思うが、現実の農業の考え方とそごが生じないよう農林部と教育局でどのように連携していくのか。
- 5 農家から営農指導員を求める声がある。営農指導員の育成、配置を積極的に取り組むべきではないのか。
- 6 農地中間管理事業について、農業委員会をはじめとした関係機関との連携強化を図るべきではないのか。
- 7 施策指標「農業法人数」の目標1,560法人は、国の目標値の50,000法人を踏まえているとのことだが、数字を当てはめているだけということであり、県としての目標の根拠はどのようになっているのか。
- 8 施策指標「担い手への農地集積率」について、農地自体は担い手に集まるとしても分散した農地ではなく、まとまった農地が重要であることから、ほ場整備などの基盤整備率を

指標化するべきではないのか。

農業ビジネス支援課長

- 1 針路12では、都市農業といった地域を特定した政策ではなく産業政策として記載している。都市農業、農山村といった地域を特定した施策については、「施策44 活力ある農山村の創造」で対応しており、都市農業については、主な取組の「地域の特徴を生かした都市農業の振興」で対応していく。
- 6 令和3年度農地中間管理事業推進方針に、県・市町村、農業委員会系統組織、JA、土地改良区、農林公社の5機関連携による推進強化を位置付けている。具体的な取組としては、人・農地プランの実質化の取組と連動した農地中間管理事業の推進、集落や地域における話し合いへの参加、農家への巡回による事業推進、各種研修会などの開催による先進事例の全県への波及など、5機関が連携して取り組んでいる。

農業支援課長

- 2 農業法人等で障害者雇用が行われていることは承知している。ただし、障害者を雇用するためには、農業経営体の作業場の改善などの環境整備が課題である。今後、農業分野で障害者雇用の取組を進める中で福祉部と連携していく。
- 3 農家の後継者は新規就農者に含まれているので、主な取組の中の「次代を担う新規就農者の確保・育成」の中で取り組んでいく。ただし、農家の後継者が希望をもって農業経営を継承できるよう農業経営体の経営力の向上などの支援を行っていく。
- 4 農業大学校については、先端技術を学べる教育を目指している。先進的な農業経営を行っている農家や農業高校の意見を聞きながら施設整備を進めていく。また、農林部と教育局の意見交換については、農業大学校と隣接する県総合教育センター江南支所があるが、施設や機械の相互利用などについて定期的に会議を開催している。今後も意見交換をしながら施設整備を進めていく。
- 7 平成27年度の全国の農業法人数は28,903法人で、国では令和5年度までに農業法人数を50,000法人にする目標とした。この増加率は1.73倍となり、この増加率を本県に当てはめて、令和5年度は1,380法人となる。5か年計画ではこの農業法人数を県として育成する必要があるので、目標にあるとおり令和8年度には1,560法人に設定した。

農業政策課長

- 5 営農指導員は、農業の技術や経営、農産物の販売等について、農業者からの相談に対応するというJAの体制であり、重要な役割を担っていると認識している。営農指導員の育成や配置については、JAの経営判断によるところが大きいと思われるので、現場の方々のニーズを把握しつつ、JAと必要な議論を行いたい。

農村整備課長

- 8 基盤整備の面積は重要であることから、5か年計画の施策指標とはなっていないが、昨年度末に策定した埼玉県農林水産業振興基本計画では、令和7年度の目標を掲げ整備を進めている。

逢澤委員

- 1 現場の農家の方々から普及指導員を求める声があるが、普及指導員の育成や配置をすべ

きではないのか。

- 2 現段階で法人化を検討している農家に対して実態に基づく指導が必要であるが、数値目標についてどのように考えているのか。

農業支援課長

- 1 普及指導員は、担い手の育成や確保、農業者の所得の向上及び地域農業の維持、発展に向け、生産から流通まで総合的に支援する重要な役割を担っている。若手普及指導員の育成については、OJTを基本にし、県の集合研修や国への派遣研修などを組み合わせ、資質向上を図り、いち早く現場で活動できる普及指導員を育成していく。また、配置については、デジタル技術の発展など目まぐるしく変化する農業現場の課題に対応できるよう継続的な資質向上を図りながら、普及指導員を配置し活動体制を強化していく。
- 2 法人育成は一朝一夕ではいけない。県では農業経営相談所を設け、法人化、法人化後の経営発展を支援している。令和3年度は123経営体を重点指導農家として取り組んでおり、その農家を中心に法人化を進めている。

秋山委員

- 1 針路12のタイトルである「儲かる農林業の推進」について、現実には儲かるという状況を作れない中で、このタイトルは適切なのか。例えば、「持続可能な」などではないのか。検討の経緯やこの言葉に込められた思いはどのようになっているのか。
- 2 施策53の施策指標について、農家1戸当たり生産農業所得1,822,000円を目指すということであるが、所得としていかなるものかと思う。所得の向上は簡単なものではないが、5か年計画において県がこの所得を重視する考えはどのようなものなのか。国の動きもあるならば併せて答弁願う。
- 3 林業所得の向上について、実態はどうか。
- 4 今回の5か年計画案では、林業所得をどのように向上させていくのか。

農業政策課長

- 1 農林業を通じ食料の供給や様々な機能を発揮していくためには、まずは農林業の経営がしっかりと継続できるようにする必要がある。御指摘の「持続可能な」という言葉もあるが、そのような観点で政策的な支援を織り込んだ上でも一定以上の収益性が必要であると考えている。そのような収益性がなければ、新たな農林業の担い手を獲得して、業として持続させていくということも難しいと思っている。したがって、ここでいう「儲かる」というのは、農林業経営を維持して、業として新たな担い手を惹きつけられる収益性を実現できることだと考えている。
- 2 先ほどの議論にもあったように、ここでいう農家の中には兼業農家も含め、余り農業への所得の依存が大きい方も含まれている。その上で、所得の向上を実現していくためには、生産基盤を強化するためのほ場整備、農地の集積・集約化、コスト削減を含むスマート農業の推進、販売対策といった様々な施策を組み合わせることで重要である。国の動きとしては、その時々政策的な文脈で力点を置いた支援が行われている。例えば、カーボンニュートラルの流れや、持続可能な農業を実現するための施策を講じていく流れも強くなっており、そのような切り口での支援も今後充実していく動きである。このようなことも効果的に活用しながら支援を引き寄せ政策を講じていくことも重要であると考えている。

森づくり課長

3 国の統計では、家族経営体で103万円となっている。

4 小規模で所有していることが一番の問題であり、ほとんどの所有者が1ヘクタール以下の所有である。そのため、集約化や団地化により路網整備を進めることで林業所得を向上させる工夫をしていく。

藤井委員

新規就農者の確保、育成について、意欲ある方をしっかりと確保、育成していくことは大事だと思うが、一定の知識、経験を持っている方が新規就農者になりたくて県のセンターに相談に行っても、はじかれてしまうという相談がある。5か年計画の中で意欲ある方をしっかりと育成していくということについてどのように考えているのか。

農業支援課長

就農を希望する方には農業を自ら選んだ職業とする強い意志を持っていただき、農業を行う上で必要な知識や技術の習得、実現可能な経営ビジョンを持っているかということが必要になる。このポイントを他人に確実に説明できることも必要である。県では、就農相談を通じて就農に向けての支援をしている。はじくということではなく、就農希望者がどうしたら就農できるかについて様々な支援を提示しながら、しっかりと新規就農者の確保に向けて支援をしていく。
